

会 議 録

| | | |
|----------|--|---|
| 会議の名称 | 令和7年度第1回つくば市こども未来懇話会 | |
| 開催日時 | 令和7年（2025年）7月17日（木） 開会 午後1時30分 閉会 午後3時30分 | |
| 開催場所 | つくば市役所本庁舎2階 会議室201 | |
| 事務局（担当課） | こども部こども未来センター | |
| 出席者 | 委員 | 藤田 晃之委員（座長）、外山 美樹委員（副座長）、宮田 征門委員、佐藤 夏穂委員、大西 まり子委員、富田 哲司委員、尾見 裕史委員、山田 仁巳委員、大久保 良文委員、かさい ひろこ委員 |
| | 事務局 | 福祉部長 根本 祥代、社会福祉課長 中村 銀華、社会福祉課課長補佐 伊藤 寛、保健部長 鈴木 加代子、こども部長 安曾 貞夫、こども部次長 吉沼 浩美、こども政策課長 木村 真理、幼児保育課長 岩田 光弘、こども育成課長 小林 将明、こども育成課課長補佐 飯村 由紀子、こども未来センター課長 中山 美希、こども未来センター課長補佐 豊田 絵美、こども未来センター係長 藤田 由夏、こども未来センター係長 岡田 名保子、こども未来センター係長 久保田 由紀、こども未来センター主査 佐藤 隆正、こども未来センター主事 大里 一貴、教育局長 久保田 靖彦、教育局次長兼学務課長 森田 信道、教育総務課課長補佐 飯村 賞賜、教育局企画監兼教育総務課課長補佐 青木 孝之、学び推進課学校教育政策監 小野 尚文、学び推進課係長 巾崎 一真、学び推進課係長 甲斐 夢帆、学び推進課特別支援教育推進室長 中島 澄枝、学び推 |

| | | | | |
|-------------|--|-------------------------------------|----|--|
| | | 進課教育相談センター所長 須藤 文雄、生涯学習推進課課長 澤頭 由紀子 | | |
| 公開・非公開の別 | <input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 | 傍聴者数 | 1名 | |
| 非公開の場合はその理由 | — | | | |
| 議題 | 第2期つくば市子ども未来プランに関する意見交換等 | | | |
| 会議録署名人 | — | 確定年月日 | — | |
| 会議次第 | 1 開会 2 挨拶 3 委嘱状交付 4 委員自己紹介・事務局職員紹介 5 報告・協議事項 (1) つくば市子ども未来懇話会及び第2期つくば市子ども未来プランについて (2) 子ども・家庭の現状報告について (3) 第2期つくば市子ども未来プラン実施事項重点項目事業進捗について (4) その他 6 閉会 | | | |

【報告・協議事項】

藤田座長：それでは進行役を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。毎回のことでございますけれども、協議に移る前に皆様にご覧いただけます。懇話会での発言に関しましては挙手をしていただきまして、私から指名をいたしますので、そのあとにご発言くださいませ。また可能な限り

明瞭にご発言いただきますようお願いいたします。また、円滑に進行するため、ご意見につきましては、なるべく簡潔におまとめいただけますと大変助かります。どうぞよろしくようお願いいたします。それでは、次第の5でございませうけれども、報告協議事項に移りたいと思います。まず(1)となりますが、つくば市子ども未来懇話会及び第2期つくば市子ども未来プランについて事務局からご説明いただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

(1) つくば市子ども未来懇話会及び第2期つくば市子ども未来プランについて
子ども未来センター：（資料に沿って説明）

藤田座長：ありがとうございます。今ですね、議事次第の報告協議事項の(1)につきまして、子ども未来懇話会自体の設置の目的とその概要、そして第2期つくば市子ども未来プランについてのご説明を資料4に基づきながらいただきました。式次第をご覧くださいませうとですね、(2)で子ども・家庭の現状についてはまた詳しくご説明いただくことになるかと思ひますが、このつくば市子ども未来プランにつきまして、この未来プラン自体につきましてのご確認事項ご質問事項があれば、今、お受けしたいと思ひます。いかがでしょうか。

富田委員：質問なんですけど、スクールソーシャルワーカー、これは一体何なんでしょうか。

藤田座長：それでは用語の説明でございませうがお願いいたします。

学び推進課：スクールソーシャルワーカーにつきましては、各学校に配置されており、学園ごとに1人、市内で18人、学校に配置されているワーカーさんとなります。仕事の内容としては、子どもたちの様子から家庭の困窮具合だったり、家庭での困り感などを聞き取って、家庭の方に直接入って支援をする形の支援員さんとなっております。

富田委員：わかりました。国家資格とかそういうことではない。

藤田座長：資格はございますが、国家認定のいわゆる独占占有資格ではございません。民間資格はございます。

富田委員：民間の資格があるということですね。わかりました。スクールカウンセラーとは違う。

藤田座長：スクールカウンセラーも簡略にご説明いただくことは可能ですか。簡略で結構です。

学び推進課：スクールカウンセラーにつきましては、学校の方において、活動場所が学校になります。子どもたちや、保護者の相談を受けるのがカウンセラー業務となっております。

藤田座長：基本的にはスクールカウンセラーは子どもに直接支援を、相談を通して支援をする方で、スクールソーシャルワーカーはどちらかという家庭と学校の繋ぎで、家庭の方に支援を重点的に提供する方というふうにご理解いただけたらいいんじゃないのかなと思います。

大西委員：3点ありまして、1点目が、2ページ目の将来貧困に陥る可能性のある子ども、という子どもなんですけれど、これがちょっと具体的に全くイメージがわからず、将来貧困に陥る可能性のある子どもっていうのは具体的にどのような子どもをイメージされていらっしゃるのでしょうか。

藤田座長：まず1点目ですけれども、将来貧困に陥る可能性がある子ども、いわゆる後追い型ではなくて事前に防いでいこうというふうな視点から作られた概念でございますが、視点というか基準等をご説明いただけますでしょうか。

こども未来センター：ご質問ありがとうございます。将来貧困に陥る可能性がある子どもというのは、今現在、経済的に問題を抱えていなかったとしても、今現状抱えている課題が、学校の通学が難しくなっていたりとか、人間関係の構築が難しくなっていくところ、今現在の課題が、社会に出ていくときに困難になる可能性があることっていうところで、将来の貧困って

うところで整理しております。

大西委員：ありがとうございます。2点目が10ページ目なんですけれども、不登校（年間の欠席30日以上）となると、例えば12ヶ月で考えると、月3回欠席ってということになると思うんですけど。何かこうイメージしていた不登校とは何か大分広いなと思ったんですけど、これは全国的にこんな基準なのでしょうか。

藤田座長：年間の欠席30日というのは全国の基準で全国基準統一なんですけど、今ご指摘のように月に3日休んだのが10ヶ月続くということではなくてですね、概念ございますのでこれもご説明いただくことは可能ですか。

学び推進課：はい。不登校の規定というのは文部科学省の方でラインがありまして、問題行動調査の中で、年間の欠席日数30日を超えたもの、それから、それが継続して30日越えているものが不登校となります。ただし、不登校と1度なっても、そのあと継続的に登校が続いている状況があれば不登校は解消となることもあります。

藤田座長：いわゆる病気その他、明確な理由を伴わないもので、年間30日ということに継続性が1つの指標になるかと思います。これは今ご説明ございましたように、文部科学省として統計をとるときの指標で全国统一の指標になっております。

大西委員：ありがとうございます。最後なんですけれど、11ページの、末尾、生活保護世帯に属する子どもが希望する進路に進むことができた割合っていう部分なんですけれど、これ普通の子でもなかなか希望する進路には進めないんじゃないかっていうイメージがあって、この希望する進路に進むことができる、できたっていうのは具体的にはどういう。

藤田座長：そうですね具体的な指標ですよ。これも重要な指標になりまして、この第2期プランの成否を検討する際非常に重要ですので、ここでご説明いただくことが妥当かと思います。いかがでしょうか。

こども未来センター：ご質問ありがとうございます。こちらにつきましては、より困難を抱えている生活保護世帯に属する子どもが希望する進路に進むことができた割合を100%とさせていただきますのは、非常に難しい目標値ではあるとは理解しておりますけれども、私どもつくば市の方で学習会の学習支援の場というところの提供をしている事業が複数ございます。進学のお機会というところをより困難な子どもたちに提供するといえますか、届けられるように、ここは力を入れたいというところで、目標100%とさせていただきますところでございます。

藤田座長：これは確認ですけれども、非常に具体例を挙げてしまいますと、例えば高校進学を希望していた子どもが高校に進学できたら目標値の中に入るのか、それとも特定のA高校、B高校というレベルで進学校が決定した場合目標値に入るのか、大きな差だと思うんですが、これはどのように考えたらよろしいですか。

こども未来センター：進学というところで判断しております。

藤田座長：高校進学を希望していた子どもたちが、高校進学が達成できれば目標値を達成したというふうに考えるわけですね。いかがですか。

大西委員：理解できました。ありがとうございます。

藤田座長：ありがとうございます。他にいかがでしょうか。おそらく、この(2)をご説明いただくとさらに現状がわかるかと思っておりますので、また(2)ご説明いただいた後でまたこの(1)のプランに戻って、ご質問いただくことも可能かと思っております。では(2)につきまして現状につきましてお願いいたします。

(2) 子ども・家庭の現状報告について

こども未来センター：（資料に沿って説明）

藤田座長：ありがとうございます。大変丁寧にご説明いただきました資料の6-2、6-1でございますが、こちらは前半に日本全体の様子もご説明いた

だきまして、後半、2の(1)からつくば市内の状況、そして今日は資料6-2に関しましては、あるケース、非常に複合的な困難を抱えていらっしゃる女の子さんのケースでしたけれども、現在高校卒業し、就労に向けて頑張っている様子まで詳しくご報告いただいたところです。これからご質問いただくわけですが、その前に私の方から補足のご説明のお願いをしたいと思います。今日は資料の6-1の後ろから数えて2枚目の裏側ですが、つくば市で困難を抱えている子どもたちについて、今の数値をご説明いただいたところでございますけれども、この中で、青い羽根学習会、そしてはやぶさ教室、それから青い羽根のいえ、先ほど週に3回開設されていたということのご説明もございましたが、もうちょっと具体的に今回からご参加の委員の方もいらっしゃいますので、青い羽根学習会、はやぶさ教室、そして青い羽根のいえについて補足をお願いしてよろしいですか。

こども未来センター：青い羽根学習会のはやぶさ教室についてご説明させていただきます。主に青い羽根学習会は、4年生から9年生までの児童生徒を対象としているんですけれども、はやぶさ教室については各学校を拠点に小学3年生の方を対象として学習会を行っております。基本的には週1回の開催なんですけれども、学校行事に合わせて、開催数に変動することもあります。以上です。

藤田座長：ありがとうございます。はやぶさ教室につきましては困窮していらっしゃるお子さんを中心にして週1回各学校拠点ですね、青い羽根学習会については学校拠点ではなくて4～9年生というふうな理解でよろしいですか。

こども未来センター：はい。

藤田座長：その頻度ですけれども、青い羽根の学習会の頻度というのはどのくらいになりますか。

こども未来センター：ちょっと補足なんですけど、はやぶさ教室については小学3年生、全小学3年生を対象としているので、就学援助だったりとかっ

うところは特に関係はないので、はい。ただ、はやぶさ教室以外の学習会につきましても、就学援助、生活保護の世帯を対象としております。

藤田座長：わかりました。青い羽根のいえですが、こちらは週に3回、開催、参加可能だというふうに理解してよろしいですか。

こども未来センター：青い羽根のいえについて説明させていただきます。開設の日数につきましては、かつて週3回という開設頻度だったんですけれども、その後週5日開設という形で拡充を行っておりまして、今年度からは、拠点を1つ増やして、さらに拡充をしているところです。なので、現状では週5日開設している事業所と、週3日開設の事業所と2つあるというような状況です。

藤田座長：ありがとうございました。今、基本的な用語、施設、設備等についてのご説明いただきましたが、これを含めましてももちろん結構でございます。今のご説明資料の6-1、6-2につきましてご質問等ございましたらお願いいたします。

大西委員：質問ばかりで申しわけございません。今のこのつくば市で困難を抱えている子どもたちっていうページなんですけれど、こども家庭相談新規件数とかが毎月毎年増えていて、令和6年度虐待が619人ってなっているんですけれど、虐待もやはり割合的に、何ていうかどういいう割合で増えていっているのかっていうのが1点と、もう1点が相談の内訳みたいなもの分析、どういう分析なのか深刻度に分けているのか、それとも、その相談の性質ごとに分けているのかわからないですけど、なんかは分けて分析のようなことはされていらっしゃるのでしょうか。

こども未来センター：事務局からお答えさせていただきます。虐待に関しましては徐々に増えている状況でございます。こちらの方、令和6年の実績は619名でしたが、令和5年度は482名っていう形で、その前が312名という形になりますので年々増えている状況にあります。こちらの方は周知度、特に心理

的虐待と言われる、夫婦げんかの目撃であったりとかっていうところも虐待に当たるといところが認知されてきていることでもありますので、そういったことも含めて虐待の方の相談っていうのは増えてきている状況、こちらの方全国的に増えているような状況になっております。こども家庭相談の件数の割合になるんですけども、こちらの方を育児不安、虐待、発達障害、不登校、非行という形でちょっと分類をさせていただいております。もっと本当は細かいんですけども、改めて、大まかに分けると、大体、育児不安ですね、子育ての仕方とか子育ての情報とか教えてくださってというようなお話っていうのが大体この15,000件のうちの半数を占めるような形になります。虐待に関すること、通告っていう形であったりとか、ちょっとたたいてしまいましたとかいう相談も含めるんですけども、そういったところが大体3〜4割弱ぐらいですね、発達の、発達障害とか言葉の遅れとか落ち着きがないとかいったようなものが大体5%前後ぐらいですね。あと、不登校に関しましては教育局で受けられていることも多いんですけども大体1.5%ぐらいですね。あと、非行に関すること、家出であったりとか、ちょっと盗んでしまいますとかってというようなものが大体0.6%で、その他、どこにもちょっと属さないものっていうような形で、一応割合があるような状況にはなっております。

大西委員：ありがとうございます。すいません、あと1点だけよろしいですか。先ほどのこども未来センターに関わった困難を抱えた事例っていうところで、年齢が18歳っていうふうに表ではなっているんですけど、これ、何ていうか、このこども未来センターで考えている子どもっていうのは、基本中学生までという理解でよろしいのでしょうか。

こども未来センター：お答えさせていただきます。児童福祉法に基づいて18歳までのお子様をこちらの方ではかかわらせていただいております。現在、このお子さんも高校卒業して本来ではもう18歳なので、児童福祉からは外れて

くるんですが、いまだに相談っていう形、少し挨拶程度ですけれども来ていただいております。今回ケースの方、事例を挙げさせてもらったのはちょっと過去の経過という形でさせていただいておりますので、当時14歳で、4歳、1歳の子も、そのあと生まれてきたっていうようなことにはなりますので、はい、18歳までとなります。

大西委員：そうするとやっぱり高校生までは入ってくるっていうことなんですね。すいません、ありがとうございます。

藤田座長：はい。他にいかがでしょうか。またですね今日の協議事項でございます。(3)もでございますので、こちらの進捗状況をお伺いして、またさらに突っ込んだご質問あるかと思っておりますので、まず(3)のご質問を先にご説明いただいってから、ゆっくり皆様方から総括的なご質問いただきたいと思います。それではこちらの第2期つくば市子ども未来プラン実施事項の重点項目の事業進捗について、ご説明を。(挙手する者あり)

佐藤委員：すいません、青い羽根のいえのことちょっと聞きたいんですけど、拠点は今何個あるんですか。

子ども未来センター：拠点の数としては、現在2か所あります。

佐藤委員：生活困窮者の児童しか行けないってことですか。

子ども未来センター：事業の対象としては、養育環境に課題を抱えていたりとか、あとは家庭にも学校にもちょっと居場所がないなっていうようなお子さんであったりとか、貧困の家庭も含めてっていうことにはなるんですけれども、そういったお子さんが安心して過ごしながら、いろんなものを、一般的には家庭とか学校で身につけるっていうことが期待されるような、生活習慣とか、学習習慣とか、社会性の発達だとか、そういったところを安心して過ごす中でサポートしていくっていうような場所になります。

佐藤委員：それは何時から何時までやっているところなんですか。

子ども未来センター：平日は放課後から夜、食事の提供も行っているんですけ

ど、夜までで、休日に関しましては、朝からお昼ぐらいの時間でやっています。

佐藤委員：それは場所が2か所しかないと自分で通うことができないじゃないですか。それは親御さんに送迎してもらったりして行っているってことですか。

こども未来センター：今市内にある事業所では、事業者さんの方で送迎を対応していただいています。

佐藤委員：居場所がなかったりとか、そういう児童が行かれると思うんですけど、そこでの人間関係とかってというのは大丈夫なものなんですか。

こども未来センター：そうですね当然子ども同士の間わりの中で、いろいろなことが起きたりとかってということは想定はされるんですけども、比較的手厚く大人たちも関われるような環境で、そういったいろんな間わりの中でお互いに学んでいくっていうような、そういった形になっています。

佐藤委員：わかりました。ありがとうございます。

藤田座長：大変失礼しました。他にありませんか。よろしいですか。それでは(3)につきましてのご説明をお願いいたします。

(3) 第2期つくば市こども未来プラン実施事項重点項目事業進捗について

こども未来センター：そうしましたらプラン資料7をご覧ください。まず(1)の1-1、こども未来センターを中心とした支援の連携体制の構築についてご説明させていただきます。こども未来センターは令和6年4月に、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへの一体的な相談支援を行う機能を有することも家庭センターとして開設をさせていただきました。それまで母子保健分野と児童福祉分野がそれぞれ専門性を持って相談支援を行って参りましたが、対象となる方が同じであるということもありました。お互いに支援している中で連携を図りつつも、支援から抜け落ちてしまう方もおられる状況があり、

それぞれの機能は有したまま、両機能を組織として一体的に運営することにより、もれなく切れ目なく相談支援体制を強化することを目的として、こども家庭センター、つくば市ではこども未来センターという名称で設置させていただくことになりました。こども未来センター間だけではなく、各関係機関との連携を図っていきます。連携としては同じ地区であったり同じ学区を担当する、うちの方という支援員なんですけれども、子ども家庭支援員とスクールソーシャルワーカーとで連携会議を開催し、互いに支援しているケースについて情報共有や支援の方向性について確認をしあったりとか、あと庁内の関係各課や関係機関、事業所等と連携を強化して支援をして参ります。以上です。

藤田座長：ありがとうございます。今、こども未来センターからご説明いただいたんですが、資料7(1)の分野横断的な支援、そして(2)の教育の支援、(3)の生活の安定に資するための支援。(4)の経済的支援、後半でございますけれども、今日のカバーする内容についてあらかじめご説明いただくことは可能ですか。

こども未来センター：まず今回の懇話会につきましては、重点項目のうち、(1)分野横断的な支援及び(2)教育の支援についてご協議いただきたいと思います。(3)生活の安定に資するための支援及び(4)経済的支援につきましては、今年度2回目、令和8年2月開催予定の第2回懇話会でご協議をお願いしたいと思っております。

藤田座長：ありがとうございます。そうしましたら、今回資料7の1枚紙、表紙でいきますと上半分、(1)の分野横断的な支援と(2)の教育の支援、これのみ今日皆様方のご意見をいただくことにして、(3)、(4)は、年明け2月に詳しくご意見いただくということでよろしいですね。それでは継続してご説明いただきたいと思います。では次に学び推進課から1-1につきまして、はい、いや、(1)分野横断的な支援で2-1、子どもに関するデータベースの運用の

推進でございます、はい。お願いいたします。

こども未来センター：子どもに関するデータベースの運用の推進というところについて、こども未来センターから説明させていただきます。こちらの事業に関しましては、当事者からの支援の要請というのを待たずに、早期にアプローチをかけていく、いわゆるプッシュ型と言われる支援につなげていくための取り組みになります。このデータベースっていうのが、市が保有している子ども、家庭にまつわる様々な情報、例えば就学援助でしたりとか、児童扶養手当の受給状況、学校の欠席日数、学校で児童生徒に実施しているアンケートの結果等、様々な情報を統合したデータベースということになります。これらの情報を活用して支援の必要性の分析というのを行って、学校の方からも所見等情報をいただきまして、プッシュ型、アウトリーチ型と言われる支援に繋いでいます。またこの中で、システム化ということについても記載しております。これについては、データベースの運用にあたって、市役所の各部門で分散して管理しているデータを連携、統合していくような、そういう作業があるんですけども、そこにやっぱり大きなコストがかかっているっていうことがありますので、これを自動化していったりとか、より多くのデータを扱えるようにしたりとかっていうことをするために、今まで運用してきたこのデータベースのシステム化の検討ということもあわせて進めています。こちらに関しては、先日こども家庭庁のこどもデータ連携実証事業というものがあるんですけども、そちらの方に採択されましたので、国が委託している事業者さんのサポートも受けながらシステム化の取り組みを現在進めているところになります。説明は以上です。

藤田座長：ありがとうございます。先ほど資料4の、今回のつくば市こども未来プランの8ページでデータを示していただいたときにご説明いただいたデータベースみまもりというふうに私どもは理解してしまっても大丈夫ですか。

こども未来センター：大丈夫です。

藤田座長：ありがとうございます。では、先ほど私ちょっと先走ってしまいましたが、学び推進課から1-1、不登校児童生徒の支援事業についてのご説明をお願いいたします。

学び推進課：学び推進課です。座長すいません。説明の前に、先ほどの不登校の定義のところの、私の発言の訂正をしてもよろしいですか。すみません。先ほど不登校の定義のところ、座長から補足をいただいた文言、30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由によるものを除いたもの。これが文科省の定義しているところの不登校となります。私、発言の中でちょっと不登校支援のところとごっちゃになっちゃって、継続的とか解消といった言葉を使ってしまったんですけども、そちらは文科省の定義の方に入っていないので、訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

藤田座長：ありがとうございます。ではご説明をお願いいたします。

学び推進課：承知いたしました。(2)教育の支援、事業番号1-1、不登校児童生徒支援事業の説明をさせていただきます。まず、児童生徒の相談や教育支援を行う専任職員を配置した校内フリースクールを全学校50校に設置して支援を実施しております。令和6年度の校内フリースクールの1日当たりの平均利用者数は小学校が96.4人、中学校が67.8人でした。また、民間フリースクール等へも補助金を交付して支援を行い、不登校児童生徒の学習や相談機会の確保、居場所づくりに努めております。令和6年度の補助金を交付した施設は4施設となりました。その民間施設をご利用いただいているご家庭にも利用者支援交付金という形でひと月当たり上限2万円をサポートさせていただいております。令和6年度、その交付金を活用した人数は121名となります。説明は以上となります。

藤田座長：ありがとうございます。校内フリースクール1日当たりの利用者小学生96.4、中学生67.8ということですが、これはつくば市全体での数による

しいわけですね。

学び推進課：はい。全体の数となります

藤田座長：ということは、現在、令和6年の段階ですけれども、小学生16,266、中学生が6,620人いる中で1日当たり小学生が96.4、中学生が67.8ということだというふうに理解いたしまして、ありがとうございます。それでは次に参ります。次はですね、こちら教育相談センターで、1-2でよろしかったでしょうか。スクールソーシャルワーカー配置事業をお願いいたします。

教育相談センター：教育相談センターです。私からスクールソーシャルワーカーの配置事業に関して説明の方をさせていただきたいと思います。スクールソーシャルワーカーについては、市内拠点校18校にソーシャルワーカーの方を配置して、児童生徒の置かれた生活環境に働きかけたりして、関係諸機関と連携して児童生徒及びその保護者に対する支援の方を行っております。6年度の実績に関しては、支援件数として4,349件、前年比238件、相談者数1,347件、前年比92件ということでの件数となっており、相談件数は年々増加傾向にあるのと、あわせて、その相談内容も高度化複雑化している状況でございます。今年度の取り組みとして新たに毎年度定例的な研修を年4回行っているんですけども、今年度新たな試みとして、スクールソーシャルワーカー今18人配置をしているんですけども、4つのグループに分けて、毎月グループミーティングを実施して、質の向上を図っているところでございます。そのうち2回に1回は、こども未来センターさんの支援員の方と情報共有の方を行いながら、対応の方は幅を広げていきたいというふうに考えております。私からは以上です。

藤田座長：こちら拠点校18校でいらっしゃいますので、すべての学校ではないということですので、これ拠点校以外の子どもたちからの支援要請、或いは先生方やご家庭からの支援要請があった場合は、この拠点校の18校の、配置されているソーシャルワーカーさんがそれぞれ対応なさるという理解でよ

ろしいですか。

教育相談センター：すいません、拠点校の説明の方抜けておりましたて申し訳ございません。拠点校として中学校及び義務教育学校の18校にそれぞれ配置しており、そこから配置校として、各小学校に関して、学校からの要請を受けて、スクールカウンセラーさんの活動の方に生かしております。

藤田座長：ありがとうございます。ということは中学校、義務教育学校ですの
で、小学校にはそれぞれの学区ごとに対応できているという理解でよろしい
わけですね。ありがとうございます。それではこども未来センターからのご
説明になりますが2-1、生活困窮世帯への学習支援についてお願いいたし
ます。

こども未来センター：未来センターから説明させていただきます。生活困窮世
帯等への学習支援についてですけれども、事業概要としまして、生活保護ま
たは就学援助世帯、受給世帯の主に4年生から9年生の子どもたちに対して、
学習支援や安心できる居場所の提供を目的として無料の学習会、つくばこど
もの青い羽根学習会を実施しております。つくばこどもの青い羽根学習会に
ついては、令和7年度は21か所開催しており、子どもが地域や家庭の状況に
よらず利用できる学習支援の実施や、自宅から学習支援拠点までの距離や家
庭によらず、子どもが利用しやすい環境づくりに取り組んでおります。また
高校生世代も対象としており、受験期の9年生のときに利用していた方に対
して、高校生になっても継続して利用の希望ある方に対しては、高校生にな
っても利用をすることができます。また、取り組み内容としましては、4年
生から9年生の児童生徒に対して学習支援や安心できる場所の居場所の提供
を行うために、学習支援の団体と協定を締結し、協働事業として実施してお
ります。学習支援団体の学習支援員による学習支援、居場所の提供を行って
いるような状況です。また、その事業の支援団体と事例の共有、また連携強
化のために定期的に連絡会議を行っている状況です。令和6年度の実施状況

としては学習会の教室は20か所で開催し、利用人数は391名と経済的に困難を抱える子どもたちに学習支援、居場所の提供を行うことができました。令和7年度につきましては、先ほど申し上げた通り学習会の教室を1教室ふやして全21か所で開催しており、7月2日の時点ですが、現在333名の学習会利用者がいらっしゃいます。連絡会議等につきましては今後も実施予定となっております。以上です。

藤田座長：ありがとうございます。現在21か所で333名ということですが、先ほど高校生の利用も可ということでしたが、現在利用してらっしゃる高校生は9年生の段階で利用している実績があった子のみ可能だということに理解してよろしいですか。

こども未来センター：さようございます。

藤田座長：ありがとうございます。現在何人ぐらい高校生参加してらっしゃいますか。

こども未来センター：ちょっと今高校生の方って、すぐちょっと出せなくて申し訳ないんですけども、令和6年度であれば、69名の実績があるんですけども、ただ継続して高校生全員が継続しているわけではないので、そのうち3割程度しか、やはり学習会の方、アルバイトで、なかなか来られなかったりとか、通学が延びてしまって学習会の時間に合わない部活動で参加できないという方が多くいらっしゃいましたので、今年度は継続できるようにと、いうところで取り組んでおります。

藤田座長：わかりました。ありがとうございます。それでは資料を7番、表紙に戻っていただきまして、分野横断的な支援と教育の支援重点項目、5項目についてご説明いただきました。これにつきましてご質問等ございましたらお願いいたします。

富田委員：20か所とか21か所って呼んでいるのは、これが毎月あるとかそういうことなんですか。それともここ、えっと20回やっているっていうことなん

でしょうか。

藤田座長：この学習支援のことですね。学習支援の21か所についてももう少し詳しく説明いただいてよろしいでしょうか。

こども未来センター：教室数の21か所であったり20か所というのは、まず事業、学習支援団体が10団体ほどあるんですけれども、その学習支援団体によって週1回の開催であったり週2回の開催であったりってところで、団体によってその開催数は違って来るんですけれども、現在その学習会を開催している場所については21か所、という形になります。

富田委員：ありがとうございます。そうすると333人っていうのは、延べ人数というとらえ方ですか。

こども未来センター：今現在の利用登録人数になります。

富田委員：登録人数ですね。わかりました。ありがとうございます。

藤田座長：他にいかがでしょうか。今重点項目5つご説明いただきました。

富田委員：333人はもうこれで今年固定なんですか、増える可能性はあるんでしょうか。

こども未来センター：今年度、今現在で333名っていう形で、利用申込等あれば今後も増える見込みでいます。

富田委員：わかりました。大体どれくらいになるんじゃないかなっていう、なんか見込みみたいなものは持っておられますか。

こども未来センター：昨年度は391名ではいるので、その数から増えるような形になるのではないかなと思うんですけれども、今年度の目標値としましては405名を目標としておりまして、また、9月ごろにも、またその対象世帯にも案内等も行いますので、増える見込みでいます。

富田委員：ありがとうございます。わかりました。そうすると、1人当たり10万円ぐらいになるかなという予算を単純に割るとですね、それぐらいになると思うんですけど、それで大体やっていける感じなんですか。それともそれに

見合ったやり方をとるのか、その辺がよくわからないとこなんですけど。

こども未来センター：ご質問ありがとうございます。各教室例年380、400人近く利用登録の方はここ数年増え続けている状況にあります。費用対効果のお話も理解してはいるんですけども、教室によって週に1回のところもあれば、週2回のところがあったり、あとは食事の提供をその中でさせていただいたり、あとは困難を抱えている子どもたちが事業の対象となっておりますので、定期的な勉強する機会の確保でもありますけれども、あとは体験の機会でありますとか、子どもたちが普段できない体験を学習会の中でも年3回以上やりましょうとか、実際に費用の中ではそれぞれの教室の事業者さんの方々が創意工夫をもって事業の方を運営していただいているところがございます。また、こちらに関しましては、先ほど、これからの利用人数のお話もございましたけれども、やはり困難を抱えている子どもたちっていうところがこの学習会に繋がっていけばいいものだとも思っておりますし、先ほどからスクールソーシャルワーカーさん等とも私ども連携とっております、やっぱり困難を抱えている子どもたちのつなぎ場所としても、こちらの学習会非常に重要な位置付けと思っております、事業展開を進めておりますので、しっかりと事業所さんと協議を進めていながら、学習会の運営の方図っていきたくと思っております。

富田委員：ありがとうございました。決して予算を削れとか下げろとか言っているわけじゃなくて、何か少ないような気がするんで、適切な要求をされるように、よろしくお願いします。

こども未来センター：私どもとしても、対象者人数に比較して、まだまだ利用者人数をふやしていきたいと思っております。ただ今現在21か所ある教室になかなか親の就労の関係で繋がりが難しかったり、あとはつくば市の土地柄の課題でもありますけれども、アクセスがしづらいなどいろいろ課題がございますので、それについて、なるべく学習会に利用が繋がりがしやすいような環

境、体制っていうところを検討していきたいと考えております。

藤田座長：ありがとうございます。他にこの重点項目につきましてご意見ご質問ございますか。かさい委員お願いいたします。

かさい委員：(1)の2-1、子どもに関するデータベースのことで少々、教えていただきたい点がございます。まず早期発見するために、特にプッシュ型アウトリーチをするためにデータベースを作成し活用するということですが、まず1点目は、早期発見でこのような子どもたちが「困難に陥るだろう」という基準は何かあるのでしょうか。私たちが暮らしている中で困難と思うことと、そういう家庭に育つ子どもたちの困難の基準は、かなり違うと思います。例えば、当団体を利用している子どもたちの中で月8,000円しか生活費がないのに、お母様が全く困っておりませんでした。「どうして困ってないのですか」と尋ねたら、「食べるものなかったら食べなきゃいいから困らない」と、おっしゃいました。私たちの中にはそういう感覚がないと思います。早期発見のプッシュする向こうが求めなくてもこちらから届けるときに「何を基準に届けるのか」という、指針はあるのでしょうか。それとも、そこは家庭相談員さんたちの長い経験から来るものなのか、という事を教えていただければと思います。2点目は、「1年生から9年生の方を対象とした」とありますが、実は困窮している世帯の子どもたちは、就学前に困っております。困難で固まった状況で支援を行うのは、とても大変です。実は0歳から就学前に関わるのが一番大事な事と考えております。データベースでの支援は1年生からになっておりますが、就学前の子どもたちのデータベースの支援というのは、今後考えていらっしゃるのか、もうすでにあるのか教えていただければと思います。

藤田座長：基準とそれから就学前のことですね。お願いいたします。

こども未来センター：ご質問ありがとうございます。まず1点目の判断基準っていうところになるんですけども、当然リスク分析をするにあたって、こ

ういうところに該当していったらリスクがあるよねっていうような基準っていうのは、設けてはいるんですけども、それだけで判断するものではありませんので、その基準に照らして、リスクがあるかなっていう判定を見た上で、さらに具体的にじゃあどういふご家庭にどういふ支援を届けていこうかっていうようなことは、支援員も含めて、経験の部分も含めてですね、あわせて検討しているところではあります。あと2点目の未就学児に対する支援っていうところで言うと、現在検討はしているところではあります。ただ現状この1年生以上というふうになっているのが、やはり支援を届けようっていうふうになったときに、学校を通じてのやりとりっていうのが今のスキームにはなっていますのでどうしてもそこがボリュームゾーンになっているような現状はあります。未就学児に支援を届けよう、というふうになったときに、例えば今度は保育所とか、そういうところが関わってもらってっていう話にはなるのかなとは思いますが、それとは別にどこにも所属していないようなお子さんですとか、そういったパターンもいろいろと考えられますので、そこにいかに支援を届けていくのかっていう、そのやり方の部分については今後検討を重ねていく必要があるかなとは思っています。

かさい委員：ありがとうございます。特に未就学、就学前の子どもたちには、例えば保健師さんや相談員さん、特定妊婦等、そういうところからの情報も豊富にあって支援に行くということでしょうか。

こども未来センター：そうですね、母子保健部門でのフォローとか、そういったものもありますので、そういうところの組み合わせで支援を届けていくような形にはなるかなと思っています。

藤田座長：はい。ありがとうございます。今のご質問の、その基準の設定であるというか、先ほど、前にもご質問ございましたが、貧困に陥る可能性がある、非常に重要なポイントであると同時に、その設定によっては非常に恣意的なことにもなってしまいますし、また網が粗いと拾えないってことになるかと

思いますので、もし2月の段階で補足説明あるようでしたら、またご説明していただけたらと思います。時間が残り時間15分しか残ってないんですが、今回横断的なところと教育の支援重点項目、全部で5つに限ってご質問いただいたわけですが、この次の2月に向けてですね、この今回重点には入っていないんだけどここもう少し詳しく説明して欲しいなとか、或いはここについても説明がないと困るなっていうところがもしご意見あれば、2月の宿題として関係部署の皆様方にお持ち帰りいただいて、2月にご説明いただけると思うんですが、リクエストございますか。或いはご質問等、(1)、(2)についてお願いいたします。

富田委員：すいません。資料7の表のところで、重点項目は丸がついて、いろいろ細かく書いてあるんですけど、他のことが、どういう活動をされているのかがわかりにくいので、少なくとも予算と進捗みたいなのを入れてもらえると、ちょうど期が終わる頃なんでいいのかなと思います。

藤田座長：ご説明いただく時間が確保できないにしても、簡略な資料は添えていただいて、委員の方々に目を通していただいてご質問いただけるような、そういう準備をしていただけると助かります。2月の段階で、どうぞお願いいたします。

こども未来センター：ご意見ありがとうございます。いろんなご意見だったと思います。重点事項にされていない実施事項につきましては、こども未来プランの12ページ以降と連動している事業内容となっておりますので、こちらの方は、参考にさせていただきながら、また、2月の懇話会においては、概要でありますとか、わかりやすい情報をお届けできるように検討の方を進めていきたいと思っております。

藤田座長：お願いいたします。

(4) その他

藤田座長：残り時間本当に短くなってしまいまして、司会進行の不手際をお詫びしたいと思うのですが、せっかくお集まりいただいておりますので、全体、その他になりますけれども、全体につきましての皆さんのお考え、或いはご感想、すべて結構でございますので、忌憚のないご意見を、このつくば市こども未来プラン全体につきましてのご意見ご感想をお願いしたいと思えます。本来でしたら挙手をしていただくべきなのですが、時間が限られておりますので、大変恐縮です、こういう司会進行が一番未熟であることは理解はしているんですけども、今日の委員名簿、副座長の外山先生に一番最後にご発言いただくことにいたしまして、宮田委員からご感想、ご意見を賜ることは可能ですか。

宮田委員：はい。まずは、つくば市のPTAの代表として、保護者の代表として、あとは先生方を含めた代表として、こうやってつくば市全体として連携していただいて、いろいろ動かれていることに心から感謝します。私も未熟で、もちろんいろんなことをされているのは学校等のお手紙を通して拝見はしましたけれども、ここまで詳しいことを知る機会があまりなかったもので、とても勉強になりました。さきほど予算の話がありましたが、予算を見ると、例えば校内フリースクールとか、すごく大事だと思っており、これをやっただいていて、ことにとっても感謝をしているんですけども、3億円となっており、これから継続的にやっていけるのか、大丈夫なのかなと、事業の継続性を少し心配しています。そういう意味でもPTAとか保護者とか地域とか、連携して何かうまく一緒に進めていければいいのかなと思っています。例えば、日本語指導とかは何か地域でも支援できるんじゃないかなと思いますので、うまく連携して、少し全体として進めていければいいのかなというふうに思いました。うまくまとめられずにすみませんが以上です。ありがとうございました。

藤田座長：ありがとうございます。今非常に重要なご指摘いただきました。費

用対効果、非常に重要ですし、またアウトカムとの関係性もきつと議論しなくてはならないと思いますので、また2月の段階で様々なご意見、資料も提供していただきながら、ご意見賜りたいと思います。では佐藤委員お願いいたします。

佐藤委員：先ほどの自己紹介でちょっと緊張して言い忘れてしまったんですけど、つくば市を中心とした茨城県南地域でママコミュニティを運営しています。いろんなママさんのお話を聞いたりしてこの先、今年発足したばかりなので、まだいろんな活動ができていないんですけども、これから子どもたちに向けて何かできるものを何かしていこうって考えているところでありまして、やっぱりいろんなママさんのお話を聞くと、今日のこの資料の6-2じゃないですけど、お母さんの心と体がかなり不健康な場合、お母さんが悪くなくてもDVに遭われていたりとかお金を持って行かれてしまったりとかいろんなケースがありまして、お母さんたちが元気であると子どもも元気であるというふうな私のちょっと個人的な考え方がありまして、この子ども支援の中にお母さんたちへの支援っていうのがあんまりなかったもので、子どもだけにフォーカスを当てていても、やっぱりお母さんと一緒に、一緒に支援できるような形のものがもう少しあったほうがいいのかないかなというふうには感じました。次の(3)29のペアレント・トレーニングの実施というものがどういうものかわからないんですけども、お母さんというものをもう少し子どもに対していいものにしてあげるっていうことも、金銭面だけではなく子どもの心の貧困化の解消に繋がるのではないかなと思っておりますので、そこにフォーカスをこれから当てていけたらいいなと思います。ありがとうございました。

藤田座長：ありがとうございました。2月に向けての宿題もちよっといただいた気がします。ありがとうございました。では大西委員お願いいたします。

大西委員：今日いろいろと質問させていただいて、お答えいただきありがとうございます。

うございました。ちょっと全体像について本日意見が特になく、申し訳ございません、次回までにもっとしっかりと考えていきたいと思います。

藤田座長：ありがとうございます。富田委員お願いします。

富田委員：いっぱい言ってしまって申し訳なかったです。この資料の、6-1の世代を超えて連鎖する貧困っていうのがすごく端的に書いているのでいいなと思います。これを、輪っかを外すために、未来センターがあるんだよっていうのが、これの中にわかるようにしてくれるとすごくいいなと思いました。以上です。

藤田座長：資料につきましてもご意見いただきまして感謝いたします。ありがとうございます。では尾見先生お願いいたします。

尾見委員：ご協議ありがとうございました。いろいろお話伺っていると、様々な学校のこととはすべてわかっているわけではないので、自分の勤務している学校で、この子もそうだよなあの子もそうだよなっていうのを考えながら伺っていたんですけど、やはり貧困って様々なパターンがあるかなと思っていて、それが、さっき佐藤委員さんが言っていたような心の貧困というか、それが特に今若い親御さんが、うまく親同士が繋がれないようなことがあって、どうやって子どもを育てたらいいかわからないというふうなことを、スクールソーシャルワーカーとかに相談をするようなことで活路を見出している家庭が本校にも数件あります。そういうふうな家庭がある傍ら、経済的にも家庭の経済的には潤っているんだけど、家庭内で経済DVがあったりして、子どもにかかるお金が家庭内で供給されないっていう件もあったりとか、そういうふうな苦しい中で、親御さんが子どもを、例えばここにはなかったんですけど子ども食堂に連れて行って、そこで親御さん同士の繋がりを持っていろんな情報交換をすることができるようになったなんていうケースも実際あるのが、実情かなと思うんです。そういう面で考えると、行政ができることと、行政が企業やNPOともう少し連携を強めながら、やっていかなく

ちやならない部分と、もう少しこう広がりを持たせないと、カバーしきれないんじゃないかなっていう気がするんですよね。青い羽根のいえが市で2つあって、地域的にもどこっていうふうな明かされない状況でやっているわけですけど、こども食堂とかは場所がわかってであれば、そこだったら通えるとか、というふうなのが市民がえられる情報なんだと思うんですよ。そういう形での支援の広がりをつくっていった方が、きっとこの今回の懇話会で話題に出ている子どもの貧困というものを少しでも減らしていける可能性には繋がるんじゃないかなんてことを、考えながらお話を伺っていました。今後ともまたよろしく申し上げます。

藤田座長：ありがとうございます。今尾見先生からご指摘ございましたこども食堂、みんなの食堂事業でございますが、(3)にもございますので、もし余裕があれば、次回の宿題としてご説明いただけたらと思っております。ありがとうございます。では山田先生お願いいたします。

山田委員：皆様、本日はありがとうございました。本校では、未来センターさんとかかなりパイプを持って相談に乗っていただいているところです。例えばこの資料6-2のようなケース、先ほど佐藤委員さんもおっしゃっていましたが、その「親としての子育ての大変さ」というのを、弱音を吐いているところ、頼りたいと思っても、社会全体として忙しく、また、隣近所に昔だったらいろいろなコミュニティがあって、そこで「子育てをこうするといいのよ」というのを、それは親としては精一杯、どのように接したらよく育つかっていうような共通の悩みだと思ってしまうんですけども、それをぶつけたり、相談する場所がないっていうところがあります。ただ、学校は学校でやはりここまでが限界だということもありますので、未来センターさんのようなところでソーシャルワーカーさんと繋がってもらったり、具体的なこういう6-2のようなケースの場合に踏み込んでアドバイスをさせていただく、自分の身内かのように話を聞いてあげてアドバイスをするっていう

ような機関がありますと、本当に少しでも話を聞いて、少しずついろいろな悩みの中での、少し解消の種があるのかなっていうところを示唆していただくと、そのお母様、お父様、皆さんが何か頑なに閉ざしていたものが少しずつほぐれてきて、どのようにしたらいいのかなっていうのを自分で落ち着いて考えることができる、そんなすばらしい機関だなと思っていて、これからも頼りにさせていただきたいなと思っています。いろいろな立場でいろいろな考え方の人がアドバイスをしていただける。そして「1人にはさせないよ」っていうところ、やっぱり一人一人の不安、不満を解消するということはそういったマンパワーでしかないのかなっていうのを普段から感じています。また2月に良い報告ができるといいなと私も思っているんですが、相談に乗っていただいたり連携をしていただきながら、みんなで悩めるお父様お母様方を応援していきたいなと思っています。今日、この場で改めてそんなことを実感しました。ありがとうございました。また今後ともよろしく願います。

藤田座長：山田先生ありがとうございます。もう皆さんご指摘の通り、やはりそのアウトリーチをどう進めていくのか、そのときに保護者の皆様に対するアウトリーチをどう進めていくのかってことがいかに重要かということが、私も今先生のお話をお伺いして思ったところでございます。ありがとうございます。では大久保委員お願いいたします。

大久保委員：こちらのデータを見ていて、やっぱ不登校がまだ増えていると、コロナ禍が終わって、そういう困難がなくなったにもかかわらず、不登校が増えていると、やっぱりこれは、やっぱり何か考えていかなくちゃならないから、もしそれが貧困であったらば、貧困が原因であったりしたらば、これまでの施策をもう少し推進していかなくちゃ、いかに不登校を減らせるか、不登校容認っていうか、学校へ行かなくてもいい、いいんだよっていうような風潮があるような気がするんですね。別にそんなに学校に、いやだった

ら行かなくてもいいよなんて、無理に行かせることはないってことはあるんですけども、でも不登校ってことはやっぱり、友達同士の会話とかそういうのが少なくなるだろうし、世間を知ることになるって、大人になるってということについては、ちょっとやっぱり障害になるかなと思うんですけども、これはやっぱり増えているってことはやっぱり、世の中にとっては、ちょっとマイナスなんじゃないかなってということで、今貧困のことですけども貧困だけではないような気もするんですけども、そのことについても、ここで少し考えたりしていくのがいいのかなと思っているんですけども、私は非常に不登校ってというのは損失で、損得でいっちゃうんですけど、損失だと思うんですよね。これからの世の中を作っていく子どもたちが、学校に行かない。コミュニケーション能力は育たないと思うんですよ、このままだったら、そこのとこちょっとでいいので、皆さんこれからの課題として考えていきたいと思っております。

藤田座長：ありがとうございます。今日ご説明にもありましたが世代を超えた負の連鎖を断ち切るという意味では、やはり高校就学支援、非常に鍵を握ってくる。そういった中で、不登校の経験があると高校に仮に進学したとしても、通学の継続が難しくなる。そういった観点も含めて、今のご指摘、非常に重く私個人も受け止めたところです。ありがとうございます。ではかさい委員お願いいたします。

かさい委員：これはあくまでも子どもの貧困対策からきている子ども支援なので、世帯支援なのか子ども支援なのかはっきりと、ポイントはずれないように考えていく事は重要であると考えます。1つの例としましては、子どもたちが当団体の施設で夕飯を食べて、翌朝の分のご飯を子どもに渡します。朝食を渡すときに必ず、「ママの分もちょうだい」と言う子がいました。ある時、ママの分がなくて、「今日はママの分がないのよ」と伝えたら、「いらない」と返答しました。私たちはその子は、いつもママの分の朝ご飯も気にし

ていて、とてもやさしい子だと思っておりました。ところが「ママの分がなかったらいけない」といった理由を、「だって自分の分だけ持っていったら朝までにママに食べられちゃうから。だったらいけない」と言いました。そのような時、生理用品も含めて全体的に、「ママの分を毎月ちょうだい」と言う子どもに対して、私たち大人は「毎月、大人の生理用品を支援するのはどうなのだろう」と考えます。しかしながら、渡さない子どもが困ってしまいます。そのようなときは、子ども支援は、子どもど真ん中で行っていった場合は、関わる大人というのは一旦、置いておきます。まずは子どもが困らないようにしていくための対策が必要だと思います。ですので、子ども支援にとっては、子どもど真ん中支援を行うときには、大人はどこに置いておくのかということも大事なことだと思います。それでいきますと、先ほどの子どもたちのデータでプッシュ型支援をするときに、学校でデータを取るとするのは、(データが)取りやすいと思います。しかし、データが取りやすいということは、(データが)取れない子どもたちに連絡が取りづらい。ということは、困っている人はもっと連絡が取りづらい状況になると推察されます。連絡が取りづらい人たちの支援をどうするかが、取り残さないことの起点になると思います。特に小中学校に属していない、15歳から18歳、0歳から6歳、この年齢層が連携が取れないと考えます。データが取りやすい子どもではなく、連携が取りづらい家庭と子どもの困っている視点をどこに持っていくのかということのを、こういうところで知恵を出し合って、困っている家庭や子どもを取り残さないつくば市であることを考えていることに、私も参加することができたらと思っております。

藤田座長：ありがとうございます。取れるデータ、取りにくいデータ、やはり人を介さないと取れないデータたくさんあると思うんですね。そういった中で複合的な視点からアウトリーチをどうしていくのかっていうことはまた2月にも継続的に皆様方のご意見賜りたいと思います。では外山副座長いかがで

しょうか。

外山副座長：冒頭でもお話ししたんですが、今年度は特に資料が充実していて市の取り組みが丁寧に進められていることのあらわれなんじゃないかなって言うふうに思いました。感想ベースにはなってしまうんですが、こども未来プランはどうしても義務教育のお子さん、ご家庭に重点を置くことになってしまうと思うんですけれども、実際には未就学児だったり高校生とか大学生といった若年層も様々な課題に直面しているわけなので、子どもの成長をライフコースとして広くとらえて、切れ目のない支援ができると良いなっていうふうに感じました。本日はありがとうございました。

藤田座長：私の司会の不手際によっても時間がちょっと過ぎておまして、皆様方にはお詫びを申し上げたいと思います。2月の会議にはそうならないように、効率化を図りながら、皆様方のご意見賜りたいと思います。私の任務は以上にいたしまして、マイクを全体に戻したいと思います。ご協力ありがとうございました。お世話になりました。ではお願いいたします。

【閉会】

こども未来センター：皆様ありがとうございました。本日は長時間にわたりご審議いただき、誠にありがとうございました。それでは以上をもちまして、令和7年度第1回つくば市こども未来懇話会を閉会といたします。本日は大変お疲れ様でした。ありがとうございました。

令和 7 年度 第 1 回 つくば市子ども未来懇話会

次第

日 時 令和 7 年(2025 年) 7 月 17 日 (木)

13 時 30 分から 15 時 30 分まで

場 所 市役所本庁舎 2 階 201 会議室

- 1 開 会
- 2 挨拶
- 3 委嘱状交付
- 4 委員自己紹介・事務局職員紹介
- 5 報告・協議事項
 - (1) つくば市子ども未来懇話会及び第 2 期つくば市子ども未来プラン
について
 - (2) 子ども・家庭の現状報告について
 - (3) 第 2 期つくば市子ども未来プラン実施事項重点項目事業進捗
について
 - (4) その他
- 6 閉 会

つくば市子ども未来懇話会 委員名簿

【任期】令和7年（2025年）7月17日～令和9年（2027年）3月31日

| No. | 氏名 | 組織・役職等 | ※選出区分 | |
|-----|---------|------------------------------|-------|------------|
| 1 | 藤田 晃之 | 筑波大学人間系 教授 | (1) | 学識経験者 |
| 2 | 外山 美樹 | 筑波大学人間系 教授 | (1) | 学識経験者 |
| 3 | 宮田 征門 | つくば市PTA連絡協議会 会長 | (2) | 児童・生徒の保護者 |
| 4 | 佐藤 夏穂 | 市民委員 | (3) | つくば市民 |
| 5 | 大西 まり子 | 市民委員 | (3) | つくば市民 |
| 6 | 富田 哲司 | 市民委員 | (3) | つくば市民 |
| 7 | 尾見 裕史 | つくば市学校長会 会長 | (4) | 公立小・中学校長 |
| 8 | 山田 仁巳 | つくば市学校長会 副会長 | (4) | 公立小・中学校長 |
| 9 | 大久保 良文 | つくば市主任児童委員連絡会 会長 | (5) | 主任児童委員 |
| 10 | かさい ひろこ | 認定特定非営利法人NGO未来の子どもネットワーク代表理事 | (6) | 各種支援団体の代表者 |

つくば市子ども未来懇話会開催要項

(開催)

第1条 つくば市子ども未来プランに必要となる具体的実施事項等について検討するため、つくば市子ども未来懇話会（以下「懇話会」という。）を開催する。

2 緊急やむを得ない事情があり、懇話会の開催が困難であるときは、全ての委員に対し書面又は電子メールで意見を求めることにより、懇話会の開催に代えることができる。

(懇話事項)

第2条 懇話会は、つくば市子ども未来プランに関する事項について意見交換をする。

(構成)

第3条 懇話会は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が選任した者 10 名以内をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 児童・生徒の保護者
- (3) つくば市民
- (4) 公立小・中学校長
- (5) 主任児童委員
- (6) 各種支援団体の代表者

(任期)

第4条 本懇話会における委員の任期は、委嘱の日からその日の属する次の年度の末日までとする。ただし、再任を妨げないものとする。

2 任期の途中で欠員が生じた場合、補欠委員は前任者の残任期間を務めるものとする。

(座長)

第5条 懇話会に座長及び副座長を置く。

- 2 座長は懇話会を代表し、会務を総理する。
- 3 副座長は座長を補佐し、座長が不在の場合またはやむを得ない理由で職務を遂行できない場合には、その職務を代行する。

(事務局及び庶務)

第6条 懇話会の事務局は、こども部、教育局、福祉部、保健部とし、庶務は、こども部こども未来センターにおいて処理する。

附則

この要項は、平成30年10月1日から施行する。

この要項は、令和2年7月1日から施行する。

この要項は、令和3年4月1日から施行する。


この要項は、令和3年10月1日から施行する。

この要項は、令和4年4月1日から施行する。

この要項は、令和5年7月1日から施行する。

この要項は、令和6年7月12日から施行する。

この要項は、令和7年7月9日から施行する。



第2期 つくば市 こども未来 プラン

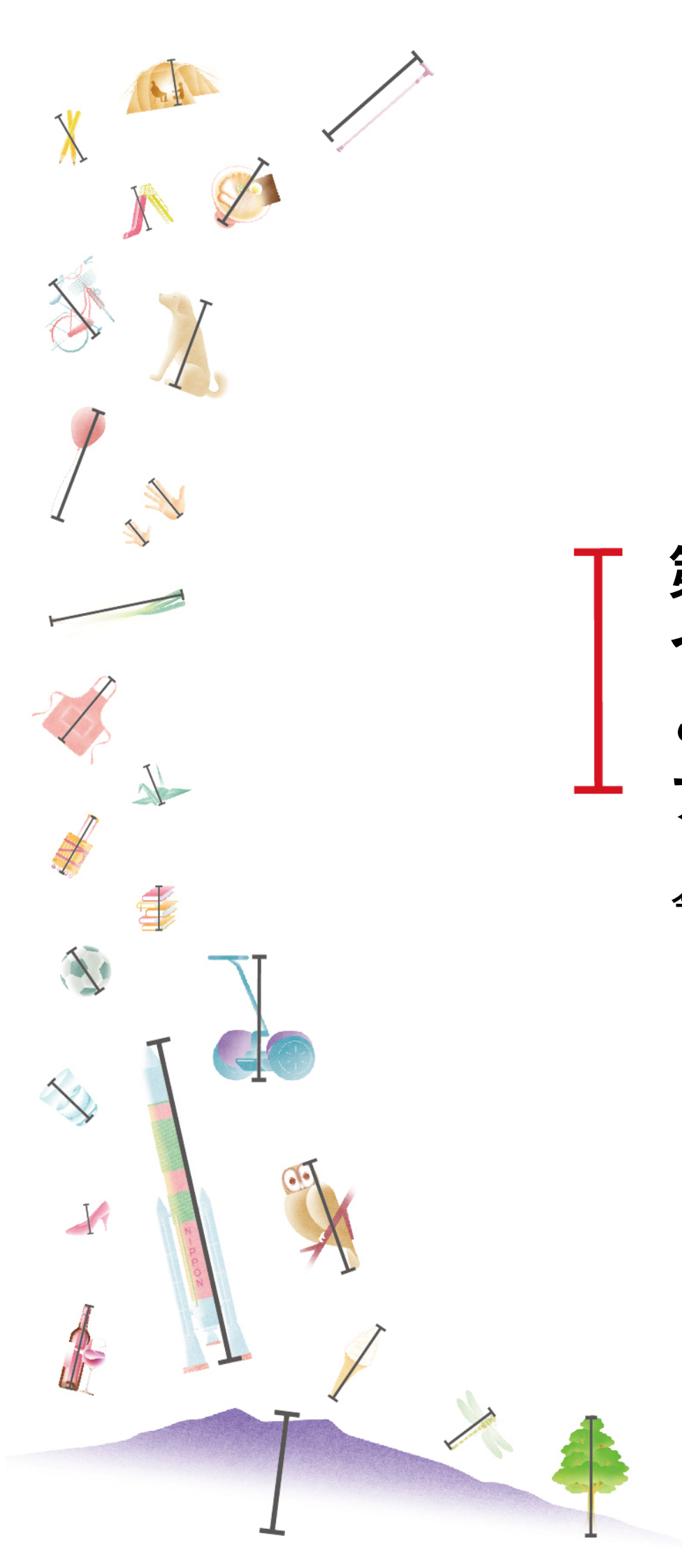
令和6年(2024年)12月

〔対象期間〕

令和6年度(2024年度)から
令和10年度(2028年度)まで



これからの
やさしさの
ものさし
つくばSDGs



今この瞬間にも、貧困をはじめ様々な背景により、日々の食事に困る子どもがいます。学びの機会を諦めざるを得ない子ども、安心して生活することができない子どもがいます。そして、その状況は子ども本人が生み出したものではなく、家庭内の経済状況が連鎖をしたり、家庭環境が生み出してしまっています。



つくば市は、そのような連鎖を断ち切り、支援を行う仕組みづくりを通じて、全ての子どもたちが安心して学び、成長できる「誰一人取り残さないつくば」を目指しています。

そのため、まず2017年に生活保護や就学援助受給世帯の子どもに対して学習支援や安心できる居場所の提供を行う「つくばこどもの青い羽根学習会」を設立しました。2019年には「つくばこどもの青い羽根基金」を創設する等、全ての子どもたちが夢と希望をもって成長していけるよう支援を続けています。

このたび策定した「第2期つくば市こども未来プラン」は、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されず健やかに成長できるよう、地域と行政がともに全力で支援する取組をまとめたものです。

困難を抱えている子どもとその家族を支援すること、かつ、現状のみならず将来の貧困や困難を予防することを支援の方向性としています。

今後は、このプランを基に、全ての子どもたちが社会に支えられ、安心して生活に必要な力を身に付け、成長し続けることができる地域を市民とともに創っていきます。

結びに本プランの策定に当たり、貴重な御意見を頂きました、つくば市こども未来懇話会委員、日ごろより当市の子どもの支援に関わる市民、支援団体の皆様に心から感謝申し上げます。

令和6年（2024年）12月

つくば市長 五十嵐立青

目 次

| | |
|----------------------------------|----|
| 第1章 第2期つくば市子ども未来プラン策定の背景・趣旨..... | 1 |
| 1 策定の背景 | 1 |
| 2 つくば市の児童生徒の状況..... | 1 |
| 3 策定の趣旨..... | 1 |
| (1) 第2期プランの位置付け..... | 2 |
| (2) 第2期プランの実施期間..... | 2 |
| 第2章 第1期プランの成果と課題..... | 3 |
| 1 第1期プランの成果..... | 3 |
| (1) 第1期プラン具体的達成目標の達成状況..... | 3 |
| (2) 具体的実施事項の成果..... | 5 |
| 2 第1期プランの課題..... | 8 |
| 第3章 第2期プランの推進..... | 11 |
| 1 子どもの支援の方向性..... | 11 |
| 2 目指す指標値..... | 11 |
| 3 実施事項..... | 12 |
| 資料編..... | 19 |
| 1 第2期つくば市子ども未来プラン策定の経緯..... | 19 |
| 2 つくば市子ども未来懇話会委員名簿..... | 20 |

第1章 第2期つくば市こども未来プラン策定の背景・趣旨

1 策定の背景

国では、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とし、平成26年（2014年）1月に、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されました。同年8月には、基本的な方針や施策等を定めた「子供の貧困対策に関する大綱」が策定され、子どもの貧困対策が総合的に進められてきました。

令和元年（2019年）9月には、「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、児童の権利に関する条約の精神に則り、子どもの「将来」だけでなく「現在」に向けた対策を推進することが明記されました。それに伴い、同年11月「子供の貧困対策に関する大綱」が改訂され、全ての子どもが夢や希望を持てる社会を目指し、子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、地域や社会全体で解決すること、子どもを第一に考えた支援を包括的かつ早期に講じることが示されました。

令和5年（2023年）4月、これまで諸法律に基づき、国の関係省庁や地方自治体で取組が進められてきた子どもに関する施策について、基盤となる理念や基本事項を明らかにし、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力的に実施していくことを目的とし、「こども基本法」が施行され、同年12月に、子ども政策を総合的に推進するため、国の子ども施策の基本的な方針等を定めた「こども大綱」が閣議決定されました。

2 つくば市の児童生徒の状況

令和6年（2024年）4月時点の児童生徒数は小学生16,266人、中学生6,622人の計22,888人と、第1期プラン策定時と比べ、小学生が1,758人（約1.12倍）、中学生が759人（約1.12倍）増加しています。令和5年度の就学援助受給世帯の児童生徒数は、2,328人と、平成30年度の1,496人と比較し、約1.55倍に増加しています。

3 策定の趣旨

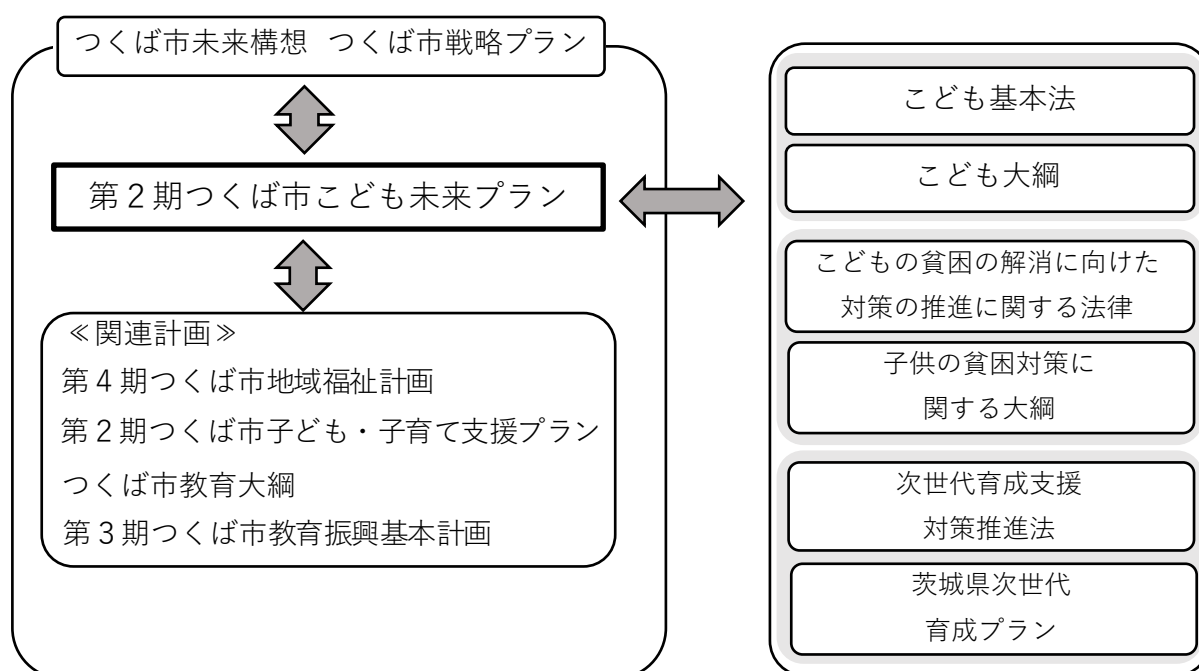
つくば市では、誰一人取り残さないというSDGs（持続可能な開発目標）の考え方のもと、平成31年（2019年）2月に「つくば市こども未来プラン」（以下、「第1期プラン」という。）を策定し、学習支援・居場所づくりを中心として、子どもの貧困対策を包括的・包括的に推進してきました。

第1期プラン期間中においては、子どもの貧困に対する支援体制の構築や、学習支援や居場所支援拠点の開設を進めてきましたが、困難を抱える子どもや家庭の問題は複雑化してきており、継続して支援を行っていく必要があります。

つくば市では、子どもが生まれ育った環境に左右されることなく、夢や希望を持ち健やかに育つことができるよう、第1期プランにおける取組を継承するとともに、将来貧困に陥る可能性のある子どもも支援の対象として、「第2期つくば市子ども未来プラン」（以下、「第2期プラン」という。）を策定します。

(1) 第2期プランの位置付け

第2期プランは、法律や大綱の趣旨を踏まえつつ、つくば市の関連する計画の基本的な考え方、実施施策との整合を図り、子どもの貧困の解消に向けた対策を推進するための基本理念、施策を体系的に整理し、今後の取組を示すものです。



(2) 第2期プランの実施期間

令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）までの5か年を実施期間とします。また、大綱の改正や社会情勢等の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを図ることとします。

第2章 第1期プランの成果と課題

1 第1期プランの成果

(1) 第1期プラン具体的達成目標の達成状況

具体的達成目標については、④『「よくわかる」「わかる」を実感できる児童生徒の割合の増加』は目標値を達成しました。①「自己肯定感を持つ児童生徒の割合の増加」、②「将来の夢や目標設定力を持つ児童生徒の割合の増加」、③「家庭学習の習慣づけができていない児童生徒の割合の増加」については、目標値には到達しないもののポイントは増加しました。⑤「希望者の進学率100%」については微減の結果となりました。

各項目の状況は以下のとおりです。

①自己肯定感を持つ児童生徒の割合の増加

→目標：H31年度（2019年度）比10%（ポイント）増

【非認知能力（自己肯定感等）の調査】

| | H31年度 (2019年度) | R2年度 (2020年度) | R3年度 (2021年度) | R4年度 (2022年度) | R5年度 (2023年度) |
|-----|-------------------|------------------|------------------|------------------|----------------------|
| 目標値 | — | 77.7% | 71.1% | 73.4% | 75.7% (R2年度比10%増) |
| 実績値 | 75.2% | 68.8% | 70.3% | 72.0% | 73.6% |

※ H30年度（2018年度）全国学力・学習状況調査(4/17)質問紙(1)自分にはよいところがあると思いますか：79.9%

※ R2年度（2020年度）から総合質問調査紙 i-check 質問項目1.2.1「自分には、いいところがあると思いますか。」の数値を実績値に変更したことから、目標値についても変更しており、「R2年度比10%増」とはR2年度の実績値68.8%を1.1倍（10%増）した数字を目標とすることを表す。以下、②～③の目標も同様となる。

②将来の夢や目標設定力を持つ児童生徒の割合の増加

→目標：H31年度（2019年度）比10%（ポイント）増

【非認知能力（自己肯定感等）の調査】

| | H31年度 (2019年度) | R2年度 (2020年度) | R3年度 (2021年度) | R4年度 (2022年度) | R5年度 (2023年度) |
|-----|-------------------|------------------|------------------|------------------|----------------------|
| 目標値 | — | 80.3% | 84.1% | 86.8% | 89.5% (R2年度比10%増) |
| 実績値 | 78.3% | 81.4% | 81.7% | 82.2% | 83.1% |

※ H30年度（2018年度）全国学力・学習状況調査(4/17)質問紙(3)将来の夢や目標を持っていますか：78.6%

※ R2年度（2020年度）から総合質問調査紙 i-check 質問項目1.2.2「将来、あんな人になりたい、こんな事がしたい、こんな仕事につきたいという、夢や目標がありますか。」の数値を実績値に変更したことから、目標値についても変更しています。

③家庭学習の習慣づけができている児童生徒の割合の増加（小学生30分以上、中学生1時間以上）

→目標：H31年度（2019年度）比10%（ポイント）増

【非認知能力（自己肯定感等）の調査】

| | H31年度 (2019年度) | R2年度 (2020年度) | R3年度 (2021年度) | R4年度 (2022年度) | R5年度 (2023年度) |
|-----|-------------------|------------------|------------------|------------------|----------------------|
| 目標値 | — | 67.8% | 60.9% | 62.9% | 64.8% (R2年度比10%増) |
| 実績値 | 66.3% | 58.9% | 59.0% | 60.9% | 60.7% |

※ H30年度（2018年度）全国学力・学習状況調査(4/17)質問紙(10)自分で計画を立てて勉強をしていますか：65.9%

※ R2年度（2020年度）から総合質問調査紙 i-check 質問項目4.2.1「家で勉強するときは、自分で計画を立てていますか。」の数値を実績値に変更したことから、目標値についても変更しています。

④「よくわかる」「わかる」を実感できる児童生徒の割合の増加

→目標：72%（H29年度(2017年度)つくば市調査）から10%（ポイント）増

【児童生徒の意識調査】

| | H31年度 (2019年度) | R2年度 (2020年度) | R3年度 (2021年度) | R4年度 (2022年度) | R5年度 (2023年度) |
|-----|-------------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 目標値 | — | 73.8% | 75.6% | 77.4% | 79.2% |
| 実績値 | 小中一貫アンケート 廃止のためデータなし | 81.2% | 83.2% | 82.7% | 83.1% |

※ R2年度（2020年度）から全国学力・学習状況調査の質問紙内容の数値を実績とします。

※ H29年度から10%（ポイント増）とは、H29年度の実績値72%を1.1倍（10%）増した数字をR5年度の目標としています。

⑤希望者全員の高校進学・卒業

→目標：希望者の進学率100%

【中学校等生徒の卒業後の進路状況調査（～令和5年度）、中学校等卒業生の進学先調査（令和6年度）】

| | H31年度 (2019年度) | R2年度 (2020年度) | R3年度 (2021年度) | R4年度 (2022年度) | R5年度 (2023年度) |
|-----|-------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 目標値 | — | — | — | — | 100% |
| 実績値 | 99.3% | 98.8% | 98.7% | 97.9% | 98.0% |

※ 具体的達成目標①～③については、全国学力・学習状況調査対象学年が6年生と9年生の2学年のみであることから、対象学年が多い総合質問調査紙i-check（4年生～9年生の6学年を対象）の数値としました。（R2年度（2020年度）より実施）

※ 目標値・実績値小数点第二位四捨五入

(2) 具体的実施事項の成果

第1期プランでは、「安心できる居場所・学習環境でつくばの子どもを育む」というビジョンの下で、次の7項目の取組を進めてきました。取組の主な成果は以下のとおりです。

① 居場所支援＋学習支援：経済的に困難を抱える子どもを対象に重点支援を行う

○学習支援団体との協定締結による協働

→目標：市内全中学校・義務教育学校16か所に開設。

平成29年度（2017年度）2か所から始まった学習支援拠点（つくばこどもの青い羽根学習会）は、令和5年（2023年）4月には10団体との協働により、18か所まで拡充することができました。

○学習塾代支援

→目標：利用状況を踏まえて拡充を検討

市内の中学校・義務教育学校に在籍する7年生から9年生のうち、生活保護や就学援助の受給世帯の生徒を対象として、学習塾代の助成金を交付しました。

○アウトリーチ（訪問支援）の実施

→目標：支援状況一覧で抽出した対象者へ、地域やNPO等と連携しながら、アウトリーチを実施し、アセスメントを行い必要な支援に早期に接続

令和2年度（2020年度）より、一部の学校から開始したアウトリーチ支援は、令和4年度（2022年度）から全小中学校、義務教育学校を対象に拡充しました。「データベースみまもり」を活用した各学校や関係機関との連携により、アウトリーチ支援を推進しました。

○スクールソーシャルワーカーの活用

→目標：利用状況を踏まえて市独自の配置や配置数の増加、地域やNPOとの連携などを含めたさらなる拡充を検討

令和元年度（2019年度）よりスクールソーシャルワーカーの各学園の拠点校への配置を進め、家庭と学校、家庭と専門機関のパイプ役を担い、連携の強化を推進してきました。

② 居場所支援：家庭や学校以外の安心な環境で成長できる居場所を提供する

○子ども食堂実施団体への支援

→目標：10団体に補助金を交付して子ども食堂を実施（就学前児童含む）

実施団体へ補助金を交付することにより、みんなの食堂の実施団体数が増加しました。また、パンフレットの配布や市広報紙、スマホアプリ「つくスマ」等による広報の継続により、食を通じた地域の交流スペースとしての居場所支援を促進することができました。

○つくば市に必要な居場所づくりの検討

令和2年度（2020年度）より、原因が主に家庭にあり、生活習慣の乱れや社会性の不足など複合的な問題を抱えている子どもに対して、居場所を提供する「青い羽根のいえ」を開設し、子どもの状況に応じた居場所づくりを進めてきました。

③ 学習支援：学習支援の提供により基礎学力の向上を図る

○「地域未来塾」の開催

→目標：市内全中学校・義務教育学校で月複数回の開催

生徒の学力向上及び学習習慣の定着のために、市内の中学校・義務教育学校（後期課程）ごとに、各学校の実情等を踏まえ計画し、学習支援を行いました。

○「放課後子供教室」での学習支援の実施

→目標：市内全小学校・義務教育学校での定期的な開催

平成30年度（2018年度）から秀峰交流ひろば、令和元年度（2019年度）から学園の森交流ひろば及びみどりの交流ひろば、令和5年度（2023年度）より、新たに「研究学園交流ひろば」が開設され、継続的に放課後子供教室を実施しました。

○学習インフラの整備

経済的理由等によりインターネット利用環境が未整備の家庭の児童・生徒の家庭学習環境の均衡を図るため、貸出対象者からの申請に基づき、全ての家庭にモバイルwi-fiルーター等の貸出しを実施しました。

④ 保護者支援：経済的に困難を抱える保護者への支援を充実させる

○高等職業訓練促進給付金の活用促進

→目標：受給者を30人程度に増加

定期的な市広報紙への事業案内の掲載や、児童扶養手当受給者への通知にチラシを同封する等、事業の周知を行うことで、過去5年間の事業利用者は、毎年増加しています。令和5年度（2023年度）からは、つくば市独自で支給している高等職業訓練修業者支援給付金について、通信制の講座受講者も対象とし支給要件を緩和しました。

⑤ 市民参加：地域の市民が参加しやすくするための支援を行う

○ボランティア説明会の開催

→目標：年2回程度の開催（高校生・大学生にも参加を呼びかけ）

年2回の開催により、「つくばこどもの青い羽根学習会」、「みんなの食堂」や「放課後子供教室」で活動する市民ボランティアを募ることができました。

○学習支援事業者向け研修会・意見交換会の開催

→目標：年4回程度の開催

研修会と意見交換会を定期的実施することにより、学習支援の技術向上、市と事業者の連携を強めることができました。

⑥ データ収集：網羅的データベース構築により、支援すべき子どもを取り残さない

○データベースの構築

→目標：利用状況を踏まえてさらなる拡充を検討

支援状況一覧や支援状況等子どもに関する情報を網羅的に掲載した「データベースみまもり」を構築し、各学校や関係機関と連携した、アウトリーチ支援を推進しました。

○非認知能力等判定の実施

→目標：4・5・7・8年生全員に実施

学校生活総合質問調査 i-checkを4年生から9年生全員に実施し、教職員が教育相談に生かし、子どもたちの悩みや困り感に対する早期発見、早期対応のために活用しています。

⑦ 推進体制：施策の推進体制を構築する

○こども未来庁内連携会議の開催

→目標：継続的に毎年2回開催

年2回の会議の開催により、各部局間における事業の進捗状況や課題等を共有し、部局間の連携を推進しました。

○こども未来懇話会の開催

→目標：継続的に随時開催

有識者や学校関係者、支援団体代表者及び市民委員で構成される「つくば市こども未来懇話会」を定期的で開催し、具体的実施事項の事業の進捗状況の検証を行いました。各事業ごとにアウトカム・アウトプットの要素を取り入れたことで、事業の成果等がより詳細に確認できるようになりました。

2 第1期プランの課題

第1期プラン期間中の、子どもの貧困に関する支援情報等を集約したデータベースみまもりの分析や、具体的実施事項の実施状況から課題を整理しました。

まず、つくば市において生活保護又は就学援助受給世帯の子どもの人数・割合は、令和元年度(2019年度)から令和4年度(2022年度)にかけて増加を続けています(図1参照)。

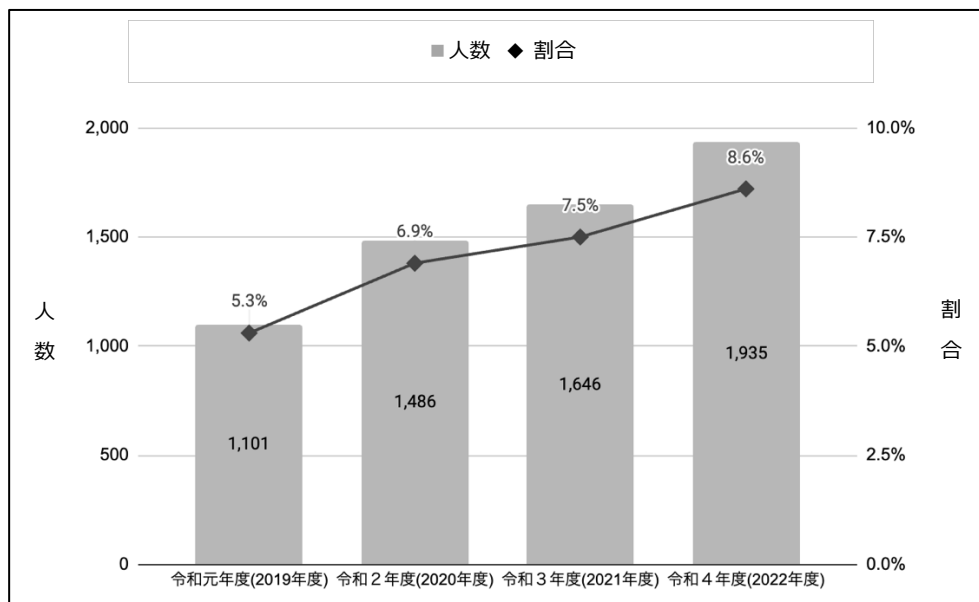


図1 生活保護又は就学援助受給世帯の子どもの人数と割合(資料:データベースみまもり)

そして、生活保護又は就学援助受給世帯の子どもはそれ以外の世帯の子どもに比べて、学校生活総合質問調査 i-check の得点が高く、より困難な状況にあることが分かりました(図2参照)。

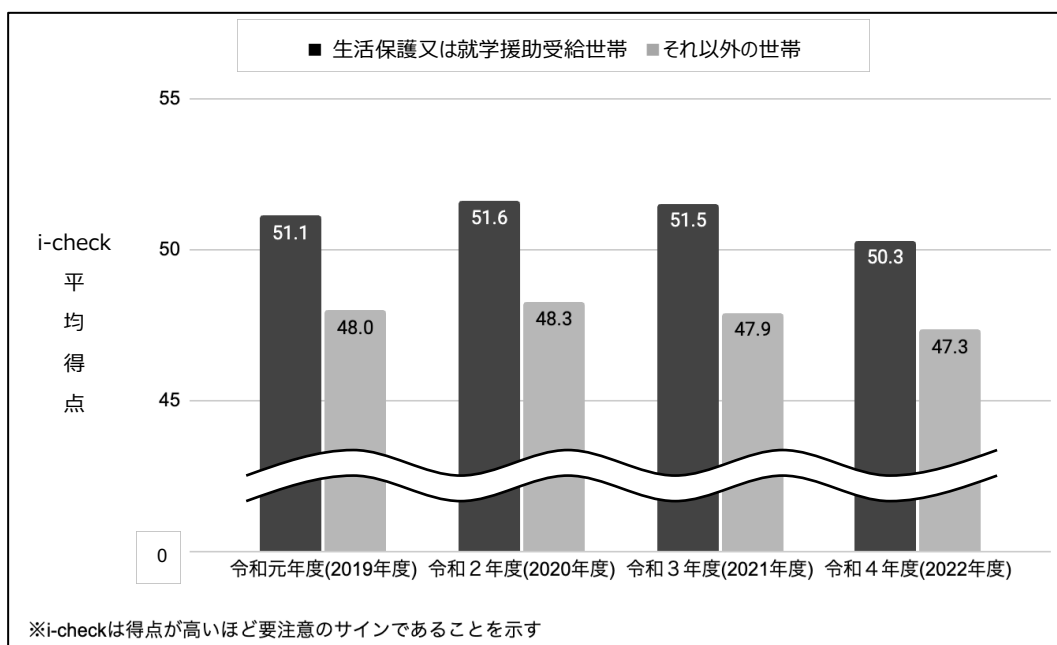


図2 学習生活総合質問調査 i-check 結果の比較(資料:データベースみまもり)

このような困難な状況に置かれている子どもに対し、つくば市では各学校や関係機関と連携してアウトリーチ支援を実施することで、学習支援や居場所支援等の事業の利用につながってきました。そして、学習支援事業を継続的に利用した子どもについて、学校生活総合質問調査 i-check の結果の好転も見られています(図3参照)。

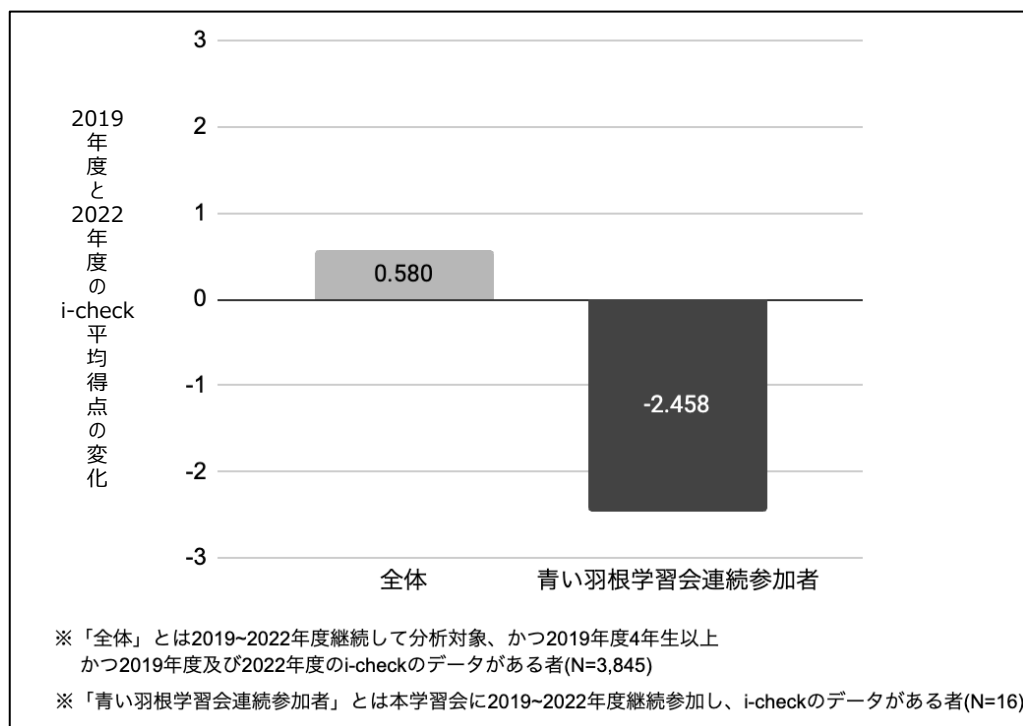


図3 青い羽根学習会連続参加者の i-check 平均値の変化 (資料：データベースみまもり)

一方、家庭児童相談に関わったことがある子どもの人数は貧困かどうかに関わらず年々増加しており、そのうち貧困の状況にない子どもが7割前後を占めています(図4参照)。

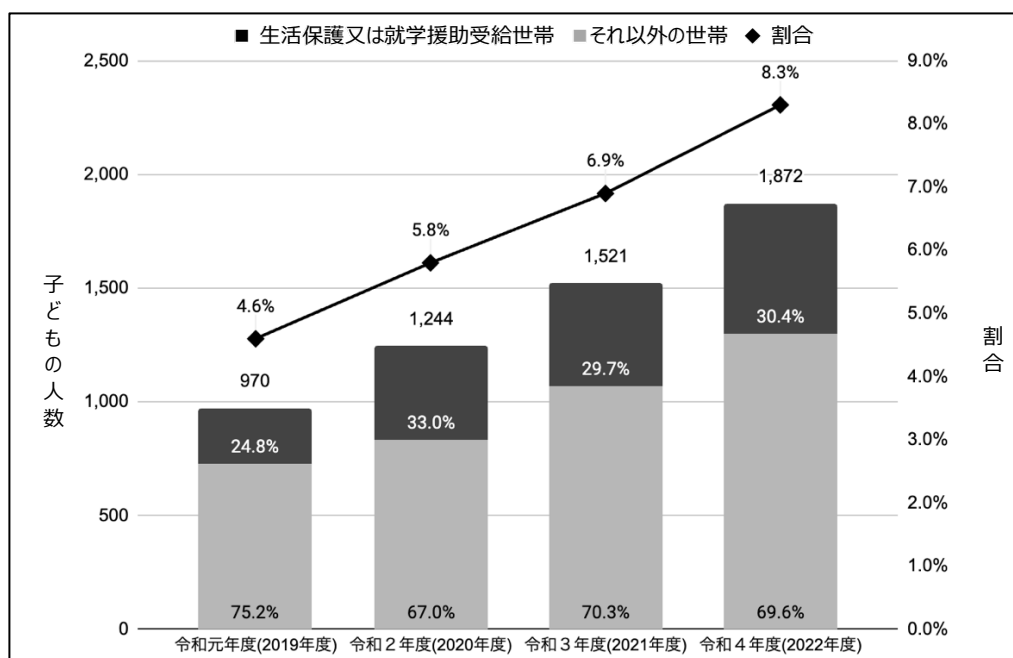


図4 家庭児童相談に関わったことがある子どもの人数と割合 (資料：データベースみまもり)

さらに、不登校（年間の欠席 30 日以上）の子どもの人数・割合も、令和元年度(2019 年度)から令和 4 年度(2022 年度)にかけて増加を続けています（図 5 参照）。

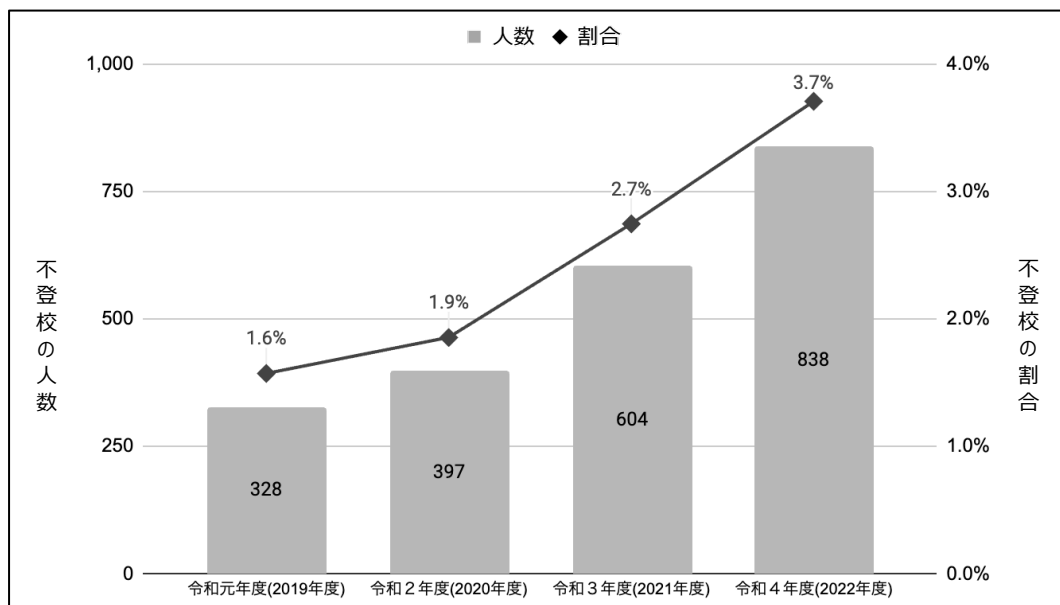


図 5 不登校の人数と割合（資料：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査）

以上のことから、貧困の状況にある子どもや家庭に対しては引き続き支援が必要であるとともに、貧困かどうかに関わらず複合的な困難を抱えている子どもや家庭も多く、支援のニーズは増え続けていると言えます。同時にそうした子どもや家庭の中には、必要な支援制度やその手続きが分からない、また、制度の利用をためらう等の状況も見られます。そのため、つくば市においては子どもに関わる関係機関や全ての部署が連携しながら、必要な支援を届けることで貧困の連鎖解消を目指すとともに、将来の貧困を生まないようにすることが必要です。

第3章 第2期プランの推進

1 子どもの支援の方向性

つくば市では、子どもが生まれた環境や育った環境によらず健全に育っていけるよう、困難を抱えている子どもを早期に発見し支援を届けること、また、現状のみならず将来の貧困を予防することの2つの観点から、以下のビジョンを持って事業に取り組みます。

【ビジョン】

支援の輪で子どもを未来へつなぐまち

2 目指す指標値

第2期プランの取組の成果を図るため、困難を抱える子どもを対象に、以下の項目を設定し、指標としていきます。指標は第1期プランの目標に加えて、子どもの抱える困難の複雑性を踏まえ、生活習慣の改善も目指したものとしています。なお、現状値は困難を抱える子どもの令和5年度における実績であり、目標値は困難を抱える子ども以外の実績を基準に設定しています。

(1) 自己肯定感を持つ児童生徒の割合

現状値：令和5年度（2023年度） 69.1% → 目標値：74.8%

「自分には、いいところがあると思いますか」（学校生活総合質問調査 i-check）

(2) 「自分の将来について明るい希望がある」と思う児童生徒の割合

現状値：令和5年度（2023年度） 81.7% → 目標値：83.9%

「将来、あんな人になりたい、こんな事がしたい、こんな仕事につきたいという、夢や目標がありますか。」（学校生活総合質問調査 i-check）

(3) 基本的な生活習慣が身につけている児童生徒の割合

現状値：令和5年度（2023年度） 81.2% → 目標値：92.0%

「朝食は毎日たべていますか」（学校生活総合質問調査 i-check）

(4) 学習習慣が身につけている児童生徒の割合

現状値：令和5年度（2023年度） 54.2% → 目標値：62.6%

「勉強するときは、自分で計画を立てていますか。」（学校生活総合質問調査 i-check）

(5) 生活保護世帯に属する子どもの進路決定の割合

現状値：令和5年度（2023年度） 100% → 目標：100%

生活保護世帯に属する子どもが希望する進路に進むことができた割合

3 実施事項

第2期プランにおいては、第1期プラン実施期間の取組や子どもに関するデータ分析を通じて把握できた課題を今後5年間で解決しながら、ビジョンを達成するための実施事項を策定しています。実施事項の中では4つの基本施策を設定し、各実施項目に取り組みます。さらに、実施項目のうち、重点的に取り組む必要のある項目については「重点項目」として表内で示しています。

(1) 分野横断的な支援

～子どもや家庭が支援につながる体制の推進～

困難を抱える子どもや家庭を誰一人取り残さないために、支援が届いていない、または届きにくい子どもや家庭を早期に発見し、支援につながるよう、庁内と学校が連携し、地域の団体等と協働して支援の充実に取り組みます。また、子どもに関わる支援者の育成に取り組み、支援の質の向上を図ります。

〈実施項目〉

| 1 子どもの貧困の解消に向けた対策に関する連携体制の推進 | |
|------------------------------|---|
| 重点項目 | 事業概要 |
| ○ | <p>1 こども未来センターを中心とした支援の連携体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の子ども支援を担う「こども未来センター（こども家庭センター）」を中心とし、各支援機関と連携を図る体制を構築します。 ・こども未来支援担当者会議 <p>こども未来センターにおいて、子どもの支援に関わる、子ども家庭支援員、スクールソーシャルワーカー、保健師等の支援者間の連携の推進を目的に開催します。</p> |
| | <p>2 子どもの支援に関する庁内連携体制の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こども政策推進アドバイザリー会議 <p>子どもの学習・生活支援等の事業運営や子ども政策に関する知見を有する者をアドバイザリーに迎え、子どもを取り巻くあらゆる環境や課題に適切に対応し、関係部署が連携することにより、子どもの権利の保障や健やかな成長を支援することを目的に開催します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こども未来庁内連携会議 <p>関係部局である保健部、福祉部、教育局、こども部の横断的支援体制の推進を目的に開催します。</p> |
| | <p>3 つくば市こども未来懇話会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有識者や学校関係者、支援団体代表者及び市民委員で構成される懇話会において、第2期プランの事業進捗の検証、推進体制等の検討のため開催します。 |

| 2 支援対象者の早期発見と支援 | | |
|-----------------|---|--|
| ○ | 1 | 子どもに関するデータベースの運用の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・支援が必要な子どもを早期発見することを目的に、1年生から9年生を対象とした子どもの支援に関するデータベースを作成し、アウトリーチ支援・プッシュ型支援が届きやすくするための取組を進めます。 ・支援対象者について、未就学児を含めることを検討します。 ・データベースの安定的な運用を目的とし、システム化に取り組み、事業効果の検証や、支援が必要な子どもの経年変化の検証などへの活用について検討します。 |
| | 2 | 学校生活総合質問調査 i-check（非認知能力等判定）の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・支援を必要とする児童生徒を早期に発見するため、全小・中・義務教育学校で4年生から9年生を対象に調査を実施します。 |

| 3 子どもに関わる支援者の育成・確保 | | |
|--------------------|---|---|
| | 1 | 相談支援の体制強化 <ul style="list-style-type: none"> ・子どもや家庭の状況に応じた専門的な支援が実施できるよう、支援者の育成・確保に取り組みます。 ・子どもの支援に関わる、子ども家庭支援員やスクールソーシャルワーカー等を対象に、相談支援の専門性の向上を目的とした研修を継続的に実施します。 |
| | 2 | 子どもの支援の担い手の育成・確保 <ul style="list-style-type: none"> ・地域で子どもたちを支援する環境を広めるため、子どもの学習支援・居場所づくりボランティア登録説明会を開催し、学習支援や居場所支援に参加するボランティアの募集を行います。 ・子どもの支援に関わる地域人材の育成を目的とした研修を実施します。 |
| | 3 | 学習・居場所支援事業者向け研修・意見交換会 <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの学習支援や居場所支援を行う事業者間の連携や、支援の質の向上を目的として、研修や事業者・団体同士の意見交換の場を設けます。 |

(2) 教育の支援

～将来の貧困の予防に向けた学校内外における教育機会確保のための支援の推進～

経済的困窮等の家庭の困難な状況に関わらず、全ての子どもが安心して教育を受けられるよう、学校内外に学習の場を設けるとともに、学校内にはスクールソーシャルワーカーを配置して支援を実施します。

また、教育の機会均等を目的として教育費の負担軽減に取り組みます。

〈実施項目〉

| 1 学校における支援 | |
|------------|---|
| 重点項目 | 事業概要 |
| ○ | 1 不登校児童生徒支援事業 ・児童生徒の相談や教育支援を行う専任職員を配置した校内フリースクールを設置し、不登校児童生徒などを支援します。また、民間フリースクールに対して補助金を交付することで、不登校児童生徒の学習や相談の機会や居場所を確保し、児童生徒が社会において自立的に生きる基礎を培うための選択肢の充実に図ります。 ・不登校児童生徒の現状や支援ニーズの把握に努め、支援の現状を把握した上で、学校、スクールソーシャルワーカー、不登校児童生徒を支援する者等が連携、協力して取組を行っていきます。 |
| | 2 スクールソーシャルワーカー配置事業 ・家庭や生活環境が心配な児童生徒に対し、生活相談やアウトリーチ、適切な機関と連携し、生活環境の改善を図ります。 ・スクールソーシャルワーカーに対し、定期的な研修を実施したり、外部・専門機関と連携したりすることで、丁寧かつ適切な支援体制の強化に取り組みます。 |
| | 3 特別支援教育に関する就学相談、教育相談 ・特別な支援や配慮を必要としている子どもの就学についての相談を受け、一人一人の教育的ニーズを踏まえた適切な教育が受けられるよう、特別支援教育指導員が相談に応じます。 |
| | 4 外国にルーツのある児童・生徒に対する日本語指導 ・外国にルーツを持つ子どもたちへ日本語学習支援を実施します。 |

| 2 地域における学習支援 | | |
|--------------|---|---|
| ○ | 1 | 生活困窮世帯等への学習支援 <ul style="list-style-type: none"> 生活保護または就学援助受給世帯の主に4年生から9年生の子どもに対して、学習支援や安心できる居場所の提供を目的として、無料の学習会（つくばこどもの青い羽根学習会）を実施します。 生活困窮世帯の子どもが地域や家庭の状況によらず利用できる学習支援の実施のため、自宅から学習支援拠点までの距離や家庭の状況によらず、子どもが利用しやすい環境作りに取り組みます。 高校生世代を対象に、進学を目指すための学習環境の提供や、居場所として通うことを目的とした学習支援について検討を進めます。 |
| | 2 | 放課後子供教室 <ul style="list-style-type: none"> 市内の小学生を対象とし、小学校や交流ひろばなどの施設を活用してさまざまな体験活動を楽しみながら、子どもたちが放課後を安全・安心に過ごすことができる場を提供します。 |
| | 3 | つくば未来塾 <ul style="list-style-type: none"> 地域に住む大学生・大学院生や一般の方々を「学習チューター」として市内中学校・義務教育学校（後期課程）に派遣し、夏季休業日や放課後の時間を利用して学習支援を行います。 |

| 3 教育費に関する費用負担の軽減 | | |
|------------------|---|--|
| | 1 | 生活保護制度における教育扶助（小学校・中学校・義務教育学校） <ul style="list-style-type: none"> 児童生徒のいる生活保護受給世帯へ教育扶助費を支給します。（教材費、給食費、学習支援費等を基準に沿って支給） |
| | 2 | 就学援助（小学校・中学校・義務教育学校） <ul style="list-style-type: none"> 経済的理由により、就学させることが困難と認められる児童生徒の保護者の方に、就学援助費として学用品費や給食費等の一部を援助します。 |
| | 3 | 遠距離通学費補助金事業（小学校・中学校・義務教育学校） <ul style="list-style-type: none"> 一定以上の距離を通学している児童生徒の保護者に対して、通学費を補助します。 |
| | 4 | 高等学校等通学定期券購入支援・高校生自転車等通学支援 <ul style="list-style-type: none"> 高校生の能力や適性、興味関心にあった進路の選択肢を広げるため、公共交通機関又は自転車等で継続的に通学する高校生を支援します。（要件を満たす者に支給） |
| | 5 | 幼児教育・保育の無償化 <ul style="list-style-type: none"> 幼稚園・保育所・認定こども園等を利用する3歳から5歳児クラスの子どもや、0歳から2歳児クラスまでの住民税非課税世帯の子どもを対象に、保育料を無償化します。 |

(3) 生活の安定に資するための支援

～妊娠・出産期からの保護者、子どもへの生活支援の推進～

子どもの心身の健全な成長を確保し、生活困窮を含めた親の妊娠・出産期からの切れ目のない支援を実施します。困難な状況にある子どもや家庭が社会的孤立に陥ることのないよう、子どもと保護者それぞれに、居場所の提供や育児負担軽減に取り組みます。また、困窮の状況にある保護者等に対しては、安定した生活や職業生活の自立のための支援を行います。

〈実施項目〉

| 1 妊娠・出産期からの相談・切れ目のない支援 | |
|------------------------|---|
| 重点項目 | 事業概要 |
| ○ | 1 こども未来センターにおける切れ目のない支援 ・こども未来センターを設置し、児童福祉分野と母子保健分野を統合して、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行います。 |
| | 2 伴走型相談支援（つくば市出産・子育て応援給付金事業） ・妊婦や子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、面談を通じて相談を受け、必要な支援等につなげる伴走型相談支援と、出産・子育てを応援するための経済的支援を併せて実施します。 |
| ○ | 3 支援対象児童等見守り強化事業 ・要保護児童等のいる家庭を訪問し、子どもを見守り、必要な支援につなげるための事業を新たに実施します。 ・訪問・見守りの方法について、事業を検証しながら、より効果的に支援につなげられるよう取組を進めます。 |

| 2 子どもの生活支援 | |
|------------|---|
| ○ | 1 居場所づくり支援事業 ・複合的な困難を抱える子どもの居場所支援として「青い羽根のいえ」を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、食事の提供等を行うとともに、子どもや保護者への相談支援や関係機関へのつなぎ等、包括的な支援を実施します。 ・支援が必要な子どもの受入体制を強化するため、「青い羽根のいえ」の増設や、高校生世代を対象とした居場所の設置へ向けた検討を進めます。 ・子どもの安心安全に配慮した形で、子どもが意見表明する機会を提供し、事業へ反映します。 |
| | 2 みんなの食堂事業補助金 ・食を通じて地域の子どもと大人が交流することができ、子どもと大人の居場所となる食堂（みんなの食堂）について、運営を支援し、新規開設を促進するため、実施する団体へ補助金を交付します。 |

| | | |
|---|--|--|
| | | アフタースクールモデル事業 |
| 3 | | <ul style="list-style-type: none"> ・希望する全ての児童が、放課後の過ごし方を自分で決められ、「居たい・行きたい・やってみたい」と感じることでできる居場所として、学校施設を活用した「アフタースクール」をモデル校（つくば市立沼崎小学校）で、令和7年度に実施します。 ・保護者の就労の有無に関わらず利用可能で、地域の人材とも連携した多様な体験活動等を実施します。 |

| | | |
|-------------------|---|---|
| 3 保護者の生活支援 | | |
| | | 生活困窮者自立支援事業 |
| | 1 | ・生活保護に至る前の支援策として、就労準備支援事業、家計改善支援事業、住居確保給付金支給事業等による、自立に向けた支援を行います。 |
| ○ | | つくば市高等職業訓練促進給付金等事業 |
| | 2 | ・ひとり親家庭の保護者が就職の際に有利となり、生活の安定に役立つ資格を取得するために、養成機関で半年以上修業する場合に、生活費の支援として給付金を支給します。さらに資格取得期間中の生活の安定をより図るため、高等職業訓練促進給付金に加えて市独自の給付を行い、保護者の自立を支援します。 |
| | | ペアレント・トレーニングの実施 |
| | 3 | ・主に3歳から6歳の子どもを保護者として、子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者に対し、講義やグループワーク等を通じて相談及び助言を実施します。 |
| | | 子育て短期支援事業 |
| | 4 | ・保護者による養育が困難となった場合に、児童養護施設や里親が子どもを一時的に預かる、ショートステイ事業・トワイライトステイ事業・休日預かり事業を実施します。 |

(4) 経済的支援

全ての子どもが能力や可能性を最大限伸ばして、夢や希望を持てるよう、地域における学習や活動に対して経済的支援を実施します。

また、子育て家庭の生活基盤が保たれるよう、保護者の健康状態や就労状況に応じて、日々の生活を安定させるための経済的支援を実施します。

〈実施項目〉

| 1 地域における子どもの活動等への支援 | |
|---------------------|--|
| 重点項目 | 事業概要 |
| ○ | 子どもの学習塾代等の助成 ・市内の中学校又は義務教育学校に在籍する7年生から9年生の保護者で、生活保護又は就学援助を受給している方を対象に、学習塾の利用にかかる授業料の一部を助成します。 ・経済的困窮を抱える世帯に対し、子どもの進学に向けた支援をすることで家庭の経済的負担の軽減に向けた取組を検討します。 |
| | 部活動地域移行による負担額補助 ・市内の中学校又は義務教育学校に在籍する7年生から9年生の保護者で、生活保護又は就学援助を受給している方を対象に、地域クラブ活動参加費用を助成します。 ・生活に困窮する家庭の経済的負担の軽減を図ることにより、生徒のスポーツ及び文化芸術の活動の機会が確保されるように取り組みます。 |
| 2 家庭の生活基盤安定のための支援 | |
| | 児童扶養手当の支給 ・父母の離婚などにより父又は母と生計を同じくしていない児童を育成する家庭の生活の安定と自立の促進及び児童の福祉の増進を図ることを目的として支給します。 |
| | つくば市ひとり親家庭等児童福祉金制度 ・父母の離婚などにより父又は母と生計を同じくしていない15歳以下の児童を育成する家庭の生活の安定と自立の促進及び児童の福祉の増進を図ることを目的として支給します。 |
| | ひとり親家庭養育費確保支援事業 ・ひとり親家庭の方の養育費の受け取りを支援するため、養育費の取り決めに係る公正証書等の作成費用や、養育費保証契約に係る保証料、裁判外紛争解決手続(ADR)の利用料の補助等を行います。 |
| | 児童クラブ利用料の免除・助成の実施 ・公営または民営児童クラブを利用している生活保護受給世帯や市民税所得割非課税世帯を対象に、使用料の免除又は助成をします。 |

資料編

1 第2期つくば市こども未来プラン策定の経緯

第2期プランの策定に当たっては、有識者や学校関係者、支援団体代表者及び市民委員で構成される「つくば市こども未来懇話会」において議論を行いました。

また、広く市民の意見を反映させるため、令和6年（2024年）9月～10月にパブリックコメントを実施しました。

こども未来懇話会開催状況

| 月 日 | 内 容 |
|--------------------------|--|
| 令和5年 (2023年) 7月20日 | <ul style="list-style-type: none">・つくば市こども未来プラン具体的実施事項の事業進捗状況について・つくば市こども未来プラン達成度評価（案）について・第2期こども未来プラン策定スケジュールについて |
| 10月18日 | <ul style="list-style-type: none">・つくば市こども未来プラン達成度評価（案）について・第2期つくば市こども未来プラン策定スケジュールについて・第2期つくば市こども未来プラン大枠案について |
| 11月17日 | <ul style="list-style-type: none">・第2期つくば市こども未来プラン骨子案について・つくば市こども未来プラン達成度評価について |
| 令和6年 (2024年) 3月15日 | <ul style="list-style-type: none">・令和5年度事業実績の報告・第2期こども未来プラン策定について |
| 7月24日 | <ul style="list-style-type: none">・第2期こども未来プラン策定について |
| 11月1日 | <ul style="list-style-type: none">・第2期こども未来プラン策定について |

2 つくば市子ども未来懇話会委員名簿

令和5年度(2023年度)

○：座長 ○：副座長

(敬称略)

| 氏名 | 所属 | 区分 |
|--------|------------------------------------|------------|
| ○藤田晃之 | 筑波大学人間系 教授 | 学識経験者 |
| ○外山美樹 | 筑波大学人間系 教授 | 学識経験者 |
| 内野隆之 | つくば市PTA連絡協議会 会長 | 児童・生徒の保護者 |
| 黒崎博 | 公募 | つくば市民 |
| 菅原遥 | 公募 | つくば市民 |
| 柳下英子 | つくば市学校長会 会長 | 公立小・中学校長 |
| 永田孝男 | つくば市学校長会 副会長 | 公立小・中学校長 |
| 大久保良文 | つくば市主任児童委員連絡会 会長 | 主任児童委員 |
| かさいひろこ | 認定特定非営利活動法人NGO 未来の子どもネットワーク代表理事 | 各種支援団体の代表者 |

令和6年度(2024年度)

○：座長 ○：副座長

(敬称略)

| 氏名 | 所属 | 区分 |
|--------|------------------------------------|------------|
| ○藤田晃之 | 筑波大学人間系 教授 | 学識経験者 |
| ○外山美樹 | 筑波大学人間系 教授 | 学識経験者 |
| 森田修司 | つくば市PTA連絡協議会 会長 | 児童・生徒の保護者 |
| 吉澤清美 | 公募 | つくば市民 |
| 関泰代 | 公募 | つくば市民 |
| 根本智 | つくば市学校長会 会長 | 公立小・中学校長 |
| 園田浩美 | つくば市学校長会 副会長 | 公立小・中学校長 |
| 大久保良文 | つくば市主任児童委員連絡会 会長 | 主任児童委員 |
| かさいひろこ | 認定特定非営利活動法人NGO 未来の子どもネットワーク代表理事 | 各種支援団体の代表者 |

第2期つくば市こども未来プラン

令和6年（2024年）12月

発行：つくば市こども部こども未来センター
〒305-8555 茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1
電話 029-883-1111（代表）
Fax 029-828-6203

第2期

つくば市こども未来プラン

実施期間

2024～2028年度

【ビジョン】支援の輪で子どもを未来へつなぐまち

実施事項

全36事業

生活安定の支援

重点項目
4事業妊娠・出産期からの保護者、
子どもへの切れ目のない
生活支援の推進

- ◎こども未来センターにおける切れ目のない支援
- ◎支援対象児童等見守り強化事業
- ◎居場所づくり支援事業
- ◎つくば市高等職業訓練促進給付金等事業
ほか実施項目6事業

困難を抱える子どもや家庭を
誰一人取り残さないために
子どもや家庭が支援に
つながる体制の推進

- ◎こども未来センターを中心とした
支援の連携体制の構築
- ◎子どもに関するデータベースの運用の推進
ほか実施項目6事業

分野横断的支援

重点項目
2事業全ての子どもが夢や希望を
持てるための経済的支援の推進

- ◎子どもの学習塾代等の助成
- ◎部活動地域移行による
負担額補助
ほか実施項目4事業

全ての子どもが安心して
教育を受けられる支援の推進

- ◎不登校児童生徒支援事業（校内フリースクールの設置等）
- ◎スクールソーシャルワーカー配置事業
- ◎生活困窮世帯等への学習支援
ほか実施項目9事業

教育の支援

重点項目
3事業

支援の方向性

- ◎現在、困難を抱えている子どもを
早期に発見し支援を届ける
- ◎将来の貧困を予防する

達成目標

- 自己肯定感を持つ児童生徒の割合
現状値 69.1% → 目標値 74.8%
- 「自分の将来について明るい希望がある」
と思う児童生徒の割合
現状値 81.7% → 目標値 83.9%
- 基本的な生活習慣が身についている
児童生徒の割合
現状値 81.2% → 目標値 92.0%
- 学習習慣が身についている児童生徒の割合
現状値 54.2% → 目標値 62.6%
- 生活保護世帯に属する子どもの
進路決定の割合
現状値 100% → 目標値 100%



子ども・家庭の現状報告について

令和7年度第1回つくば市こども未来懇話会

こども部こども未来センター

2025年7月17日

・ トピック ・

1 子どもの貧困の現状について

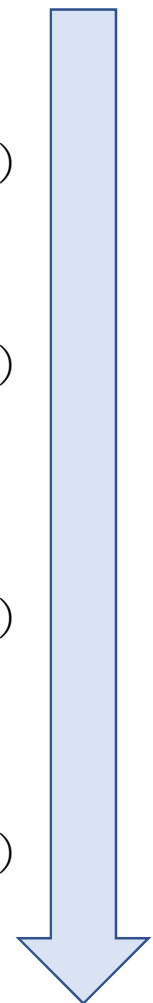
- (1) 子どもの貧困に関する法律の経過
- (2) 子どもの貧困の現状

2 つくば市で困難を抱えている子どもたちについて

- (1) 数値でみる子どもたちの姿
- (2) つくば市における子ども貧困解消に向けた取組
- (3) こども未来センターで関わった困難を抱えた子ども・家族の事例

1 子どもの貧困の現状について

(1) 子どもの貧困に関する法律の経過



平成26年
(2014年)

子どもの貧困対策の推進に関する法律 施行

令和元年
(2019年)

子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律
施行

令和5年
(2023年)

こども基本法 施行
こども大綱 閣議決定

令和6年
(2024年)

こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律 施行

1 子どもの貧困の現状について

(2) 子どもの貧困について

- 日本の子どもの相対的貧困率 11.5 %
(厚生労働省「2022年 国民生活基礎調査の概況」)



日本の子どもの9人に1人が貧困

- ・つくば市の生活困窮者世帯の児童・生徒数
(要保護者・準要保護者) 2,487人 * * 令和6年度に就学援助費支給人数

1 生活困窮者 生活困窮者自立支援法第3条

「生活困窮者」とは、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者をいう。

2 就学援助制度について 学校教育法第19条

経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。

- ・ 要保護者 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者
- ・ 準要保護者 市町村教育委員会が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者

絶対的な貧困と相対的な貧困

絶対的な貧困



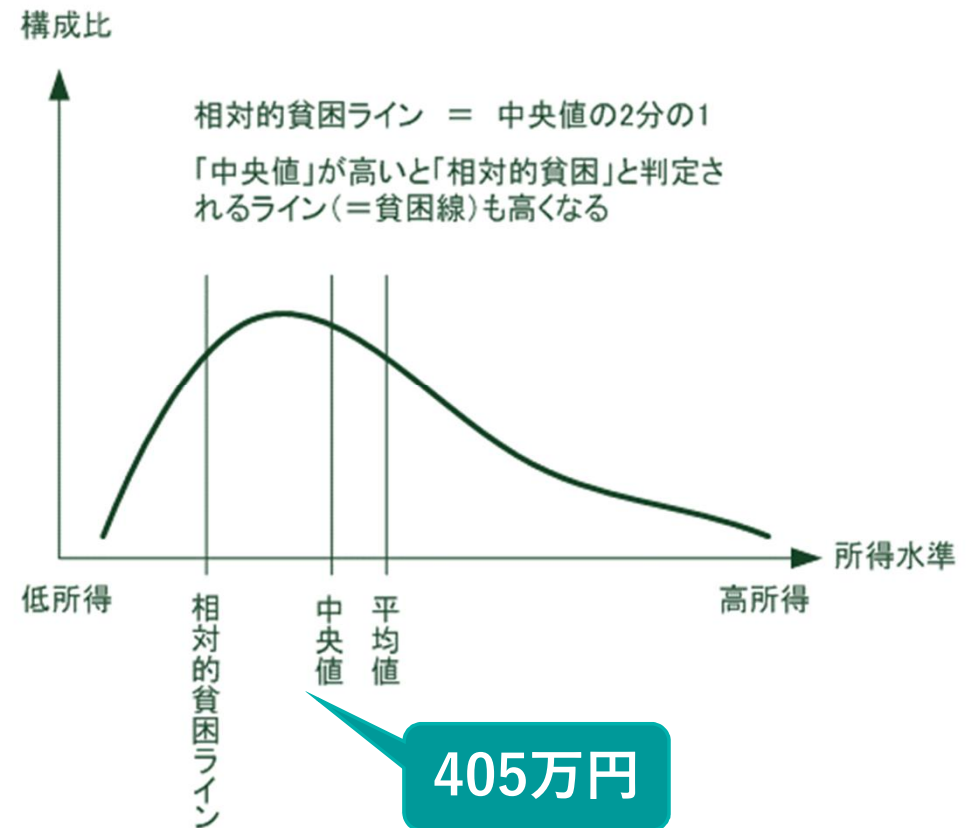
見た目で分かる明らかに
生活が貧しい

相対的な貧困

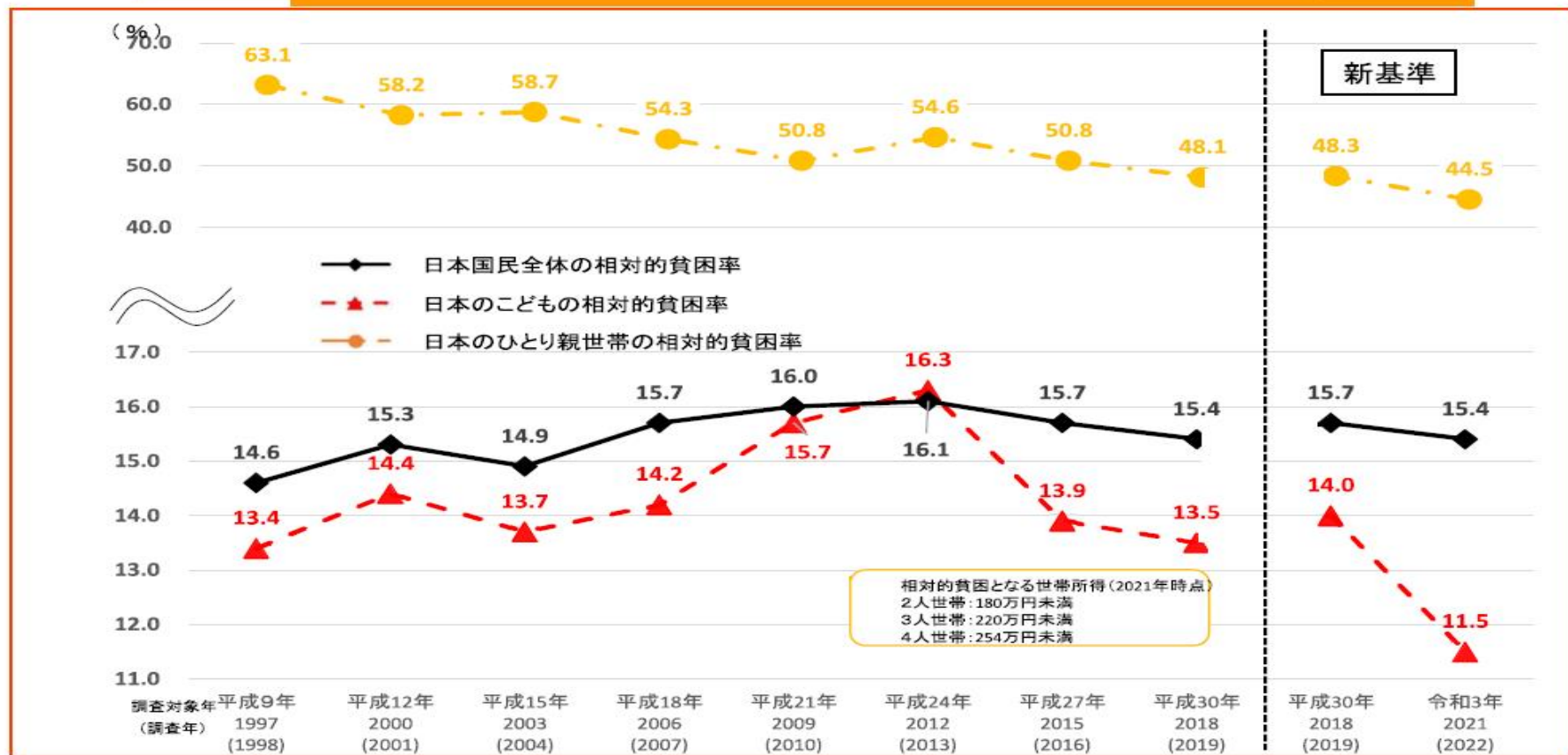


世帯所得が中央値の半分以下

図1: 相対的貧困率のイメージ



こどもの貧困率の推移



※貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。

※相対的貧困率とは、等価可処分所得(※1)の貧困線(※2)に満たない人の割合をいう。

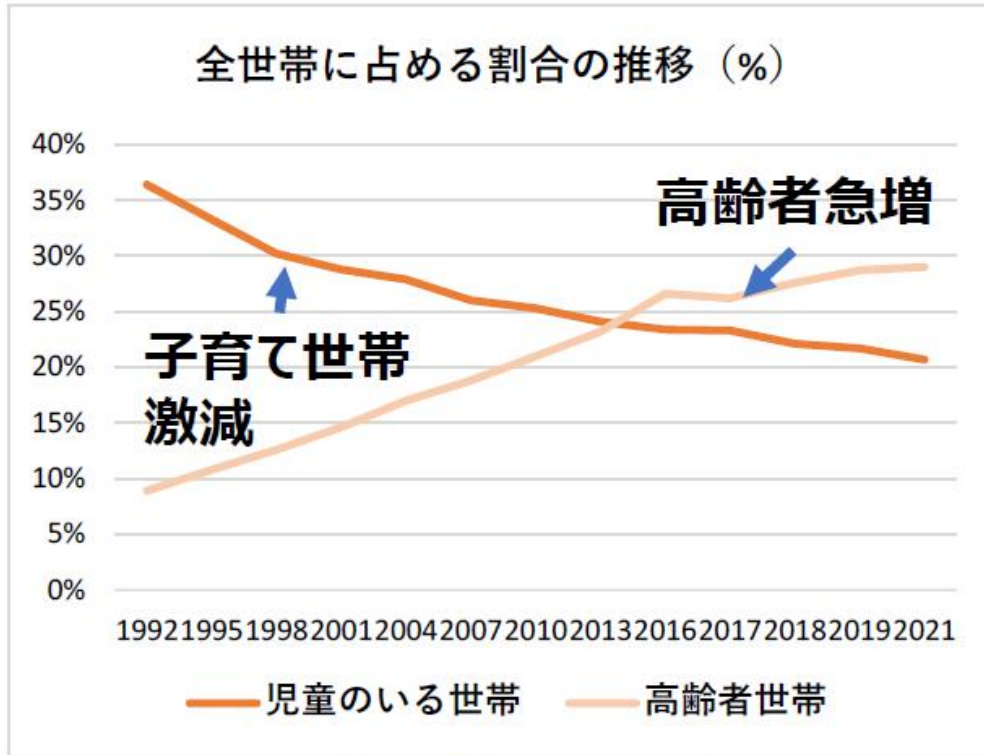
→ 保育サービスなどの現物給付や資産の多寡が考慮されていないことに留意が必要。

(※1)世帯の可処分所得(収入から直接税・社会保険料を除いたもの)を世帯人員の平方根で割った金額。

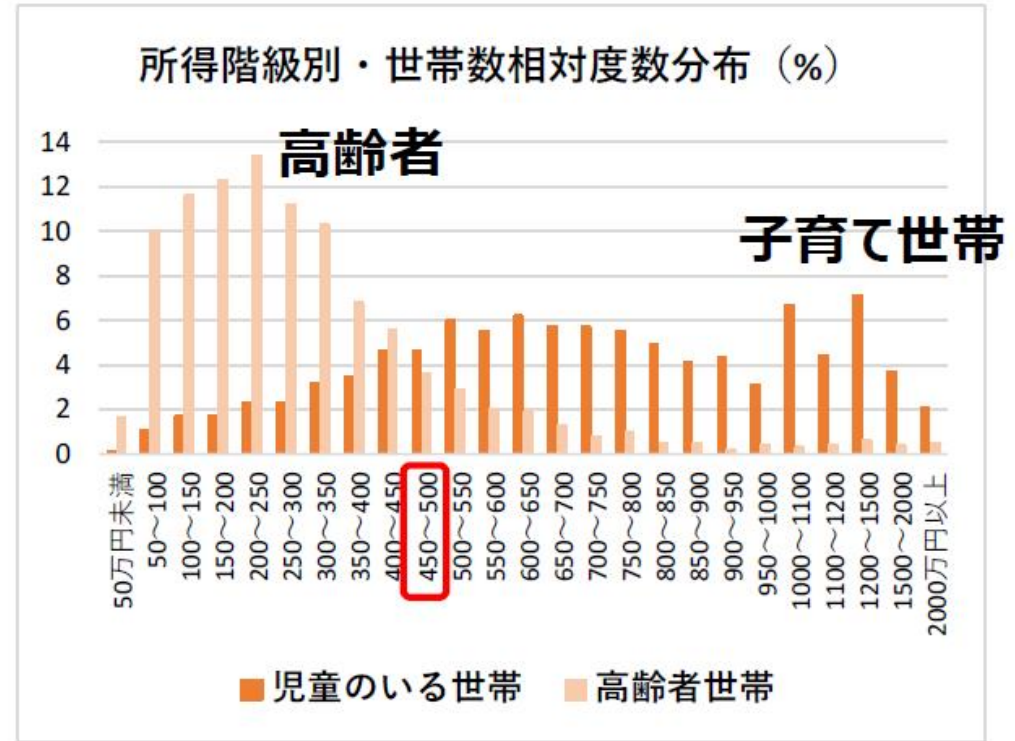
(※2)等価可処分所得の低い人から順に並べて、真ん中の順位(中央値)の金額の半分の金額。2021年調査時点で127万円。

※「新基準」は、2015年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたものである。
 (出所)国民生活基礎調査(厚生労働省)

低所得高齢者世帯の急増により、日本全体の中央値や相対的貧困ラインは大きく下振れ



* 2022年国民生活基礎調査をもとにキッズドア作成。



* [2021 (令和3) 年 国民生活基礎調査の概況]をもとにキッズドア作成。

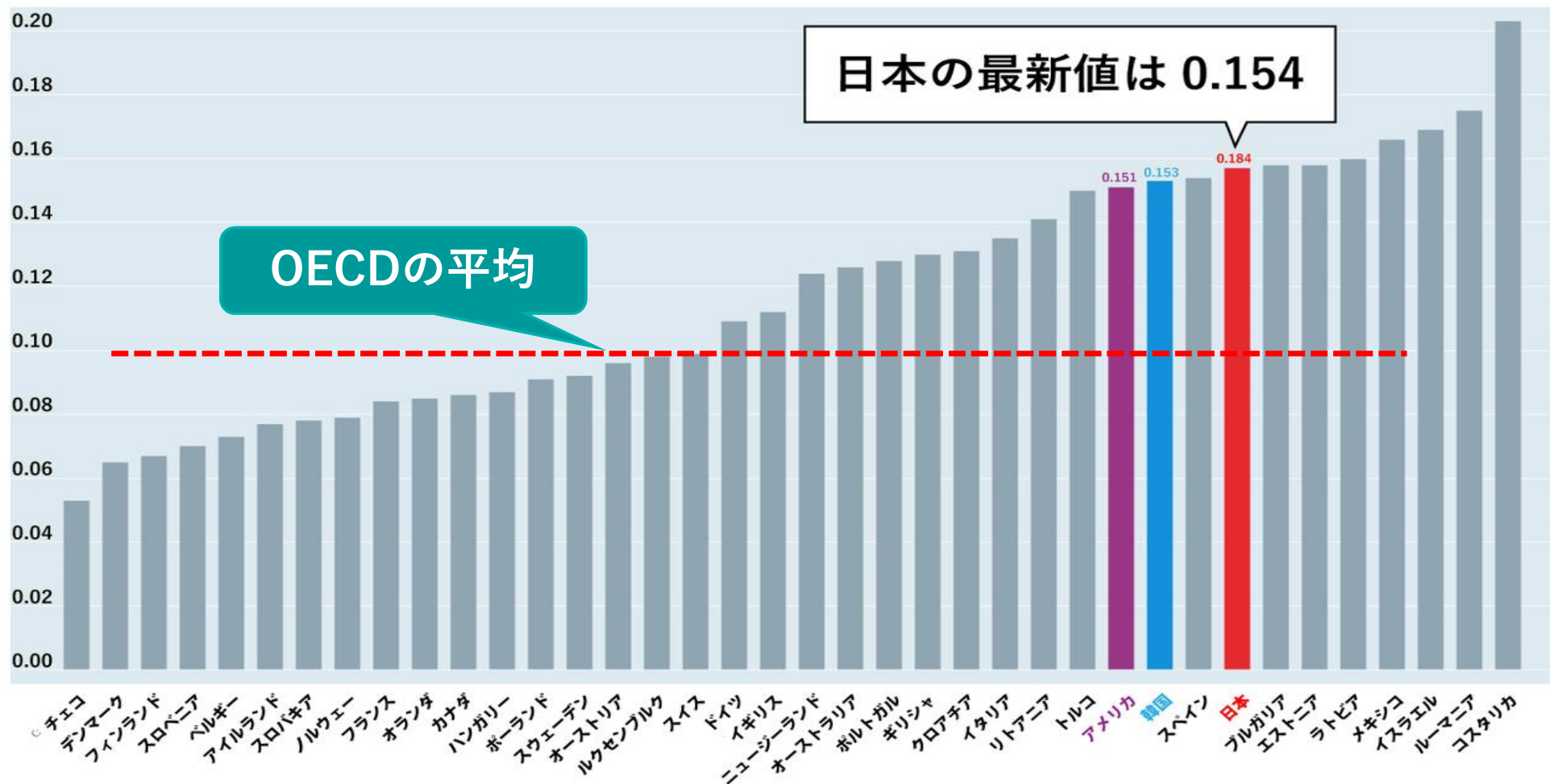
児童のいる世帯で格差は拡大

Copyright©2025 NPO KidsDoor

令和6年度高齢者白書 高齢化率29.1%

出展：子どもの貧困対策法成立12周年記念 院内集会 認定NPO法人キッズドア

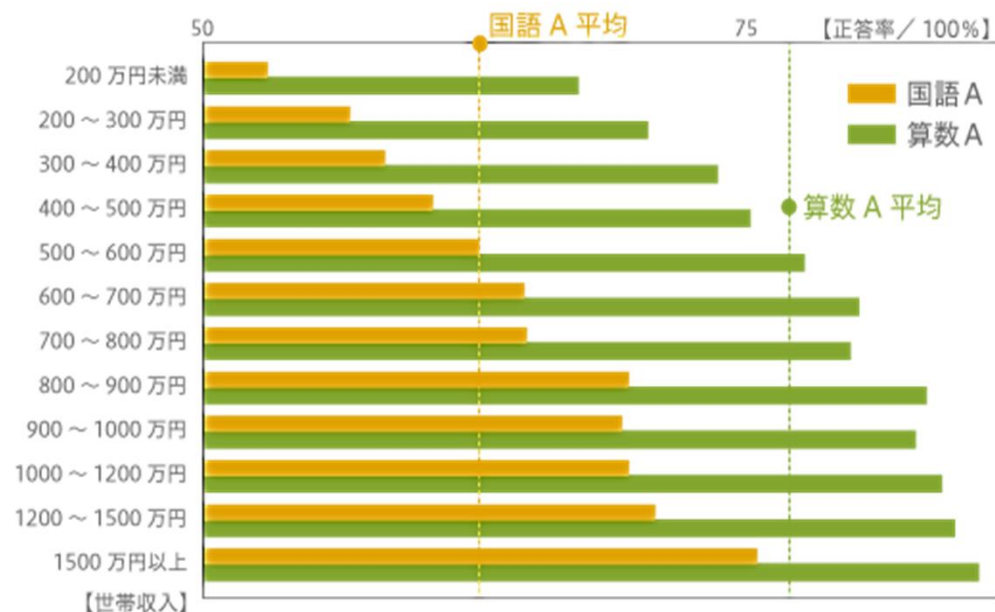
相対貧困率の国際比較（全世帯）



出典：OECD Poverty Rate 2021
Wedge ONLINE

経済格差が学力格差に

世帯収入と子どもの学力（対象／小学6年生）



出典：国立大学法人お茶の水女子大学『平成25年度全国学力・学習状況調査（きめ細かい調査）の結果を活用した学力に影響を与える要因分析に関する調査研究』

作成：（公社）チャイルドフォーチルドレン

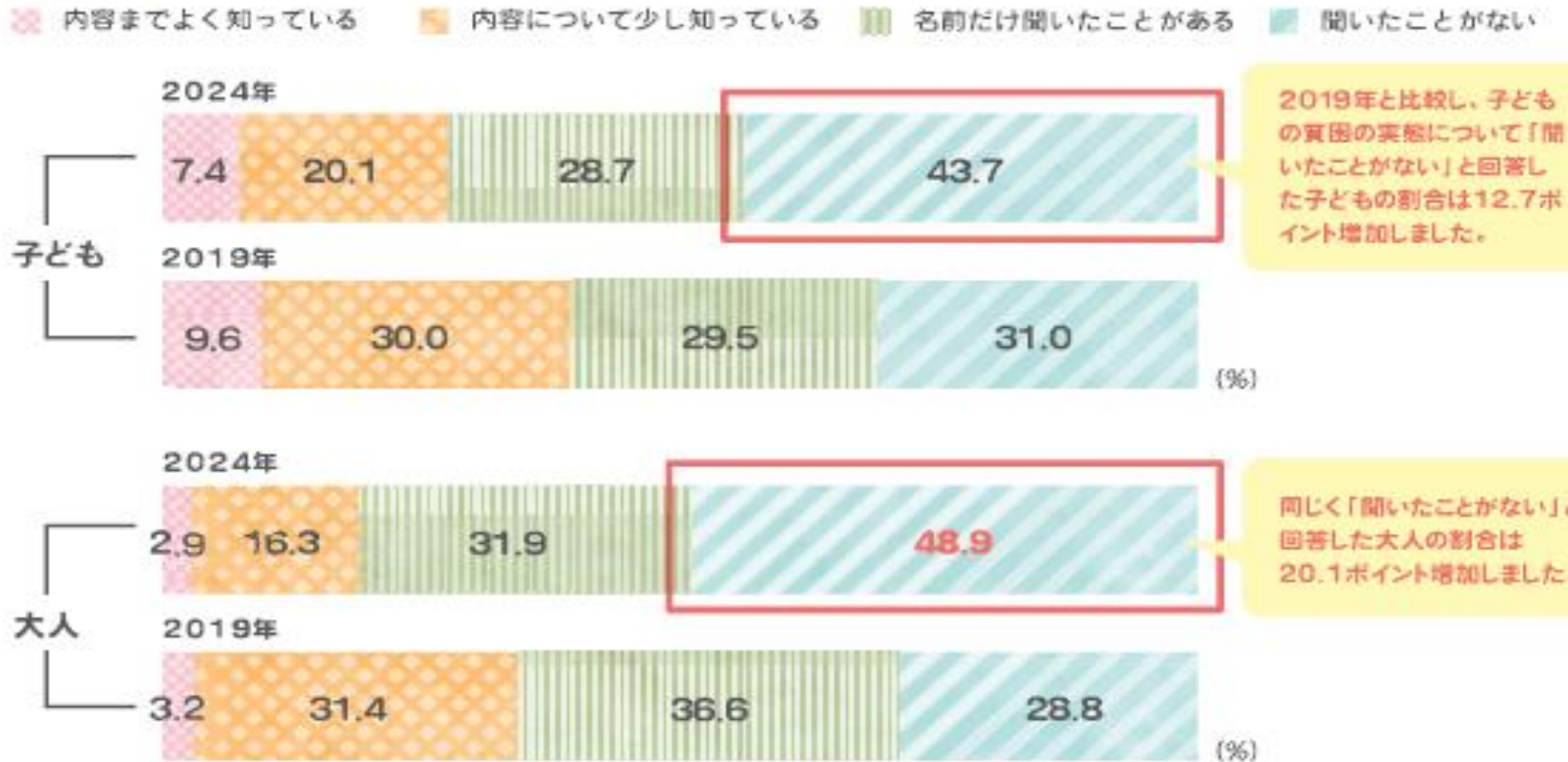
| 世帯収入 | 正答率（％） | | | |
|---------------|--------|------|------|------|
| | 国語 A | 国語 B | 算数 A | 算数 B |
| 200万円未満 | 53.0 | 39.0 | 67.2 | 45.7 |
| 200万円～300万円 | 56.8 | 42.7 | 70.4 | 50.8 |
| 300万円～400万円 | 58.4 | 45.0 | 73.6 | 53.3 |
| 400万円～500万円 | 60.6 | 47.0 | 75.1 | 56.2 |
| 500万円～600万円 | 62.7 | 48.8 | 77.6 | 57.9 |
| 600万円～700万円 | 64.8 | 52.5 | 80.1 | 61.3 |
| 700万円～800万円 | 64.9 | 52.4 | 79.7 | 62.2 |
| 800万円～900万円 | 69.6 | 57.6 | 83.2 | 66.0 |
| 900万円～1000万円 | 69.3 | 55.1 | 82.7 | 66.4 |
| 1000万円～1200万円 | 69.6 | 55.5 | 83.9 | 67.9 |
| 1200万円～1500万円 | 70.8 | 59.4 | 84.5 | 67.1 |
| 1500万円以上 | 75.5 | 61.5 | 85.6 | 71.5 |

※出典：
お茶の水女子大学「平成25年度 全国学力・学習状況調査（きめ細かい調査）の結果を活用した学力に影響を与える要因分析に関する調査研究」

子どもの貧困の実態の認知度

Q.1 日本における子どもの貧困の実態を知っていますか。(単一回答)

グラフ1



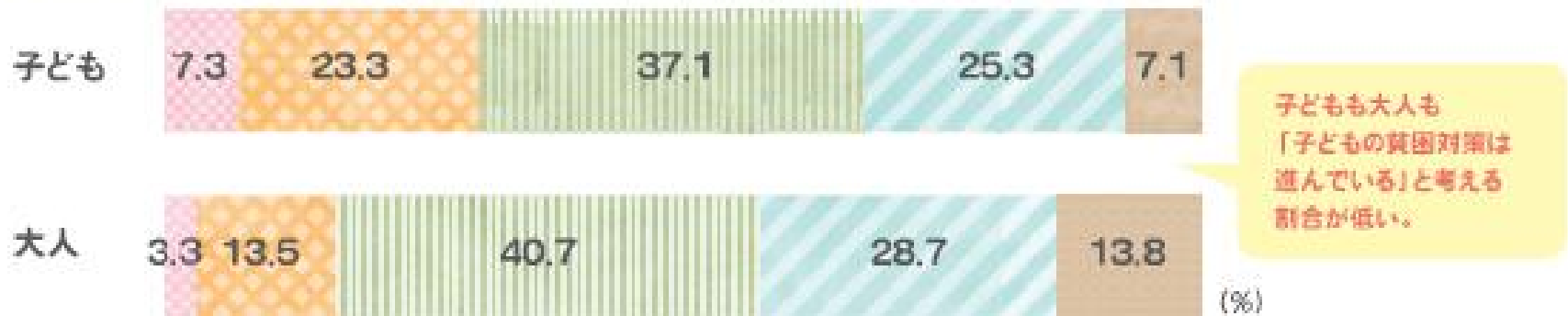
出展：3万人アンケートから見る子どもの貧困と子どもの権利に関する意識2024
公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

子どもの貧困対策の進捗

Q.4 日本の子どもの貧困対策は進んでいると思いますか。(単一回答)

とても進んでいる まあまあ進んでいる どちらともいえない あまり進んでいない まったく進んでいない

グラフ 4



出展：3万人アンケートから見る子どもの貧困と子どもの権利に関する意識2024
公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

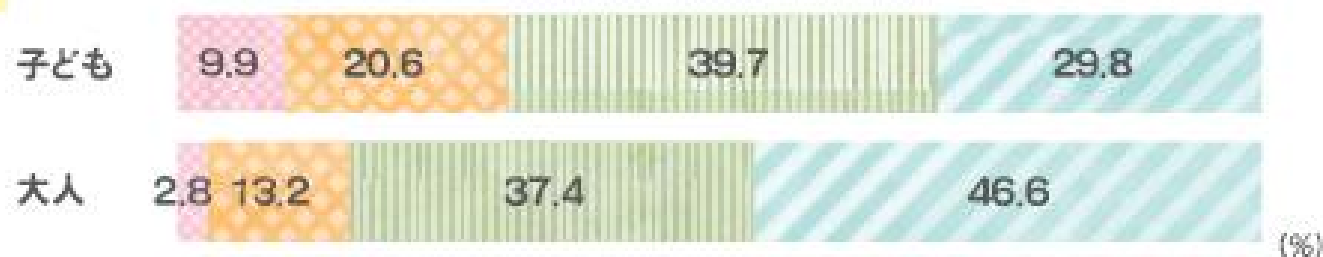
既存の法制度の認知度

Q.11 以下の各項目を知っていますか。(それぞれ単一回答)

■ 内容までよく知っている ■ 内容について少し知っている ■ 名前だけ聞いたことがある ■ 聞いたこと

こども基本法

グラフ 8



こどもの貧困解消法 (こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律)

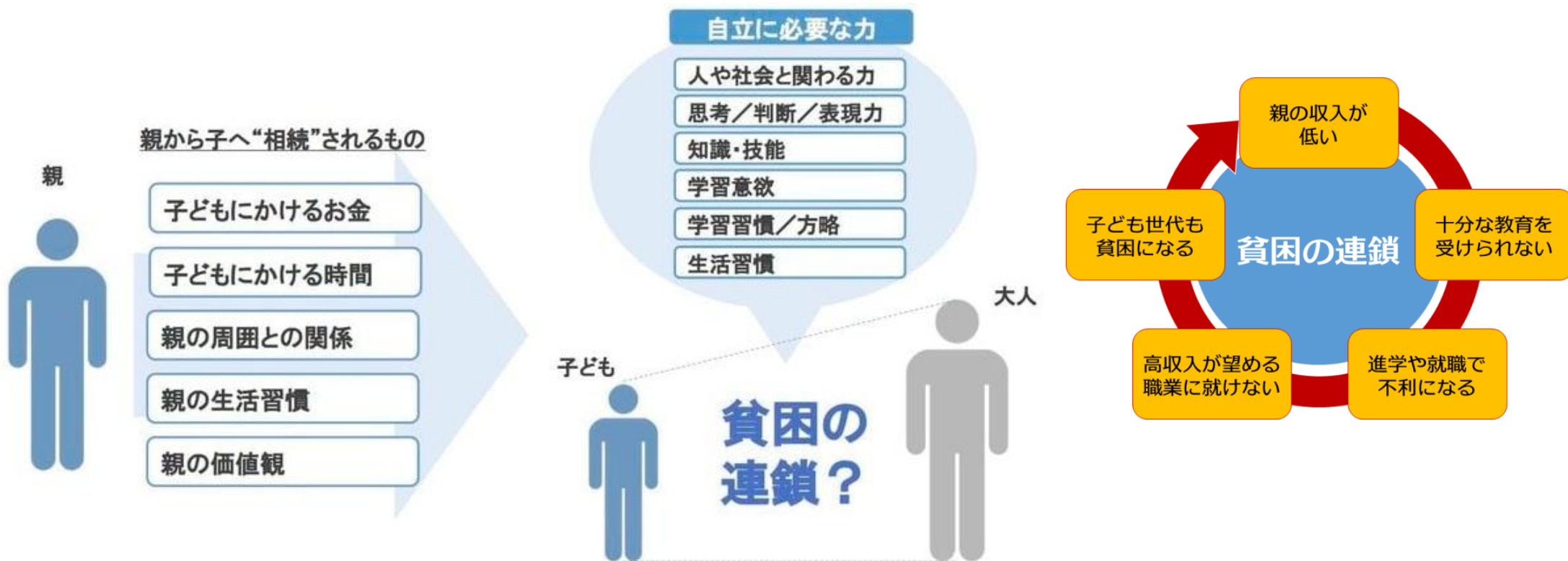
グラフ 9



出展：3万人アンケートから見る子どもの貧困と子どもの権利に関する意識2024
公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

世代を超えて連鎖する貧困

貧困を背景とした親から子への「負の社会的相続」が、将来の自立する力を奪う可能性



(出所)日本財団(2016)「子どもの貧困対策プロジェクト」記者発表資料

2 つくば市で困難を抱えている子どもたちについて

(1) 数値でみるつくば市の子どもたちの姿

| 項目名 | 数値 | 備考 |
|--------------|---------|-------------------------|
| 就学援助費支給人数 | 2,487人 | 令和7年度実績 |
| 児童扶養手当支給対象者数 | 1,369人 | 令和7年3月時点 |
| こども家庭相談延件数 | 15,197件 | 令和6年度実績 |
| こども家庭相談新規件数 | 1,588人 | 令和6年度実績（内虐待619人） |
| 不登校児童生徒数 | 809人 | 令和5年度実数 |
| 青い羽根学習会登録人数 | 391人 | 令和6年度実績（小学校3年生はやぶさ教室含む） |

令和7年6月1日現在 児童生徒数 小学校16,424人 中学校6,683人 合計23,107人

2 つくば市で困難を抱えている子どもたちについて

(2) つくば市における子ども貧困解消に向けた取組について

平成29年
(2017年)

つくばこどもの青い羽根学習会開始

平成30年
(2018年)

保健福祉部社会福祉課こども未来室設置

平成31年
(2019年)

つくば市こども未来プラン 策定

つくばこどもの青い羽根基金 創設

令和2年
(2020年)

居場所づくり支援事業（青い羽根のいえ）開始

令和6年
(2024年)

第2期つくば市こども未来プラン 策定

(3) こども未来センターで関わった困難を抱えた
子ども・家族の事例

別紙 資料6-2 参照

子どもや家庭が支援につながる体制の推進

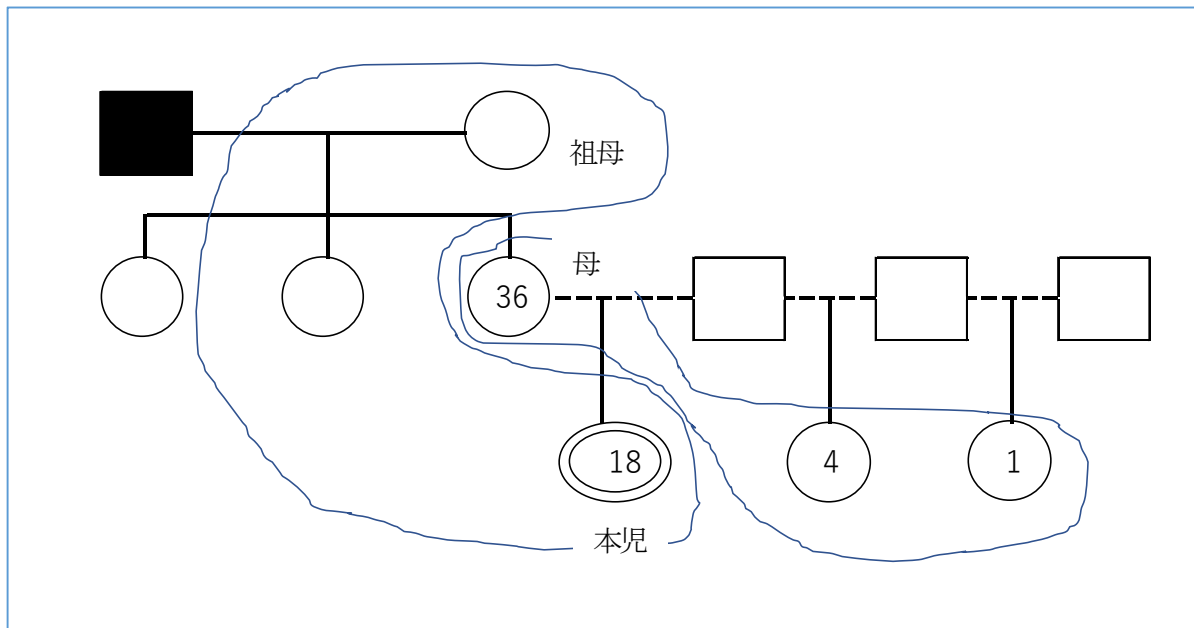
困難を抱えている子どもたちの声に基づいて、有識者や学校関係者、支援団体、市民と共に子どもの貧困解消に向けた対策の推進を進めてまいります。



《 中学校2年生から地域の社会資源とつながったケース 》

※事例は個人情報や倫理に配慮し、一部ケース内容を改変しています。

【ジェノグラム（家族関係図）】※現在の世帯の状況



【ケース概要】

1 介入のきっかけ

- ・令和2年当時、祖母と本児から市（当時子育て相談室）に相談あり。母が妊娠した、精神的に不安定、児童扶養手当の使いこみがあり、生活が不安定になり相談が入った。

1 家族構成

- ・祖母（当時60代前半）、叔母（精神疾患の診断あり）、本児（当時は中学2年14歳）。
- ・母は近所に住んでいる。本児との関係は不良。当時、母は妊娠中で兄弟とは異父兄弟

2 経済状況

- ・祖母、叔母、就労収入あり。
- ・母は生活保護を受給。母は本児を介して祖母に金銭を要求することが度々あった。

3 母の状況

- ・パートナーとの関係は長く続かない。母は精神疾患の診断を受けている。

4 本児の状況

- ・母からの暴言・暴力などが日常的に家庭の中で起こっており、家の中で安心できない時間が多い。
- ・欠席日数が多く、学習面で不安を抱えている。本児は塾に行きたい気持ちはあるが、経済的なことを気にして通塾はあきらめていた。
- ・こども未来センターのデータベースみまもりでは支援必要対象者として抽出されていた。
- ・市に相談した10日後、オーバードーズ(薬物過剰摂取)による自殺未遂を起こす。

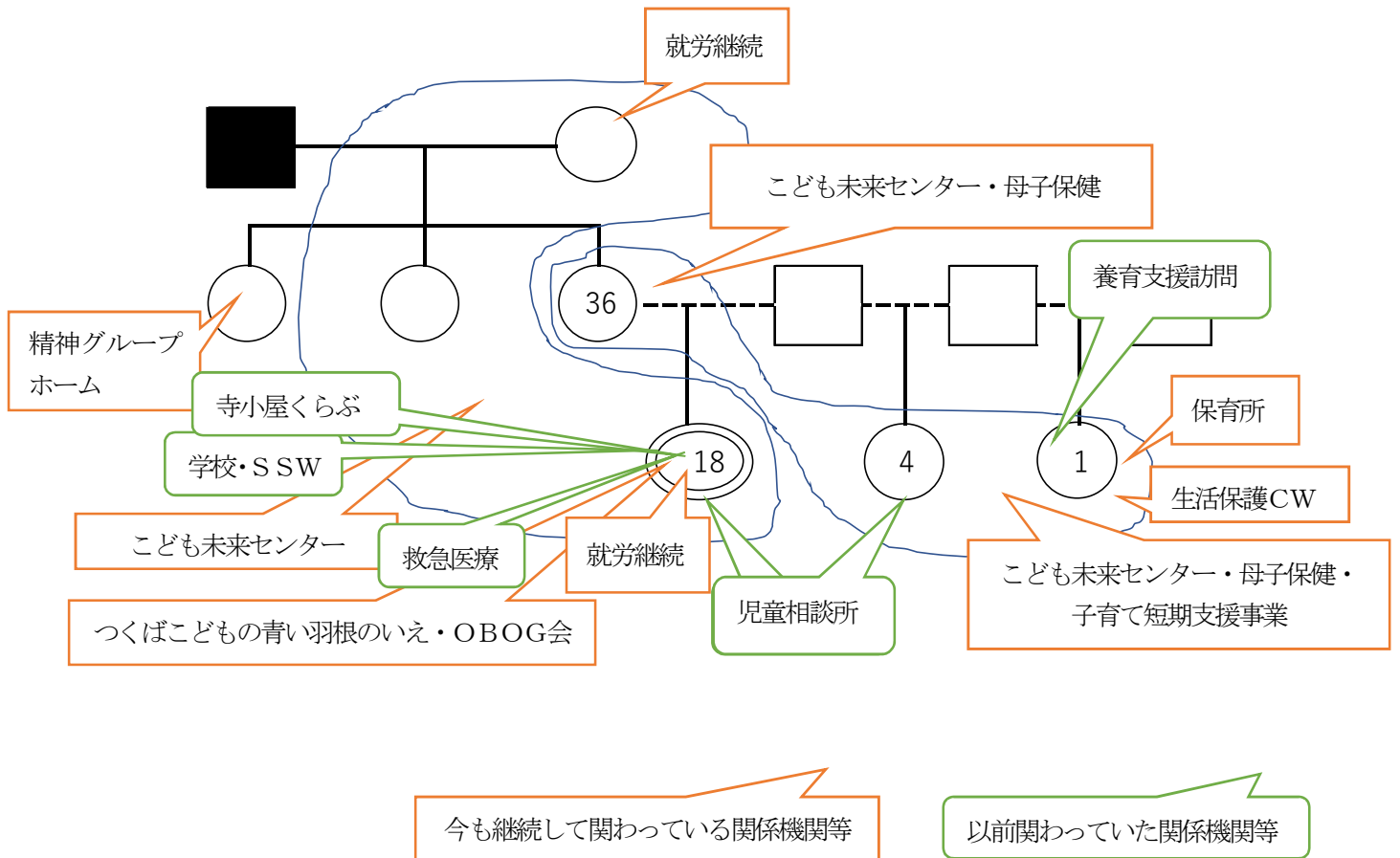
5 家庭をサポートする関係機関

- ・退院後、家庭に居場所がなく、複合的な課題を抱えている子どもの安全・安心な居場所の提供が必要と判断し、「つくばこどもの青い羽根のいえ」の利用を開始

- ・中学校ではSSWが継続して本児に関わり、見守っていた。
- ・つくばこどもの青い羽根のいえは週3回利用。スタッフには進路のことを相談することができた。
- ・高校に入学してからも、人や社会資源とは緩やかに繋がっている。関係機関も支援者も緩やかに関わり続けることが必要

【エコマップ（本児を中心とした社会資源等の関係図）】※現在の世帯の状況

- ・本児世帯が地域にある社会資源や関係機関とつながった（つながっている）環境変化について



第2期つくば市こども未来プラン実施事項重点項目事業

資料7

(1) 分野横断的な支援

| No | 事業番号 | 重点項目 | 実施項目 | 担当課 |
|----|------|------|--------------------------------|-----------|
| 1 | 1-1 | ○ | こども未来センターを中心とした支援の連携体制の構築 | こども未来センター |
| 2 | 1-2 | | 子どもの支援に関する庁内連携体制の推進 | こども未来センター |
| 3 | 1-3 | | つくば市こども未来懇話会 | こども未来センター |
| 4 | 2-1 | ○ | 子どもに関するデータベースの運用の推進 | こども未来センター |
| 5 | 2-2 | | 学校生活総合質問調査i-check（非認知能力等判定）の実施 | 学び推進課 |
| 6 | 3-1 | | 相談支援の体制強化 | こども未来センター |
| 7 | 3-2 | | 子どもの支援の担い手の育成・確保 | こども未来センター |
| 8 | 3-3 | | 学習・居場所支援事業者向け研修・意見交換会 | こども未来センター |

(2) 教育の支援

| No | 事業番号 | 重点項目 | 実施項目 | 担当課 |
|----|------|------|--------------------------------|-----------|
| 9 | 1-1 | ○ | 不登校児童生徒支援事業 | 学び推進課 |
| 10 | 1-2 | ○ | スクールソーシャルワーカー配置事業 | 教育相談センター |
| 11 | 1-3 | | 特別支援教育に関する就学相談、教育相談 | 特別支援教育推進室 |
| 12 | 1-4 | | 外国にルーツのある児童・生徒に対する日本語指導 | 学び推進課 |
| 13 | 2-1 | ○ | 生活困窮世帯等への学習支援 | こども未来センター |
| 14 | 2-2 | | 放課後子供教室 | こども育成課 |
| 15 | 2-3 | | つくば未来塾 | 生涯学習推進課 |
| 16 | 3-1 | | 生活保護制度における教育扶助（小学校・中学校・義務教育学校） | 社会福祉課 |
| 17 | 3-2 | | 就学援助（小学校・中学校・義務教育学校） | 学務課 |
| 18 | 3-3 | | 遠距離通学費補助金事業（小学校・中学校・義務教育学校） | 学務課 |
| 19 | 3-4 | | 高等学校等通学定期券購入支援・高校生自転車等通学支援 | 教育総務課 |
| 20 | 3-5 | | 幼児教育・保育の無償化 | 幼児保育課 |

(3) 生活の安定に資するための支援

| No | 事業番号 | 重点項目 | 実施項目 | 担当課 |
|----|------|------|----------------------------|-----------|
| 21 | 1-1 | ○ | こども未来センターにおける切れ目のない支援 | こども未来センター |
| 22 | 1-2 | | 伴走型相談支援（つくば市出産・子育て応援給付金事業） | こども未来センター |
| 23 | 1-3 | ○ | 支援対象児童等見守り強化事業 | こども未来センター |
| 24 | 2-1 | ○ | 居場所づくり支援事業 | こども未来センター |
| 25 | 2-2 | | みんなの食堂事業補助金 | こども未来センター |
| 26 | 2-3 | | アフタースクールモデル事業 | こども育成課 |
| 27 | 3-1 | | 生活困窮者自立支援事業 | 社会福祉課 |
| 28 | 3-2 | ○ | つくば市高等職業訓練促進給付金等事業 | こども政策課 |
| 29 | 3-3 | | ペアレント・トレーニングの実施 | こども未来センター |
| 30 | 3-4 | | 子育て短期支援事業 | こども未来センター |

(4) 経済的支援

| No | 事業番号 | 重点項目 | 実施項目 | 担当課 |
|----|------|------|--------------------|-----------|
| 31 | 1-1 | ○ | 子どもの学習塾代等の助成 | こども未来センター |
| 32 | 1-2 | ○ | 部活動地域移行による負担額補助 | 学び推進課 |
| 33 | 2-1 | | 児童扶養手当の支給 | こども政策課 |
| 34 | 2-2 | | つくば市ひとり親家庭等児童福祉金制度 | こども政策課 |
| 35 | 2-3 | | ひとり親家庭養育費確保支援事業 | こども政策課 |
| 36 | 2-4 | | 児童クラブ利用料の免除・助成の実施 | こども育成課 |

第2期つくば市子ども未来プラン 実施事項重点項目

| | | | |
|-------|--|------|-----------|
| 実施項目名 | (1)1-1 子ども未来センターを中心とした支援の連携体制の構築 | | |
| 事業概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・市の子ども支援を担う「子ども未来センター(子ども家庭センター)」を中心とし、各支援機関と連携を図る体制を構築する。 ・子ども未来支援担当者会議 子ども未来センターにおいて、子どもの支援に関わる、子ども家庭支援員、スクールソーシャルワーカー、保健師等の支援者間の連携の推進を目的に開催する。 | | |
| 掲載ページ | 12 | 担当課名 | 子ども未来センター |

| | | | |
|----------|--|--|--|
| 取組内容 | 妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援及び全ての子どもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援を切れ目なく対応するため、関係機関との連携体制を強化する。 | | |
| R6年度実施状況 | 月1回、同じ地区(学区)を担当する子ども家庭支援員とSSWとで連携会議を開催し、互いに支援しているケースの情報共有及び支援の方向性について確認した。子ども未来センター内で妊産婦、乳幼児のケースについて統括支援員を中心に、子ども家庭支援員と保健師等、児童福祉と母子保健との連携を行った。 | | |
| R7年度事業計画 | 子ども家庭支援員とSSWとの連携会議は2か月に1回実施することを継続しつつ、必要時には適宜支援の方向性の確認のための情報共有や連携をする。子どもを中心とした重層的な支援の構築を図る。 | | |
| R7年度予算 | 44,326千円 | | |
| その他 | | | |

| | | | |
|-------|--|------|-----------|
| 実施項目名 | (1)2-1 子どもに関するデータベースの運用の推進 | | |
| 事業概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・支援が必要な子どもを早期発見することを目的に、1年生から9年生を対象とした子どもの支援に関するデータベースを作成し、アウトリーチ支援・プッシュ型支援が届きやすくするための取組を進める。 ・支援対象者について、未就学児を含めることを検討する。 ・データベースの安定的な運用を目的とし、システム化に取り組み、事業効果の検証や、支援が必要な子どもの経年変化の検証などへの活用について検討する。 | | |
| 掲載ページ | 13 | 担当課名 | 子ども未来センター |

| | | | |
|----------|---|--|--|
| 取組内容 | 子どもに関する情報を網羅的に掲載するデータベースを構築することで、困難を抱える子どもを早期に発見し、アウトリーチ型支援・プッシュ型支援を実施することにより、誰一人見落とさず、児童・生徒一人一人に寄り添った支援につなげる。 | | |
| R6年度実施状況 | データベースにより支援が必要と判断された児童生徒について、学校の所見等を踏まえて支援方針を検討し、アウトリーチ型の支援等を実施した。また、データベース運用の安定性及び効率性の向上のため、システム化の検討を開始した。 | | |
| R7年度事業計画 | 前年度と同様に、データベースにより支援が必要と判断された児童生徒について、学校の所見等を踏まえて支援方針を検討し、アウトリーチ型の支援等を実施する。また、データベース運用の安定性及び効率性の向上のため、システム化の検討を継続する。 | | |
| R7年度予算 | 198千円 | | |
| その他 | | | |

| | | | |
|-------|---|------|-------|
| 実施項目名 | (2)1-1 不登校児童生徒支援事業 | | |
| 事業概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の相談や教育支援を行う専任職員を配置した校内フリースクールを設置し、不登校児童生徒などを支援する。また、民間フリースクールに対して補助金を交付することで、不登校児童生徒の学習や相談の機会や居場所を確保し、児童生徒が社会において自立的に生きる基礎を培うための選択肢の充実を図る。 ・不登校児童生徒の現状や支援ニーズの把握に努め、支援の現状を把握した上で、学校、スクールソーシャルワーカー、不登校児童生徒を支援する者等が連携、協力して取組を行う。 | | |
| 掲載ページ | 14 | 担当課名 | 学び推進課 |

| | |
|--------------|---|
| 取組内容 | <p>①校内フリースクール 教室に行けない又は行きづらい児童生徒に対し、学校内に教室以外の居場所を設け、専任職員を配置して学習支援や相談支援を行う。全ての市立学校で実施している。</p> <p>②民間不登校児童生徒支援事業利用者支援交付金 要件を満たした不登校児童生徒支援事業を利用した場合の利用料について、1月当たり上限20,000円まで補助する。</p> <p>③民間不登校児童生徒支援施設事業費補助金 要件を満たしたつくば市内の不登校児童生徒支援施設に対し、事業に要する経費の一部を補助する。</p> |
| R6年度 実施状況 | <p>①校内フリースクール 全ての市立学校において開設した。年間での1日当たりの平均利用者数は、小学生が96.4人、中学生が67.8人、合計164.2人であった。</p> <p>②民間不登校児童生徒支援事業利用者支援交付金 121人に交付した。</p> <p>③民間不登校児童生徒支援施設事業費補助金 4施設に交付した。補助を決定した施設は、利用状況報告書を毎月作成し、子供の様子や活動内容等について学校と共有している。</p> |
| R7年度 事業計画 | 事業継続予定 |
| R7年度 予算 | <p>①300,389千円</p> <p>②24,000千円</p> <p>③33,200千円</p> |
| その他 | |

| | | | |
|-------|---|------|----------|
| 実施項目名 | (2)1-2 スクールソーシャルワーカー配置事業 | | |
| 事業概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・家庭や生活環境が心配な児童生徒に対し、生活相談やアウトリーチ、適切な機関と連携し、生活環境の改善を図る。 ・スクールソーシャルワーカーに対し、定期的な研修を実施したり、外部・専門機関と連携したりすることで、丁寧かつ適切な支援体制の強化に取り組む。 | | |
| 掲載ページ | 14 | 担当課名 | 教育相談センター |

| | |
|--------------|--|
| 取組内容 | 各学校からの派遣要請に応じ、児童生徒の置かれた生活環境に働きかけ、関係諸機関と連携して、児童生徒及びその保護者に対する支援を行う。 ・市内拠点校18校にスクールソーシャルワーカーを配置 |
| R6年度 実施状況 | 市内の拠点校にスクールソーシャルワーカーを配置することにより、問題を抱える児童生徒の相談に対応し、関係機関等との連携や調整を行うことができた。 令和6年度の支援件数は4,349件(前年比+238件)、相談者数1,347件(前年比+92件)で、相談件数は増加傾向にあり、内容も高度化、複雑化している。 相談内容の主な内訳は、家庭環境、不登校、心の健康、発達障害、貧困、児童虐待疑いとなっており、年々広範囲で複雑な案件が増えている。 |
| R7年度 事業計画 | 【令和7年度】34,398千円 引き続き現在の体制を維持し、拠点校のスクールソーシャルワーカーを配置して各種支援を行う。 |
| R7年度 予算 | 34,398千円 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・スクールソーシャルワーカーへのニーズが高まってきているが経験者が少なく、人数の安定した確保が課題である。 ・定例研修以外に、毎月グループミーティングを実施することにより、困難事案の解決や情報共有を行っている。また、こども未来センターの支援員と情報共有を行うことで、対応の幅が広がっている。 |

| | | | |
|-------|---|------|-----------|
| 実施項目名 | (2)2-1 生活困窮世帯等への学習支援 | | |
| 事業概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護または就学援助受給世帯の主に4年生から9年生の子どもに対して、学習支援や安心できる居場所の提供を目的として、無料の学習会(つくばこどもの青い羽根学習会)を実施する。 ・生活困窮世帯の子どもが地域や家庭の状況によらず利用できる学習支援の実施のため、自宅から学習支援拠点までの距離や家庭の状況によらず、子どもが利用しやすい環境作りに取り組む。 ・高校生世代を対象に、進学を目指すための学習環境の提供や、居場所として通うことを目的とした学習支援について検討を進める。 | | |
| 掲載ページ | 15 | 担当課名 | こども未来センター |

| | |
|----------|---|
| 取組内容 | <p>貧困の連鎖を断ち切るため、生活保護または就学援助受給世帯の4～9年生の児童生徒に対して、学習支援や安心できる居場所の提供等(つくばこどもの青い羽根学習会)を行う。</p> <p>学習支援団体と協定を締結し、協働事業として実施しており、事業者同士の事例共有・連携強化のため、定期的に連絡会議を開催している。</p> |
| R6年度実施状況 | <p>令和6年度は学習会教室数20か所で開催。利用人数は391名と経済的に困難を抱える子どもたちに学習支援・居場所の提供を行うことができた。</p> <p>学習支援団体とは連絡会議を行い、事例の共有や連携強化を行った。</p> |
| R7年度事業計画 | <p>令和7年度は学習会教室数を1か所増加し、全21か所で学習会を開催する。7月2日現在で、333人が学習会を利用している。</p> <p>学習支援団体とは連絡会議を行っており、今後も実施予定。</p> |
| R7年度予算 | 45,655千円 |
| その他 | |

| | | | |
|-------|---|------|-----------|
| 実施項目名 | (3)1-1 こども未来センターにおける切れ目のない支援 | | |
| 事業概要 | ・こども未来センターを設置し、児童福祉分野と母子保健分野を統合して、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行う。 | | |
| 掲載ページ | 16 | 担当課名 | こども未来センター |

| | | | |
|----------|---|--|--|
| 取組内容 | 妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援及び全ての子どもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、関係機関と連携しながら、切れ目のない支援を行う。 | | |
| R6年度実施状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・母子保健コーディネーターや保健師等の専門職を配置し、妊娠届出時やあかちゃん訪問での養育者面談、妊娠8か月アンケートや「つくっこ！すくすくアプリ」での情報発信等を通して、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行った。また、必要に応じてサポートプランを作成し、サポートプランに策定されたサービスについては、本人・家族・関係機関との調整のうえ、必要な支援が提供されるよう連絡・調整を行った。 ・児童福祉との連携が必要なケースに対して、合同ケース会議10回開催し、11件の検討を行い、必要な支援を提供した。 | | |
| R7年度事業計画 | <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、伴走型相談支援や、関係機関等との連絡・調整、児童福祉との合同ケース会議等を行う。 ・乳幼児期の支援体制強化のため、支援方針会議や連携会議の体制を整える。 | | |
| R7年度予算 | 44,326千円 | | |
| その他 | | | |

| | | | |
|-------|--|------|-----------|
| 実施項目名 | (3)1-3 支援対象児童等見守り強化事業 | | |
| 事業概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・要保護児童等のいる家庭を訪問し、子どもを見守り、必要な支援につなげるための事業を新たに実施する。 ・訪問・見守りの方法について、事業を検証しながら、より効果的に支援につなげられるよう取組を進める。 | | |
| 掲載ページ | 16 | 担当課名 | こども未来センター |

| | | | |
|----------|---|--|--|
| 取組内容 | 児童虐待リスクの高まりを踏まえ、子育て世帯が孤立しないよう支援することが必要であるため、市の要保護児童対策地域協議会の台帳に登録している児童等を月2回、戸別に訪問し、食事(弁当)を提供するとともに、世帯の見守りを行う。 | | |
| R6年度実施状況 | モデル事業として、直営で実施。要保護児童対策地域協議会の台帳登録している要保護児童等の中で、所属等がない若しくは所属等での確認が困難な状況にある6世帯に対して、10月から消耗品(レトルト食品、離乳食、ミルク、オムツ等)を持参し月2回、子ども家庭支援員が訪問し、様子確認を行った。 | | |
| R7年度事業計画 | 相談事業等の実施経験のある事業者と委託契約を行い、7月より対象児童等の自宅に月2回の訪問にて、見守りを行うと共に適宜支援につなげる。 | | |
| R7年度予算 | 4,435千円 | | |
| その他 | | | |

| | | | |
|-------|---|------|-----------|
| 実施項目名 | (3)2-1 居場所づくり支援事業 | | |
| 事業概要 | <ul style="list-style-type: none"> 複合的な困難を抱える子どもの居場所支援として「青い羽根のいえ」を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、食事の提供等を行うとともに、子どもや保護者への相談支援や関係機関へのつなぎ等、包括的な支援を実施する。 | | |
| 掲載ページ | 16 | 担当課名 | こども未来センター |

| | |
|----------|--|
| 取組内容 | 複合的な困難を抱える1～9年生の児童生徒を対象に、子どもの生活習慣の改善や孤立の防止を目的に、基本的な生活習慣の習得支援や生活指導、学習の習慣付けや社会性を育むための取組、その他、食事の提供や送迎等を行う居場所支援事業を実施する。 |
| R6年度実施状況 | <ul style="list-style-type: none"> 拠点数:1か所、利用児童数:15人 支援対象者への基本的な生活習慣の習得支援や生活指導、学習の習慣づけや社会性を育むための取組等を実施した。 |
| R7年度事業計画 | <ul style="list-style-type: none"> 前年度と同様に、支援対象者への基本的な生活習慣の習得支援や生活指導、学習の習慣づけや社会性を育むための取組等を実施する。 拠点の増設による受け皿の拡充を行う。 |
| R7年度予算 | 45,631千円 |
| その他 | |

| | | | |
|-------|--|------|--------|
| 実施項目名 | (3)3-2 つくば市高等職業訓練促進給付金等事業 | | |
| 事業概要 | <p>・ひとり親家庭の保護者が就職の際に有利となり、生活の安定に役立つ資格を取得するために、養成機関で半年以上修業する場合に、生活費の支援として給付金を支給する。さらに資格取得期間中の生活の安定をより図るため、高等職業訓練促進給付金に加えて市独自の給付を行い、保護者の自立を支援する。</p> | | |
| 掲載ページ | 17 | 担当課名 | こども政策課 |

| | |
|--------------|---|
| 取組内容 | <p>20歳未満の児童を養育しているひとり親家庭の母又は父が就職の際に有利となり、生活の安定に資する資格の取得を促進するため、養成機関で6月以上修業する場合に、給付金(3種)を支給する。</p> <p>対象資格:看護師(准看護師を含む)、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、理容師、美容師、栄養士、歯科衛生士、社会福祉士、製菓衛生師、調理師、デジタル分野等の民間資格 など</p> <p>○ 高等職業訓練促進給付金(修業全期間。上限48月): 住民税非課税世帯100,000円 ※最後の12月のみ140,000円 住民税課税世帯70,500円 ※最後の12月のみ110,500円</p> <p>○ 高等職業訓練修業者支援給付金(市独自) (最後の12月を除く修業期間。上限36月): 一律40,000円</p> <p>○ 高等職業訓練修了支援給付金(1回(カリキュラム修了日後)): 住民税非課税世帯50,000円 住民税課税世帯25,000円</p> |
| R6年度 実施状況 | <p>・令和6年度は38名(新規15名、継続23名)へ高等職業訓練促進給付金を支給した。 (内訳)社会福祉士3名、看護師9名、准看護師4名、Webクリエイター能力認定試験7名、美容師4名、2級建築士2名、日本語教師3名、保育士1名、行政書士1名、精神保健福祉士1名、宅地建物取引士1名、調理師1名、VBAエキスパート1名</p> <p>・事業については、市広報紙(5・8・11・1・3月号)への記事掲載のほか、児童扶養手当現況届結果通知の発送時にチラシを同封する等の周知を行った。また、本事業に関する相談は、窓口にて随時行った。</p> |
| R7年度 事業計画 | 引き続き、定期的な広報紙への事業案内記事の掲載や児童扶養手当受給者への通知にチラシを同封する等、事業の周知を行う。 |
| R7年度 予算 | 47,907千円 |
| その他 | |

| | | | |
|-------|--|------|-----------|
| 実施項目名 | (4)1-1 子どもの学習塾代等の助成 | | |
| 事業概要 | <ul style="list-style-type: none"> 市内の中学校又は義務教育学校に在籍する7年生から9年生の保護者で、生活保護又は就学援助を受給している方を対象に、学習塾の利用にかかる授業料の一部を助成する。 経済的困窮を抱える世帯に対し、子どもの進学に向けた支援をすることで家庭の経済的負担の軽減に向けた取組を検討する。 | | |
| 掲載ページ | 18 | 担当課名 | こども未来センター |

| | |
|----------|--|
| 取組内容 | <p>市内の中学校・義務教育学校に在籍する7～9年生のうち、生活保護や就学援助の受給世帯の生徒に対し、学習塾の利用にかかる授業料の一部を助成し、子どもたちに学びの機会を提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1か月当たり上限5,000円、交付決定月～翌年2月分 定員20名(4月に最大11か月分の交付決定をした場合) つくばこどもの青い羽根学習会利用者は対象外 |
| R6年度実施状況 | <p>令和6年度は43名から申請があり、20名へ交付決定をした。交付要件を満たす9年生全員に交付することができている状況。</p> <p>利便性の向上を図るため、令和6年度からいばらき電子申請サービスでの申請受付を開始した。半数以上は電子申請を利用している。</p> |
| R7年度事業計画 | <p>交付申請状況に留意し、事業を継続する。利用状況を踏まえ、利用人数等の拡充の必要性を検討する。</p> |
| R7年度予算 | 1,100千円 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> 令和7年度の申請状況等を踏まえ、助成対象者人数や助成額の評価を行い、利用者のニーズに対応できるよう、つくばこどもの青い羽根学習会事業等の他の教育支援の状況も踏まえ、内容の見直しを検討していく。 |

| | | | |
|-------|---|------|-------|
| 実施項目名 | (4)1-2 部活動地域移行による負担額補助 | | |
| 事業概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・市内の中学校又は義務教育学校に在籍する7年生から9年生の保護者で、生活保護又は就学援助を受給している方を対象に、地域クラブ活動参加費用を助成する。 ・生活に困窮する家庭の経済的負担の軽減を図ることにより、生徒のスポーツ及び文化芸術の活動の機会が確保されるように取り組む。 | | |
| 掲載ページ | 18 | 担当課名 | 学び推進課 |

| | |
|----------|---|
| 取組内容 | 部活動地域移行の一環として、地域クラブ活動に参加する生徒の保護者のうち、生活に困窮するものについてつくば市地域クラブ活動参加者支援交付金を交付することにより、経済的負担を軽減し、生徒のスポーツ及び文化芸術活動の機会を確保する。 ※交付条件 つくば市に住民登録があり居住していること生活保護又は就学援助を受けている世帯であること、市税の滞納がないこと。 年間24,000円が交付上限。 |
| R6年度実施状況 | 令和6年度は、交付要件を満たす19名へ交付決定をした。 |
| R7年度事業計画 | 交付申請状況に留意し、事業を継続する。活用しやすいように、申請締め切りを支払い翌月の20日までではなく、3月20日までに改正予定。 |
| R7年度予算 | 1,512千円 |
| その他 | 令和7年度の申請状況を踏まえ、助成対象人数の評価を行い、予算化する。 事業に関する周知を、学校及びクラブの両面から実施する。 |

こども未来センター

市役所
2階

妊娠期から子育て期まで切れ目なくサポートします

こども未来センターは、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもを対象とした相談支援窓口です。子どもや家庭の不安・悩みなど、一人で抱え込まずにお気軽にご相談ください。

妊娠・出産期

初めての妊娠
出産で不安

産前産後の身体・
メンタルが心配



乳幼児期

子育て、しつけを
どうしたらよいのか？

子どもの成長・発
達が気になる



学童期

子どもを怒鳴ったり、
叩いてしまう

ゲームばかりして
学校に行きたがらない



思春期

子どもが反抗期で
困ってる

子どもが昼夜逆転した
生活をしている



相談窓口



キッズスペース



問合せ つくば市こども部こども未来センター
所在地 研究学園一丁目1番地1 本庁舎2階(42番窓口)
電話 029-883-1111(代表) FAX 029-828-6203





妊婦



母子

こども未来センター



子育て世帯



子ども

皆さんからの相談に応じ、児童福祉と母子保健の両面から一体的な支援を検討し、関係機関と連携しながら必要な支援につなぎます。

子育て相談支援係

乳幼児期から18歳未満の子どもやその家庭、妊産婦が持つ、不安や悩みをサポートします。

- ・こども家庭相談(家庭環境、親子関係、児童虐待など)
- ・子育て短期支援事業
- ・ペアレントトレーニング
- ・母子生活支援施設・助産施設の入所 など

母子保健係

桜保健センター
谷田部保健センター
大穂保健センター

妊娠・出産期から子育て期(主に乳幼児期)までの子育てをサポートします。

- ・母子健康手帳の発行
- ・妊婦支援給付金
- ・妊婦等包括相談支援事業
- ・マタニティサロン
- ・産後ケア
- ・あかちゃん訪問
- ・乳幼児健診
- ・すこやか健康相談 など

こども未来係

家庭の経済的な状況に左右されずに子どもたちが安心して学び、生活できる環境づくりのサポートをします。

- ・つくばこどもの青い羽根学習会
- ・居場所づくり事業
- ・みんなの食堂
- ・子どもの学習塾代助成
- ・新たな子どもの体験活動事業
- ・つくばこどもの青い羽根基金 など



連携しながらさまざまな支援につなぎます

児童相談所

関係機関・各種サービス

みんなの食堂、幼稚園・保育所、教育・学校、ショートステイ
家事支援サービス、放課後児童クラブ・児童館
家や学校以外の子どもの居場所、医療機関、警察、
経済的支援、障害児支援、育児支援サービス など

母子保健事業に関する相談は、桜・谷田部・大穂保健センターにおいても行っています。

桜保健センター:029-857-3931
谷田部保健センター:029-838-1100
大穂保健センター:029-864-7841

こども未来センターの場所



会 議 録

| | | |
|----------|--|---|
| 会議の名称 | 令和7年度第2回つくば市こども未来懇話会 | |
| 開催日時 | 令和8年(2026年)2月24日(火) 開会 午後2時00分 閉会 午後3時30分 | |
| 開催場所 | つくば市役所本庁舎2階 会議室203 | |
| 事務局(担当課) | こども部こども未来センター | |
| 出席者 | 委員 | 藤田 晃之委員(座長)、外山 美樹委員(副座長)、宮田 征門委員、佐藤 夏穂委員、大西 まり子委員、富田 哲司委員、尾見 裕史委員、山田 仁巳委員、大久保 良文委員、かさい ひろこ委員 |
| | 事務局 | 福祉部長 根本 祥代、社会福祉課長 中村 銀華、社会福祉課課長補佐 伊藤 寛、こども部長 安曾 貞夫、こども部次長 吉沼 浩美、こども政策課長 木村 真理、こども政策課課長補佐 小野 亮一、幼児保育課長 岩田 光弘、こども育成課長 小林 将明、こども育成課課長補佐 飯村 由紀子、こども未来センター課長 中山 美希、こども未来センター課長補佐 豊田 絵美、こども未来センター保健師長 糸井 美由紀、こども未来センター係長 岡田 名保子、こども未来センター係長 久保田 由紀、こども未来センター主査 佐藤 隆正、こども未来センター主任 大里 一貴、こども未来センター主事 櫻井 優衣、教育局長 久保田 靖彦、教育局次長兼学務課長 森田 信道、学務課課長補佐 望月 ひろみ、教育総務課課長 山岡 めぐみ、学び推進課長 岡野 知樹、学び推進課係長 巾崎 一真、学び推進課係長 甲斐 夢帆、学び推進課特別支援教育推進室 |

| | | | |
|-------------|---|-------|----|
| | 長 中島 澄枝、学び推進課教育相談センター所長 須藤文雄、生涯学習推進課長 澤頭 由紀子 | | |
| 公開・非公開の別 | <input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 | 傍聴者数 | 0名 |
| 非公開の場合はその理由 | — | | |
| 議題 | 第2期つくば市こども未来プランに関する意見交換等 | | |
| 会議録署名人 | — | 確定年月日 | — |
| 会議次第 | 1 開会 2 挨拶 3 協議事項 (1) 第2期つくば市こども未来プラン実施事項重点項目事業進捗について ・生活の安定に資するための支援(実施事項(3)) ・経済的支援(実施事項(4)) (2) その他 4 閉会 | | |

【協議事項】

藤田座長：よろしくお願いいたします。着座のままで失礼いたします。進行役を務めさせていただきますが、前回と同様ですけれども委員の皆様にお願いがございます。懇話会の発言に関しましてはですね、挙手をしていただいて、私が指名させていただきますので、そのあとで可能な限り明瞭にご発言ください。よろしくお願いいたします。また円滑に会議を進行するため、ご意見につきましてはなるべく簡潔におまとめになった上でご発言いただけましたら幸いです。それでは次第の方をご覧ください。次第3の協議事項に入

って参ります。7月に開催いたしました第1回会議におきましては、資料2お手元に郵送された資料2お持ちかと思っておりますけれども、1度そちらの方に目を移していただけますと幸いです。資料2の第2期つくば市こども未来プラン実施事項重点項目事業進捗における実施事項の(1)と(2)につきましては、第1回でご協議をいただいたところでございます。本日は実施事項の(3)生活の安定に資するための支援及び(4)経済的支援についてご協議を承りたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。それでは早速でございますけれども、各担当課からご説明いただきました後に、質疑応答を行って参りたいと思っております。それでは各担当課からですね、ざっとご説明いただきますのでその後にとまとめてご質疑いただきたいと思いますので、ご準備のほどよろしく願いいたします。まずこども未来センターからご説明をお願いいたします。

(1) 第2期つくば市こども未来プラン実施事項重点項目事業進捗について

こども未来センター：(資料に沿って説明)

藤田座長：ありがとうございます。現在ですね資料2に基づきながら、(3)(4)のご説明いただいているわけですがけれども。これからこども政策課そして学び推進課からご説明いただいた後に、質疑応答に入って参りたいと思っております。それではこども政策課の皆様をお願いいたします。

こども政策課：(資料に沿って説明)

藤田座長：ありがとうございます。では最後に学び推進課の皆様をお願いいたします。

学び推進課：(資料に沿って説明)

藤田座長：ありがとうございました。資料2の(3)(4)につきまして、資料3を使いながら、各課からご説明いただいたところでございます。ありがとうございます。それでは委員の皆様のご議論ご質問に移りたいと思うんで

すが、ご質問のみならず、今のご説明に対する補足であったりとか実態のご報告であったり、そういったこともぜひ付け加えていただけたらと思っております。まずは自由に挙手をいただいて、そしてご質問或いはご意見、追加の情報提供などを賜りたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。いかがでしょうか。お願ひいたします。

宮田委員：つくば市PTA連絡協議会 会長の宮田です。どうもご説明ありがとうございます。よく事業の内容をよくわかりました。資料3の1ページ目の下の方にある、こども未来センターさんの(3)の1-3 支援対象児童等見守り強化事業非常に大切な事業だと思いますが、R6年度の委託事業ができなかったとさっきご説明があったと思うんですけども、R7年度は委託契約ができたとのことですが、これはR8以降も、委託契約ができる見込みなのか、それとも難しそうなのかそのR6年度の委託契約ができなかった理由にもよると思いますが、今後の展開はいかがでしょうか。何かお考えあれば教えていただければと思います。

藤田座長：こども未来センターの皆さんお願ひいたします。

こども未来センター：こども未来センターです。ご質問ありがとうございます。R6年度は実際公募をしたんですけども、選定できるような事業者がいなかったってということなんですけれども。令和7年度に関しまして相談業務を行っている事業者と委託契約を結びまして、継続支援ができそうであるということですので今後も継続の予定にはなっております。

宮田委員：わかりました安心しました。ありがとうございます。

藤田座長：他にいかがでしょうか。ではお願ひいたします。

富田委員：富田です。今のところなんですけど、(3)の1-3のところなんですけど、令和7年は7月から令和6年は10月からってなっていますが、それまではお金はどうなっていたのかっていうのをちょっと確認させてください。

藤田座長：お願いいたします。

こども未来センター：はい、こども未来センターです。こちらの方昨年度も当初7月ごろから開催予定をさせていただいていたんですけども選定ができなかったっていうところもありまして、ただ、この事業自体は私たちも重要な事業ではあるなとは思っておりましたので、モデル事業という形にはなってしまったんですけども10月から開催をさせていただいたので、実際子ども家庭支援員が訪問という形なので、そういったところの人件費はかからず消耗品のみっていうところにはなっております。令和7年度はもう1回仕切り直しということで7月から開催をさせていただいているので、7年度に関しては、7月から人件費等であったり消耗品、お弁当代であったりとか、ガソリン代とかも含めた委託の予算という形になっているので、令和8年度に関しましてはもう4月からそのままになるので増額にはなる予定にはなっております。

富田委員：ありがとうございます。確認なんですけど、令和7年は4、5、6はさかのぼって支給っていうか、お金を出してるっていうことで、いいんでしょうか。ちょっとこの書き方だけの問題なんですけどちょっとわかりにくいんで、

こども未来センター：すいません。こちらの方、令和7年度に関しては7月からの委託の経費となっております。4、5、6は何もかかっていないというような状況になります。

富田委員：それは何か委託先が変わったからなんですか。そういうわけではない。

こども未来センター：7月から事業開始というふうにさせていただいておりますので、4、5、6にかけて委託業者を選定させていただいた後に、委託契約の準備等をさせていただいたので、7月から事業開始という形に、委託という事業開始になっております。

富田委員：わかりました。仕組みがあるんならしょうがないと思いますけど。

4、5、6も本当は必要だったのかもしれないなってちょっと思ったもんですから、質問させてもらいました。ありがとうございます。

藤田座長：今の富田委員のご指摘のように、この切れ目のない支援ということから考えますと、4、5、6のこの3ヶ月はどのような状態にあって、どのような支援が届けられたのかっていう補足説明がもし可能であればお願いいたします。

こども未来センター：4、5、6に関しましては6年度にちょっとモデル事業として行わせていただいた6世帯に関しましては、引き続きちょっと消耗品っていうところはちょっとないままですが月2回程度子ども家庭支援員の方が訪問をさせていただいた中で、様子確認をさせていただいたりとか、相談であったりとか他の支援につなげるようなことを継続させていただいております。

藤田座長：ありがとうございます。具体的には消耗品というのは4、5、6ともなかったけれども、訪問自体は継続されたということですね。ありがとうございます。富田委員いかがでしょうか。

富田委員：わかりました。

藤田座長：ありがとうございます。では他にいかがでしょうか。ご質問ご意見或いは追加の情報提供でも結構です。お願いいたします。佐藤委員お願いいたします。

佐藤委員：佐藤です。1-1乳幼児プランについて先ほどお話しされたと思うんですが、何かうまく活用できてないっていうことで、乳幼児に対しては何を今行っているのでしょうか。

こども未来センター：乳幼児のサポートプランの活用は、令和6年度作成したのがちょっと年度末だったものですから、うまく活用できなかったっていうところでお伝えさせていただきましたが、もちろん乳幼児サポートプランを

使わずに、乳幼児の個別の関わった方の台帳っていうんですかね。それは、システムもあるので、そちらできちんと確認をしたり、あとは実際対面で面談をして、今後についてはどうしようかねなんていう相談を受けたりとか、その記録だったり、確認をしたことは、記録としてはきちんと残っているっていうような状況です。サポートプランという形では、ちょっと6年度はそれを使って対象となる方にしっかりサポートすることはできていなかったもので、7年度からは、会議と一緒に含めて、ケースの方針をそのサポートプランを活用してやっている状況ですが、現在のところそのサポートプランを作成している数は、10件いるかないかぐらいの件数になっています。

藤田座長：佐藤委員いかがですか。

佐藤委員：これは全世帯対象なんですか。

こども未来センター：サポートプランに関しては、支援の必要性の高い方に作成をしているものでして、今、こども未来センターの方で作成をする対象者としては、訪問を3回以上行った方というふうに設定をしています。なので、訪問が2回までの方は、通常健康管理システムや、こちらで個別で作っている記録表などをもとに、支援をしているというような状況です。

藤田座長：佐藤委員いかがですか。よろしいですか。

佐藤委員：ありがとうございました。

藤田座長：よろしいですか。私からも教えていただきたいんですが、この訪問3回以上でサポートプランが作られるということで、まだ活用始められて間もないということで十分ではないんだよってということのご説明ございましたけれども、サポートプランがある支援とない支援では、主にどういった支援が一番大きく違うのか、実際受ける側の視点から見たときにどういったところがサポートプランがあると充実してくるのか、具体的に教えていただいてもいいですか。

こども未来センター：サポートプランは、本当に支援の必要性が高いというと

ところで何度か申し上げているところですが、こちらは対象者のニーズに沿って、本人とどういふサポートを受けたいというところを対面で確認をして、何月までにはこういうことをしようねというところをシートに落とし込んで、それを支援者である私達と対象の方がそれぞれ持っていて、進捗を確認し合うというものになっています。サポートプランを作成しない、訪問が2回までの方は、基本的にはその紙で落とし込むというよりは、実際のサポートの中で、次は検診を受けた後にまた連絡させてもらうねとか、本当に対象者の状況に合わせて、連絡を取る手段を口頭で確認をしたり、もしくは健診で実際、確認をしたり、あとは保健師が時々電話をしたりというところで、紙には落とし込まないけれども、そういう個別に関わる確認は口頭でしながら行っているというような状況です。

藤田座長：ありがとうございます。ということはサポートプランがない状態でも、もちろん個別の支援は提供しているんだけど、お互いに見通しを持ってお互い理解した上で、共通理解のもとで進捗を確認しながらということが、サポートプランがないとなかなかできなくて、その都度その都度支援を提供するという形になっていたわけですね。それがもう少し見通しを持ってご本人とともにつくっていくというのがサポートプランであって、それが、まだ始められて日が浅いので、まだ十分には活用できていないんじゃないかなという課題意識を持ってらっしゃるってことですね。ありがとうございます。佐藤委員よろしいですか。ありがとうございます。他にいかがでしょうか。ご質問ご意見どうぞ、かさい委員お願いいたします。

かさい委員：すいません。いろいろな資料等ご準備ありがとうございます。質問というか教えていただきたいのですが、(3)の1-3 支援対象児童等見守り強化事業ってこれ、多分要対協が伴っての事業だと思うんですが、この子どもたち6世帯に対して、いろいろな新たな相談事業の実施ある経験のある方に委託を行うと記載ありますが、この委託はもしかしたら居場所づ

くりの事業の、次の週3回行う事業が1つ増えるんですけども、そのことを言っているのかまた全く違う業者との委託をまずやられるのかを教えてくださいただければです。

こども未来センター：こちらの方事業者自体はいわゆる居場所づくり事業の方とは別の事業者の方で委託の方をさせていただいて、ご訪問をさせていただいております。6世帯に関しましては、昨年度モデル事業で特に注意が必要な6世帯というところでピックアップしたものですので、ここからは今年度委託をしておりますので、人数は増えているというような状況でございます。

かさい委員：ありがとうございます。多分、要保護児童対策地域協議会の中に要対協があってその要対協の中の支援の中に居場所っていうのが多分入っているかと思うのですが、この居場所づくりの委託事業者が、この要支援の子どもたちの強化をやるということで、全く別の方と委託をするということの理解でよろしいのでしょうか。質問の仕方があれでしたかね。本来、支援対象児童等見守り強化事業っていうのは、要対協をやりながら情報共有してその中に子どもの居場所っていうのが多分位置付けられていたはずだと思うのですが、ここで見ますと子どもの居場所がまた別にあって、そこはそこで予算とっていて、この居場所の委託事業者がこの要対協に関わる要対策児童をどう子どもたちを月に2回見守りに行くとしたほうが、より自分たちの居場所につながりやすく予算もそこにつながればまた要対協の中で情報共有できるので、その方が1つになるのに、あえて分けているのはなぜかなと思いました。

藤田座長：各事業者の選定の理由ですね。お願いいたします。

こども未来センター：要対協の中での居場所の部分と、アウトリーチしていく部分っていうのが、以前あったと思うんですけども、そちらがどちらかという今アウトリーチの方に、国の方の指針としても、傾いている状況もご

ございますので、あえておうちの方に行ってというところもあったので、まずこちらの方を取り組まなければというところでは委託業者もそちらの方を選定させていただいたというところですよ。

かさい委員：ありがとうございます。いずれこの6世帯の方たちがうまくつながり、この新しいこの居場所事業の方にも繋がればいいなということですよ。

こども未来センター：そうですね、こちらの方から発見をさせていただいたり支援の必要性があった場合には、そういった支援をつなげるという意味でもそういった委託、居場所の方の委託業者の方につなげるということはいかがでしょうか。

かさい委員：ありがとうございます。あと、この居場所の事業者はこの要支援の要対協の方には参加されていらっしゃるでしょうか、それとも全くその辺の情報、協議はなされていないのでしょうか。

こども未来センター：居場所づくりの委託事業者なんですけれども、必要に応じて要対協の方にも参加していただきまして一緒に情報共有を行っているところですよ。

かさい委員：ありがとうございます。

藤田座長：ありがとうございます。非常に重要な点ですよ。やっぱりこう総合的に支援を提供していかなくてはいけないので、支援がバラバラになってしまうと支援ももたないですし、本来の役割が果たせないということですよ。ありがとうございます。では他にいかがでしょうか。大西委員お願いいたします。

大西委員：すいません。一番最初のこども未来センターにおける切れ目のない支援というところで、赤ちゃん訪問等々の面談が99.8%ってすごいなと思ったんですけど、残りの0.2%どんな場合にだめなのか、できなかったのかっていうのが1点と、もう1点が、つくば市さんの方でも様々な問題を持つ

お母様方が増えてしまっていると。いうところで、なぜどうして増えてしまっているのかなっていう、主な何か傾向みたいなのがありまして、もしありましたら、ご教示いただければと思います。

こども未来センター：まず1点目のあかちゃん訪問が99.8%というところですが、中にはあかちゃん訪問を拒否される方もいらっしゃる。というところと、あとはタイミングがなかなか合わなくていけないっていう場合もございまして、100%にはなっていないというような状況になっています。ただこちら、令和5年度ですかね。5年度から見ると、99.2%が99.8ということで、この辺だんだん毎年上がっているんですけども、出産子育て応援給付金が始まってから、やはりそれが1つ契機になって、訪問したら面談をしたらその5万円が支給されますよというところがあり、99.8、100ではないんですけども、実施率は上がっているような状況になっています。あとはもういろいろな問題を抱えた妊婦さんが増えているというところなんですけれども、妊娠届出のときに皆さんにいろいろアンケートでお聞きしているところなんですけど、それを見ていると、やはり、精神疾患の既往がある、メンタルの既往がある妊婦さんが増えているというのが、数で見るとちょっとこちらも感じているところになります。以上です。

藤田座長：よろしいですか。ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

この資料3でございしますが、かさい委員、何か大丈夫ですか。じゃまた後で伺います。資料3につきまして、もしご質問ご意見補足ご説明などございましたらお願いいたします。お願いいたします。

大久保委員：（3）3－2のつくば市高等職業訓練促進給付等事業のことについてなんですけど、応募があつて、訓練を受けているんですけど、その結果とかそういうのは出ているんですかね。資格試験の方受けて。

藤田座長：（3）3－2つくば市の高等職業訓練促進給付金等の事業の成果です。成果につきましてもう少し詳しく教えていただけますでしょうか。こ

ども政策課の皆様お願いいたします。

こども政策課：高等職業訓練で卒業された方で、令和6年度資格取得された方は14名となっております。

藤田座長：もう少しその内訳ですとか、特徴とかにつきましてもちょっと補足をしていただけましたら幸いです。よろしくお願いいたします。

こども政策課：資格取得の内訳は看護師が3名、准看護師が3名、それから調理師1名、それからちょっと手元ではその他になってしまうんですが1名、それからIT関係の資格が5名、そして、民間企業のその他っていうことで1名となっております。

大久保委員：非常に成果が上がっていると思うんですが、もしやっていて、もう一度継続して、訓練を受けるということは非常に大切なことだと思うんですね。職業安定するという意味でね。よろしくお願いいたしますと思います。

藤田座長：ありがとうございます。今後の継続が重要だというふうなご意見でした。今後の継続につきましてもこの事業としては名称変更の可能性は含まれているものの統合されて推進されるということですか。それとも独立して、この事業としては継続ですか。

こども政策課：令和7年度も引き続き同様の給付金を支給する予定となっております。

藤田座長：令和8に向けてはどうでしょうか。

こども政策課：令和8も同様です。

藤田座長：ありがとうございます。継続ということで理解して大丈夫ですね。ありがとうございます。ではですね、先ほどかさい委員からもございましたけれども、資料3につきまして、重点的にご説明いただいたものもございませうけれども、資料4の8ページ以降を見ていただきますと、資料2の(3)生活の安定に資するための支援、それから(4)経済的支援のいわゆる重点から外れているというのでしょうか、重点項目マルがついていない項目に関す

る事業説明についても進捗のご説明がございます。ですので、資料4、資料3合わせて、もしご質問ご意見等はございましたらこの機会にお願いいたします。資料4は8ページ以降今日机上配付していただきました8ページ以降にこの重点項目丸印がついていないもののご説明がございますので、

(3)、(4)生活の安定に資するための支援、経済的支援につきまして、ご質問ご意見賜りましたら幸いです。もちろん資料3に戻っていただいてももちろん結構です。

かさい委員：すいません。これはですね、(2)の1-4、外国にルーツをある児童生徒に対する日本語教育ということで、これは私の失敗談からするお願いなのですが、ただいま当団体が行っております居場所の中で、こういう外国をルーツに持つ子どもたちがいるのですが、近年一番悩んでいることが実は日本語教育をずっとして、ボランティアさんに来てやっていただいたけど、実は18歳になって母国に帰りたいというときに、その子が日本に来たときの母国語のレベルで止まっているので母国に帰っても仕事が見つからず、かといって日本語も完璧ではない。どちらの国に対しての言語は両方ともできていないということで、国に帰るにも帰れないという、現実がありまして自分の失敗としましては、外国にルーツを持つ子どもたちが日本語教育だけではなく、その子がいつでも選択肢ができるように母国の言葉を同時に一緒に教えていかなければ、子どもの支援にならなかったなっていう経験がございますので、まだこのこどもプラン、令和10年までありますので、もしできましたらこの日本語教育の指導の中に、母国語の指導というのもし入った方がより子どもたちの将来の開ける選択肢をふやすことになるのではないかなって思っております。もしそういうことが可能であれば、日本語指導プラス母国語指導っていうのがあると、本当の子どもたちの支援に繋がるのではないかなと思ひ反省を込めて伝えたいと思ひました。

藤田座長：ありがとうございます。今日の資料4の4ページになりますね。4

ページの下、(2)ですけれども、1-4外国にルーツのある児童生徒に対する日本語指導、いわゆる国に帰る可能性っていうのを勘案した場合に、いわゆる母語が十分ではないと帰った後に就労もできない、そういった問題があるので、日本語に限らず母語の指導ということも視野に入れてはいかがかというようなご提案でした。もし学び推進課の皆様でお答えができるようであれば或いは現状ご報告いただけるようであれば、補足説明よろしくお願いたします。

学び推進課：ご質問ご意見ありがとうございます。現状は我々の方もですね、まずは日本語教育というところで困り感が出ないように努めているところです。一方でご意見いただきました母国語に関しましては、様々な言語等もあるかと思えます。新たな視点をいただきましたが、現状のところはですねそこに対応するっていうのは、今の学校教育ではやや困難な部分があるのが正直なところでございます。でも貴重なご意見として承っていければと思います。ありがとうございます。

藤田座長：ありがとうございます。他にいかがでしょうか。資料3、資料4でございます。もちろん資料3に戻っていただいてももちろん結構です。お願いたします。大西委員お願いたします。

大西委員：かさい委員にお伺いしたいんですけど、私てっきり母国語についてはご両親が当然母国の方々なのかなと思っているのでイメージとしては、そのご両親が家庭では母国語を使っているのかなってイメージだったんですけど、かさい委員がおっしゃっているような例っていうのはどうして何ていうか、母国語ができずに大きくなっちゃうんでしょうか。

かさい委員：やはり困難な子どもたちで日本に両親ときますけれど、実際は日本に来ると生活困窮で父親がいなくなっちゃう蒸発してしまう家庭もあり、母親だけが残り、子どもだけを置いて母親もいなくなるっていううちには、そういう外国の子どもたちがかなりきております。なので両親から母国語習

うっていうのは両親がいるという前提ですけど、両親が日本に来ていなくなるパターンも非常に増えておりまして、どちらの国の言葉もできずというところがあります。なのでダブルリミテッドって申しますが、どちらの国の言葉もできずどちらの就職も適切にできてない子どもたちが多分今後ますます増えていくっていうのはすごい厳しい未来が持っているなというのが現実として、とってもあります。そういう事情でございます。

藤田座長：大西委員、いかがですか。

大西委員：すみません。イメージとしてはどのぐらい、例えばつくば市だったらいらっしゃるのでしょうか。

かさい委員：つくば市の、申し訳ございません。情報はございませんが、例えばうちに来てる子どもたちの割合からすると、両親そろってる外国ルーツってあまり少ないです。ほとんどがシングルで、日本に来たときはご両親一緒に来てるんですけど来てから、いなくなるパターンの方が私のところでは多い感じを受けております。

大西委員：すみません。ありがとうございます。

藤田座長：ありがとうございます。非常に重要なご議論かと思えます。やはり言語の習得というのは、いわゆる思考言語がしっかりしていないと、なかなか習得が難しくなってしまうので、今かさい委員からご質問ご指摘ございました。ダブルリミテッドになってしまう子どもたち若者たちは、後になってからどうこうできる問題ではないので、やはり子どものうちに支援を提供することが重要なと私個人も思ったところですよ。ありがとうございます。それでは資料3資料4いかがでしょうか。私からですね、資料3の一番最後にご説明いただいた部活動の地域移行でございますけれども、これは全国的に今課題教育学の中では課題の1つとしてとらえられてるかと思うんですが、先ほどこの地域クラブの受益者負担の問題と、これまでの部活動が並行しているというふうな話がございました。これ具体的には今どのぐらいの地域ク

ラブに移行している途中なのか、これからどんなふう展望されていくのか、ちょっとこの今の現状と今後の推移に関して、もし補足のご説明がありましたら、教えていただけたらと思います。学び推進課の皆様よろしく願いいたします。

学び推進課：ご質問ありがとうございます。地域展開に関して、現状市内には中学校、義務教育学校合わせて18あるんですけども、そのうち2校に関してはもうすでに部活動がなく、すべての活動が、地域のクラブで行われている状況です。その他の学校については種目ごとに異なっているような状況があります。なので、種目に応じてやっているところではあるんですけども、状況としては今現状つくば市では、休日の部活動の地域展開っていうところを進めているところです。全国的な流れを受けて平日の活動を持っているところには、今後、話としては広がってくる可能性はあるんですけども、現状まだ平日どうするっていうところまでは打ち出していない状況です。休日の活動に関しては、現状ですね約2割越えぐらいが、もう完全に地域のクラブで行っていて現状、土日であっても部活もやっているけれども、ステップとして地域クラブも始めていて、その部活動が休日はなくなって、地域クラブだけになるっていうような状況であったりとかそこに向けた調整中っていうものも合わせると、約半数ぐらいが着手はしているような状況にあります。今後ですね現状令和9年の総体終わり大体8月から9月ぐらいですね、をめぐりに休日の活動についてはすべて地域クラブに展開するというのが、目標として決まっておりますのでそこに向けて取組を進めているような状況にあります。

藤田座長：ありがとうございます。となると、今の19名までR6ですが、R6の19名から相当これから拡大していかないと、体験格差というものが顕在化してくるようなイメージですけども、これはR8、9に向けて、予算規模も拡大するというふうな方向性であるというふうに理解して大丈夫です

か。

学び推進課：現状ですね令和8年度の予算要求に関しては令和6、7の実際の数字だけで算出したものと、実際の申請数を合わせると少し乖離があったという状況も合わせて、令和7年度の同等の額で計上はしております。同等の件数を見込んでの予算計上しておりますが、令和9年度に関してはもうすべての活動が地域展開していく可能性を見据えて、予算要求というところも拡大していく可能性は十分にあるかと思います。

藤田座長：ぜひよろしく願いいたします。特に部活動というのは子どもたちの体験の充実という観点のみならず、将来の選択であるとか、にも関わってくるのだと思いますので、ぜひ力を入れてですね支援していただけたらなというふうに思っております。特にコロナ以降ですね、体験格差の状況というのがやっぱり貧困世帯においては顕著になってきておりますので、そういった観点からご配慮いただければなというふうに考えておりました。ありがとうございます。ではいかがでしょうか。資料3、資料4でございますが、富田委員お願いいたします。

富田委員：今のことに関して1つ教えてもらいたいんですが、地域クラブ活動ってというのは、学校単位ではなく、学校が2校とか3校合わさったようになるのか、それとももう好きなのところに遠くでも通える人は遠くのクラブに行くとかそういうふうになるのかちょっとよくわかんないんですけど。お願いします。

学び推進課：ご質問ありがとうございます。部活動の地域展開の考え方に関してなんですけれども、部活動でやっていた活動をそのまま地域に置き換えるという活動ですとつくば市内では約220の部活動があるので、休日に活動しているものに関して、それをそっくりそのまま団体が個別に置き換えるような形をとるってところが実情として難しいところがございます。というところで、活動の作り方としてはできる限り、近隣の学校を2校とか3校

とか合わせた活動づくりっていうところが中心になってくるかとは思いますが。ただ、参加する生徒は自分の学校、通っている学校で活動できる種目が複数選択がある状況っていうのを作ればというふうに思っているのと、ただ自分の学校が、学校でやってる活動以外の市内の少し遠くでやっている活動であっても、活動の場としてはご本人の環境が許せば、そこに参加することができるというようなところを想定しております。

富田委員：ありがとうございます。昔サッカーでアントラーズがその辺に子ども学校みたいの作ったりとか、そっちに行く子と、学校の部活をやる子といたりして、そういうのがごっちゃになっているんでアントラーズの方は多分、プロになれるんでっていうのを表題にしているんだと思うんだけど、学校の方はとにかくみんな、やりましょうよみたいな感じでなっているんで、なんかその辺をうまく線引きしてあげるといいのかなって思うのと、あと、私の子どもで申し訳ないんですけど、先生が土日もつき合ってくれるんで、すごい大変だと思うんですね。先生も家庭持っていて子どももいらっやると思うんで、そういうのはなくしてあげたほうがいいなって思います。以上です。

藤田座長：ありがとうございます。まさに教員の働き方改革に関するご指摘かと思うんですけども、何か補足がもしございましたらお願いいたします。

学び推進課：ありがとうございます。プロチームを養成するようなクラブさんと、いわゆる活動の選択肢というか気軽に身近でできる活動という、これまで部活動が担ってきた部分っていうところを線引きしていく上でも、我々も教育的意義を継承発展させたものというところを、1つ銘を打って、その地域クラブの認定の制度っていうのを今年度構築をしました。その認定をした地域クラブっていうものは、セレクションを行って、生徒を何て言うんでしょう、すごくアスリート養成みたいな形ではなくって、広く機会提供されているものであって、生徒さん本人が希望すれば参加できるものであつ

て、その自分のみずからの成長であったりとか、チームとしての連帯感の涵養ですとかそういったところに繋がる活動というふうに決めさせて、いくつか要件をつけさせていただいて、認定しているというか現状認定をするための審査中なんですけれども、そういった制度を行っております。

富田委員：わかりました。ありがとうございました。

藤田座長：いかがでしょうか。大西委員お願いいたします。

大西委員：すいません。私がちょっと個人的にイメージしてたのは、今まで生徒が学校で帰りに、例えばテニス部だったらテニスコートでやって帰って、土日は1日ぐらい来て帰ると、それを今まで先生がやっていたのが、外部のクラブチームをやっていけるような方々が学校に来て先生の代わりにみんなを見るというふうなことなのかなと思ってたんですけどそういう理解でよろしいのでしょうか。

藤田座長：それは様々あるかと思います。まず前提となるのは、先生方が放課後にのみならず、週末もほとんどの時間を部活動に費やされてしまっている。そういったものが教員の長時間労働を産んでしまう。そういう現状がまずあった、その改善ということが求められていたってことは前提にあると思うんですね。その中で、地域移行するときに、今大西委員が言ってくださったような方策とともに、いくつかの学校をまとめて地域クラブ移行ということもあるだろうと。そのことについてもう少し具体的にこんなケースがあるよっていうことをもし情報提供いただけましたらお願いいたします。

学び推進課：地域展開の考え方としてはおっしゃっていただいているような教員の働き方改革という側面と、あと子どもの少子化に伴って団体競技が組めなくなって、1つの学校で組めなくなってきているというような、状況がございます。そういったところも受けて、例えば野球をやりたいとなったら、それなりに人数がいなくてできないというところで、複数校、近隣の複数校をまとめて、地域クラブとしてそこが面倒見るというか、指導するというと

ところで、その競技をやりたいと思っている子たちが、単一の学校では難しいけれども複数の学校一緒になれば、できるよねっていうような活動のあり方もあるかなというふうに考えております。あわせて、種目に関しても、これまで部活動ですと、ある程度メジャースポーツというところだったりとか文化活動であってもそこに教えられる先生がいるかいないかっていうところで種目があったと思うんですけれども。地域がそれを支えるということで地域の指導者がいる種目に関しては、これまで部活動になかったような種目であっても、選択肢として子どもたちに提供することができるのではないかなというところが地域展開の目指している姿でもあります。

藤田座長：ありがとうございます。大西委員いかがですか。

大西委員：地域の少年団みたいの親とかが運営していたりとか昔してたりして、何が難しかったっていうと、昔は、お父さんお母さん結構、両方働いてなかったの片親が行って、人は結構いるんだけど、場所がないというのが昔の課題だったと思うんですけど、今はそもそもその人がいないと、コーチしてくれる人を探すのがすごく苦勞するという状況があって、やっぱり学生さんか本当にもう引退したそこそこ定年退職後の方ぐらいしか見つからない感じなんですけれど、そこはどうやって人を探すのかなっていうのがすごく疑問なんですけど、そこについてはどんな感じなのでしょう。

藤田座長：地域クラブを請負うというか、委託する団体の、選定のプロセスです、ね、について教えていただけたらと思います。

学び推進課：ありがとうございます。地域クラブのもちろん既存のおっしゃっていただいたような少年団等の枠組みで、小学生を対象にしているものから少し広げて、小学生も中学生もっていうような団体さんもありますし、もちろんその大人まで一緒に活動するような、しているような団体さんっていうのも、中学生の受け入れという観点ではあるかと思えます。その他におっしゃっていただいたように、やっぱりその人が足りないというか、携わりたい

人はもちろん一定数はいるんですけども。すごく充実させていこうとする
と難しいってところは1つあるのかなというふうに思っています。我々
としてはもちろんいろんな形での募集をかけてはいくことになるかとは思
いますけれども。一番大きい点としては運営者、いわゆる指導スポーツであ
ったり、文化芸術の指導という活動に対して指導することができるって
いうような方はいらっしゃるんですけども。クラブ自体を運営していく
ところが課題として、やっぱりその会費を徴収したりだとか、人のシフト
シフトを組んだりとか、その活動に対して必要なものをそろえるとか。
そういった本当に運営にかかる部分の負担が、また少年団さんも同じか
なとは思いますが、なかなかこう、担うことが難しいってようなお声は
いろいろいただいております。そこに対して方策を打って、行政として運
営体制を作るってところに、政策としてやっていくというように今現状
では考えてはおります。

藤田座長：ありがとうございます。新しい仕組みを作っていく途中なので、暗
中模索のところがあるかと思うんですが、大西委員いかがですか。

大西委員：そうなんだろうなと思いました。ただ本当に人不足がすごいので
うなんだろうなっていうのはやっぱり心配ですね。すいませんありがとう
ございました。

藤田座長：ありがとうございます。ご苦勞も多いかと思いますがよろしくお願
いいたします。それではいかがでしょうか。大体ご意見いただけるところは
いただいたのかなと思いますが、特に資料3、言い残したところがあると心
残りになってしまいますので、ぜひご質問ご意見ございませんでしょうか。
よろしいですか。それでは戻ってきていただいてももちろん結構なんです
が、次第を見ていただきますと協議事項の(2)にその他というのがござい
ます。その他に一旦移らせていただきます。実はですね前回の協議の中で、
みんなの食堂について尾見委員よりご意見いただきました。今回の資料4なん

ですけれども9ページにおきまして、取組状況の報告がございますので、まずはお確認いただきたいと思っております。また前回かさい委員からですねデータベースの運用に関してご意見を賜ったところです。担当課のこども未来センターから補足の説明がもしございましたらば、このデータベースに関しまして、よろしく願いいたします。

(2) その他

こども未来センター：データベースの運用に関する補足というところで、まず7月の第1回目の会議では、重点項目の(1)の2-1 子どもに関するデータベースの運用の推進に関して、2つほど宿題をいただいております。この事業、おさらいになるんですけれども、つくば市が保有する子ども・家庭に関するデータを広く連携分析し、支援の必要な子ども・家庭を早期に発見して支援を届けるというような取組になります。いただいた宿題の1つ目なんですけれども、支援の必要な子ども家庭を見つけ出す際の基準の運用がどのようになっているのかというものでした。こちらにつきましては、令和6年度までの取組と、今年度の取組に分けてご説明します。まず、令和6年度までは、こども未来センターの方であらかじめ設定した項目、この項目とこの項目に当てはまる子どもは、養育環境に注意が必要で、この項目とこの項目に当てはまる子どもは経済状況に注意が必要だといった形で、ある種演繹的にトップダウンで支援の必要な子ども・家庭をピックアップするという運用をしてきました。それに対しまして、今年度は今こども家庭庁の実証事業への参加とシステム化の取組というのを進めているんですけれどもその中で、統計解析に基づいてデータ項目の重みづけというのを行いまして、帰納的にボトムアップで支援の必要度を数値化するという手法を試みています。その上で、各年代の要支援度上位10%っていうような基準を設けまして、支援方策の検討を行うようにしました。今回この基準の10%っていうもの

なんですけれども、これは就学援助受給者の割合が約1割というところを参考にしまして、その中でも養育環境等に課題を抱えている子どもや家庭に支援を提供していこうというような意図で設定して運用をしています。この6年度までの手法と、今年度の手法っていうのでやり方が大分違うんですけども、どちらの手法においても、データからこう上がってきた子どもに、機械的にこう上がってきたからこの子にこの支援をっていうようなものではなくて必ず上がってきた子ども一人一人に対して職員による判定会議を経て、支援方針の決定というものを行っています。まずこれ1点目なんですけどここでいったんいいですか。

藤田座長：かさい委員いかがですか。大丈夫ですか。ありがとうございます。

こども未来センター：続けて2つ目なんですけれども、こちらは前回の会議でデータを取りやすい層と取りにくい、取りにくかったり取れなかったりするような層があって、そのデータの取りにくさの中に支援の必要性があるのではないかというご意見でした。これはデータ連携を行う中でいろんなデータを連携して分析する、その結果上がってくる子どもに支援を届けるというもののなので、そもそもデータ取れない場合はどうするんだというような指摘になります。これはおっしゃる通りでして、我々としてもそのデータの取りにくい部分にアプローチしていく方法っていうのは、検討していく必要があると認識しています。例えばなんですけれども、乳幼児期の健診のデータが空白になっているとか、こういう例は受診すべきものを受けさせていないということになるので、もしかしたらこの家庭は配慮すべきご家庭なのかもしれないっていうような見立てになる可能性があります。その他でも、データを機械的に見ていくと、行政からの経済的な援助を受けているかどうかというところで困窮している、してないっていうのを判定するようになってくるんですけども。この経済的な支援が入っていない、そこのデータが欠損しているっていう状態なんですけども、他のデータも含めていろいろ見ていく

中で、実はこの世帯は経済的に困窮しているんじゃないかといったケースも当然ありえます。この場合に機械的に経済的支援が入ってないから問題ないよってというような取り扱いではなくて、ひょっとしたら行政の支援にうまく繋がっていない。つながれていないからサポートが必要かもしれないと考えることもできます。今申し上げたような例のように、データがないとか、該当していないっていうこと自体に意味が出てくるようなケースもありますので、先ほど申し上げた通り機械的に判定するだけじゃなくて、必ず人の目を通して判定を行っていますというご説明をしたんですけども、その人の目を通してアセスメントを進めていくことで、データを取りにくい層に対してもアプローチしていけるんじゃないかなということ、今検討を進めているところです。以上になります。

藤田座長：かさい委員いかがでしょうか。ありがとうございます。後半のご説明非常に重要なところで、データとして上がってないから大丈夫なんだろうではなくて、他のデータから見て、データが、支援が行き届いていないかもしれない、人の目によるチェックというのは非常に重要なことだなということ。改めて私個人も感じたところでした。他に補足説明資料5とかもございますが富田委員資料ご覧になって何かお気づきのところとかございましたか。もし終わりまでにご気づきのところがあればですね、ご指摘いただけたらと思っております。他に全体を通して今日の資料2、3、4でございますけれども、ご発言漏れのところございましたらぜひお願いいたします。よろしいですか。それではですねつくば市こども未来プラン全体に關しまして、或いはですねこのこども未来プランだけではなくて、つくば市の取組全体について皆様のお考え、ご意見を賜りたいと思います。もう時間残された時間がわずかでございますので、大変恐縮なのですが、かさい委員からお席の順で今日感じられたところ、或いは、今日、特に資料ではなくてですね、資料から外れたところでも結構なので、つくば市の取組につきま

して、ご感想ご意見がありましたらお願いいたします。

かさい委員：先ほどのデータベースに関してもとてもご説明が丁寧でありがたいと思っております。また、私個人的にはこのつくば市のこの事業を、いろんなところを見させていただいて、他市町村と比較するわけではございませんがとても手厚いと思っております。職員の皆様の努力がすごいなって思っております。部活の先ほどもありましたけども、実際に私たちの子どもたちは部活が移行して部活をやめている子どもたちがほとんどです。支援場所にいる子どもたちは。それは、他のところに行ったときにユニフォームと毎月の部活代が5,000円から7,000円かかるんですよね。兄弟3人いたらもうとても親は払えないってことで特にユニフォーム代を買わなければならないので、なので上限2万4000円あるだけでもですが、もう少しあればなんてでもそれは難しいことですが、つくば市のこの様々な子ども施策はとても手厚くて、私たちは、私は特につくば市すごいなって本当に思っております。これだけのものを作っているところ、本当は他のところにも広がってくれるといいなと思っております。いつも毎回いろいろな資料とかご準備ありがとうございます。

藤田座長：ありがとうございます。大久保委員いかがでしょうか。

大久保委員：手厚い支援の方をしていただいて、きめ細かい計画あるんですが、もしこの計画が実施されて、実施から漏れているお子さんとか、乳幼児がいらっしゃれば、これを見つけていくのが、ますますつくば市の子育てが発展すると思うんで、身近にいる私これつくば市主任児童委員って書いてありますけど、民生委員の中の一部なんですよ。ですから、民生委員の活動とか、そういう非常に大事ななと思えました。見落とさない。それから、行政側もいろんなデータから、発見してもらって、虐待がないように、いじめがないように、それから今不登校が一番も問題になっていると思うんですが、やっぱり学校に来た方が私はいいいと思うんですよ。それは自由だって

いうふうなっちゃってるんですけども、何かやっぱり不登校がなぜ増えてるのかっていうのはこれ、考えて熟議して、何か対策は練ったほうがいいと思うんです。今は不登校と逆に増えてるんですよ。それが顕在化してるの増えてるんで。子どもに関することでは、不登校が私一番気になっております。以上です。

藤田座長：ありがとうございます。先ほど子ども未来センターの皆様方から人の目でというふうな話でしたが、まさに民生委員という日本の本当に伝統的なすばらしいシステムの中で、地域に根差した目から見ていただいているということ感謝申し上げるとともに、今後ともぜひよろしくお願いしたいと思います。山田委員いかがでしょうか。

山田委員：いつも大変皆様にお世話になっております。ありがとうございます。学校としまして、皆様にいろいろ助けていただいているところなのですが、教職員の中でも連携を組んで、チーム体制ではやっておりますが、家庭の問題に入り込めない部分っていうのが多くございます。連携をしていくっていうことに、非常に助けられております。例えばわかりやすく言いますと今回の（3）2-1 居場所づくり支援事業っていう非常にすばらしい事業があるかと思うんですが、こういった複合的な困難を抱えるご家庭でありますと、これは本校にいるいないとかそういうことではなくて、こちらの方の子どもたちの様子を見ていただくことによって、学校では見えない、そういった様々な課題を把握していただいて、そちらを情報提供していただけるとありがたい。そういった機関が1つでも2つでも多く、そこで連携を組みますと、子どもに合った手当といいますか、何か子どもに、たぶんこの子どもは言えないけれども、要求しているかと思われるような手だてを打つことができる等、そういったことで多くの目で見えていただける。また、事業によっては家族の、または家庭に介入できるっていうこともあるかと思えます。そういった事業で、その複雑な課題を自分ごととしてとらえていただいて、ま

だ第三者であるからこそ、その原因分析して、それをお伝えしていただける
とか、そういったことが非常に大事になって参りますので、これからも様々
な事業を通して、気づいたこと、また課題点など、また学校に対するご意見
ももちろん歓迎ですので、ぜひ気づいたところを共有させていただければと
思っています。これからもどうぞよろしくお願いいたします。

藤田座長：ありがとうございます。では尾見委員よろしくお願ひいたします。

尾見委員：お世話になります。今年度初めてこの未来懇話会に参加させていた
だきまして、非常に多様な面で支援が組み立てられ、そしてシームレスにと
いいますか、幼児の時期から就労までいろんな面でのサポートを展開されて
いるというふうなことを、初めて一覧のような形で目にするということになりまし
た。学校の中にいると、やっぱりその目の前にいる子たちの年齢層のことし
か考えることができなくて、その子たちがどういう状況にあって、その子た
ちの家庭がこういう状況にあるというふうなことは、教員の情報共有の中
でも、或いは家庭との繋がりを持つ中でも把握はできるんですけども、それ
を市の行政の支援にどうやってつなげるかっていうことは、なかなかピンと
こないレベルといえますか、学校の教員には力不足な部分があって、それを
市の方につなげていくっていうふうなことがきっと大きな課題なんだろうな
というふうに思うんです。先ほど山田先生の方からもありましたけども、や
っぱり見落としてしまう。学校の中でもそういう家庭があったり、声をあげ
られない家庭があったり、そういう本当のニーズがあるところに、どうやっ
てこの行政の力をつなげていくかっていうことが大きな課題ではあると思
いますし、多分、これまで教員の働き方改革が叫ばれる前はすべて教員がやっ
ていたんだと思うんですけど。それをいかにこの行政の方々の力を借りなが
ら、支援をつなげていくかというふうなことをやるためにも連携といえます
か、情報のやりとりをきちんとできる場を設定できると学校の方からも歓迎
の声が上がってくるんじゃないかなというふうに思います。どうもありがと

うございました。

藤田座長：ありがとうございます。では富田委員お願いいたします。

富田委員：ありがとうございました。私は子どもは、子どもの責任でお金持ちとか貧乏とかになってるわけじゃないと思うんで、でもそういう子どもたちがすごい人になるかもしれないっていうのをみんな秘めていると思うんで、何かこう手を差し伸べてあげるべき人にはやってあげればいいと思うし、それに必要なことがあるんだったら市とか行政が活躍してもらえれば嬉しいかなと思っております。以上です。ありがとうございます。

藤田座長：では大西委員お願いいたします。

大西委員：本日はありがとうございました。質問ばかりになってしまって恐縮なんですけれど、今回、私、このつくば子どもの青い羽根基金のアンニュアルレポートというのを拝見させていただいて、地方自治体の予算っていうのは、ものすごくこう結構ガチガチで皆さんものすごく苦勞されていると思うんですけれど、この青い羽根の募金というのは、何ていうかもちょっと自由につくば市さんの方で使えるものなのか、それとも、何でしょうやっぱりガチガチの予算の中に組み込んでしか使えないのか、ちょっとそこがちょっと知りたいなと思ひまして、次回あたり教えていただければありがたいと思います。

藤田座長：次回までの宿題ということで承りましたがもし今ですね、関係各課の皆様方から情報提供ができるのであればお願いしますがいかがでしょうか。青い羽根に関しまして何か今、ご発言いただけるのであればお願いいたします。

こども未来センター：青い羽根基金に関しましては、主にこういう貧困ですとか、養育環境とかそういったところに課題を抱えているお子さんに対する事業ですとか、そういうところに賛同していただいて、ご寄附をいただいってつというふうなものになっています。当然こちらで行政の方で動かすお金なの

で、予算の組み方とか、そういったところは普通の財源等と似たような形にはなってくるんですけども、その基金の目的に沿った事業に毎年これだけお金を充てていきますよっていうのを、担当課の方で計画を作りまして運用しているところです。

藤田座長：ありがとうございます。大西委員いかがですか。何かご感想ございますか。

大西委員：そうですね。いやちょっとごめんなさい。多分私が伺いたかったのはちょっと違ったご回答いただいたような気はするんですがちょっとすいません私の中で今理解しきれなくて、ちょっと一旦すみません今日ありがとうございました。

藤田座長：非常に重要ですよ。青い羽根については今ご説明いただきましたように、意思を持ってご寄付をいただいたお金ですので、そういったお金がどういった使われ方をするのか、その基本的な考え方とその使い道については非常に重要なお意見かと思っておりますので、また次回以降ご回答いただけるのであれば、ご回答いただきたいなと思っております。では佐藤委員いかがでしょうか。

佐藤委員：ありがとうございました。今回私はママコミュニティをやっているんですけど、ママたちに今日の何か伝えて欲しいことがあるかっていうのをヒアリングしてきまして、全体的に普通に納税をしているシングルマザー、生活困窮者にはならないシングルマザーさんたちが皆思うことは、逆にその納税をする金額もあるので、納税はしていますが、生活は十分ではないので、いろんなこういう対象のものっていうのが生活保護受給者や生活困窮者っていう枠が多く、シングルマザーはきちんと働いて納税をしてしまうと助けてもらえないことが多いっていうのが結構課題にありまして、ひとり親だから助けて欲しいということではなく、実質ひとり親であれば、収入も片方1つしかないなので、習い事や、学習塾などっていうのは行かせられない、納

税はしてるけどっていうラインがあるっていうことを知って欲しいなという声が上がったので、今日はちょっと私が代表して伝えさせていただきたいなと思い、ひとり親の子どもに対しても、もう少しその困窮ではないが、何か策を考えてくれるとうれしいという声が上がっています。食堂事業支援については、ママ会でも上がっていて、キッチンカーなどでやろうかなっていう話をしているんですが、この事業補助金はキッチンカーでも出るのかなと疑問に思ったのが1つと、このシングルマザーさんの職業資格補助の。

○藤田座長：高等職業訓練促進ですね。

○佐藤委員：それなんですけどそういうのも、どの、どこまでの内容が今いるんなこういう、職業訓練があってわかりやすく看護師さんとか、その保育士さんっていうのは世の中のみんながわかりやすい案件ですけど、最近だと、動画制作の学校だったりとか、Web系ってまとめられてもどういうどこまでがどういう細かいのが出るっていうのが、多分皆さんわかってないし私も初めて知ったので、結構知られてない、何かとてもいいものがたくさんあるのに知られていないものがあるっていうのは、何かこども未来センターとかでInstagram やったりとか、そういう他の今の若いママたちにいろいろ子どもたちに発信できるような、ちょっとみんなに目につくようなポップな動画でこう挙げてみたりみんなにもっと周知されるのがこういう書面ではなくて、携帯で見れるようなもので、何かやってあげた方がもっとみんなに行き渡るのはないかなと思いました。予算についてもあると思ってママ会とかでも今動画制作みんな勉強したりしているので、ボランティアまで行くかわからないですけど、何か私たちも助けることができると思うので、何か一緒にできたらそれはそれでいいかなと思いました。以上です。

藤田座長：ありがとうございます。非常に建設的なご意見もいただきました。

前半でいただいたところですが、シングルペアレント特にシングルマザーで納税はきちんとできているんだけど、やはり生活困窮という定義には引

つかからないんだけど、やっぱりその苦しさが、特に男性女性の賃金格差の問題ってありますので、そういった困窮者ではないシングルペアレント特にシングルマザーに関して何か情報提供をいただけるのであればいただきたいということと、それからこういった様々、かさい委員からもお褒めの言葉がありましたが、具体的な構造的なサービスがあるんだけど、実際一番程度手が届きにくい紙ベースでの情報提供になってはいないだろうかそういった中でSNSであったり、インスタグラムを中心とした、みんなが受けやすい情報提供っていうことに関してどういった議論があるのか、この点に関してはもし情報提供今いただけるようであればお願いいたします。もしいただけないようであれば次回以降の課題にしたいと思いますがいかがでしょうか。

こども未来センター：ご意見ありがとうございます。動画等の活用に関しては、ご意見ありがとうございます。こちらでも検討いたしまして、また次回以降に回答させていただければと思います。

藤田座長：ありがとうございますでは、宮田委員お願いいたします。

宮田委員：ありがとうございました。丁寧な資料と丁寧なご説明で活動の内容がよくわかりました。読ませていただいて、つくば市は横の連携がうまくできているなど強く思いました。いろんところで、さっきもご説明がありましたが、課内だけではなく、同じ局内の課同士で、ケース会議をしたり、他の部署と連携をしたりされています。連携と言うのは簡単ですが実際にやるのはとても大変だと思いますが、実際に支援を届けるためにはとても大事な話だと思いますのでこれからも継続していただきたいなと思います。多分皆さんのお話ぶりとか、ケアの連携を考えているというお話を伺うと、おそらく皆さん、仕事として淡々とこなすといういわゆる昔の縦割りの行政ではなくて、本当にその目的を達成するために連携してワンチームでやられているというのが非常によく伝わりました。そのおかげで子どもたちは安心

して安全に暮らせていると思いますので引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

藤田座長：ありがとうございます。では外山先生お願いします。

外山先生：本日はありがとうございました。私はこの委員を数年勤めているんですけども、毎年必ず前年度よりも良くなっていて支援が手厚くなっていますし、今回データに基づく政策設計にもなっていて、つくば市って単なる子ども支援ではなくて、エビデンスに基づく子ども政策モデル都市になっているなっていうふうに改めて感じました。来年度もどうぞよろしくお願いいたします。

○藤田座長：ありがとうございます。もう私から言うことはございません。本当に頭の下がる思いってのはこういうことなんだなと思いますし、私は住民の1人なんですけど、税金ものすごい高い市なんですけれども。やむを得ないなといつもここに来るたびに、納得して帰ることにしております。ありがとうございます。それではですね、私の方の進行は以上にさせていただきまして、お戻したいと思うんですけども、次回の開催っていうのは令和8年度になると思うんですけども、こども未来プランの中間年度ですので、さらに議論を深めていきたいと思います。今後ともぜひよろしくお願いいたします。では司会をお戻しいたします。よろしくお願いいたします。

【閉会】

こども未来センター：藤田座長ありがとうございました。また委員の皆様におかれましても、長時間にわたり誠にありがとうございました。それでは以上をもちまして、令和7年度第2回つくば市こども未来懇話会を閉会といたします。本日は大変お疲れ様でした。

令和 7 年度 第 2 回 つくば市子ども未来懇話会

次第

日 時 令和 8 年(2026 年) 2 月 24 日 (火)
14 時 00 分から 15 時 30 分まで
場 所 市役所本庁舎 2 階 203 会議室

- 1 開 会
- 2 挨 拶
- 3 協議事項
 - (1) 第 2 期つくば市子ども未来プラン実施事項重点項目事業進捗
について
 - ・生活の安定に資するための支援 (実施事項(3))
 - ・経済的支援 (実施事項(4))
 - (2) その他
- 4 閉 会

第2期つくば市こども未来プラン実施事項一覧

(1) 分野横断的な支援

| No | 事業番号 | 重点項目 | 実施項目 | 担当課 |
|----|------|------|--------------------------------|-----------|
| 1 | 1-1 | ○ | こども未来センターを中心とした支援の連携体制の構築 | こども未来センター |
| 2 | 1-2 | | 子どもの支援に関する庁内連携体制の推進 | こども未来センター |
| 3 | 1-3 | | つくば市こども未来懇話会 | こども未来センター |
| 4 | 2-1 | ○ | 子どもに関するデータベースの運用の推進 | こども未来センター |
| 5 | 2-2 | | 学校生活総合質問調査i-check（非認知能力等判定）の実施 | 学び推進課 |
| 6 | 3-1 | | 相談支援の体制強化 | こども未来センター |
| 7 | 3-2 | | 子どもの支援の担い手の育成・確保 | こども未来センター |
| 8 | 3-3 | | 学習・居場所支援事業者向け研修・意見交換会 | こども未来センター |

(2) 教育の支援

| No | 事業番号 | 重点項目 | 実施項目 | 担当課 |
|----|------|------|--------------------------------|-----------|
| 9 | 1-1 | ○ | 不登校児童生徒支援事業 | 学び推進課 |
| 10 | 1-2 | ○ | スクールソーシャルワーカー配置事業 | 教育相談センター |
| 11 | 1-3 | | 特別支援教育に関する就学相談、教育相談 | 特別支援教育推進室 |
| 12 | 1-4 | | 外国にルーツのある児童・生徒に対する日本語指導 | 学び推進課 |
| 13 | 2-1 | ○ | 生活困窮世帯等への学習支援 | こども未来センター |
| 14 | 2-2 | | 放課後子供教室 | こども育成課 |
| 15 | 2-3 | | つくば未来塾 | 生涯学習推進課 |
| 16 | 3-1 | | 生活保護制度における教育扶助（小学校・中学校・義務教育学校） | 社会福祉課 |
| 17 | 3-2 | | 就学援助（小学校・中学校・義務教育学校） | 学務課 |
| 18 | 3-3 | | 遠距離通学費補助金事業（小学校・中学校・義務教育学校） | 学務課 |
| 19 | 3-4 | | 高等学校等通学定期券購入支援・高校生自転車等通学支援 | 教育総務課 |
| 20 | 3-5 | | 幼児教育・保育の無償化 | 幼児保育課 |

(3) 生活の安定に資するための支援

| No | 事業番号 | 重点項目 | 実施項目 | 担当課 |
|----|------|------|----------------------------|-----------|
| 21 | 1-1 | ○ | こども未来センターにおける切れ目のない支援 | こども未来センター |
| 22 | 1-2 | | 伴走型相談支援（つくば市出産・子育て応援給付金事業） | こども未来センター |
| 23 | 1-3 | ○ | 支援対象児童等見守り強化事業 | こども未来センター |
| 24 | 2-1 | ○ | 居場所づくり支援事業 | こども未来センター |
| 25 | 2-2 | | みんなの食堂事業補助金 | こども未来センター |
| 26 | 2-3 | | アフタースクールモデル事業 | こども育成課 |
| 27 | 3-1 | | 生活困窮者自立支援事業 | 社会福祉課 |
| 28 | 3-2 | ○ | つくば市高等職業訓練促進給付金等事業 | こども政策課 |
| 29 | 3-3 | | ペアレント・トレーニングの実施 | こども未来センター |
| 30 | 3-4 | | 子育て短期支援事業 | こども未来センター |

(4) 経済的支援

| No | 事業番号 | 重点項目 | 実施項目 | 担当課 |
|----|------|------|--------------------|-----------|
| 31 | 1-1 | ○ | 子どもの学習塾代等の助成 | こども未来センター |
| 32 | 1-2 | ○ | 部活動地域移行による負担額補助 | 学び推進課 |
| 33 | 2-1 | | 児童扶養手当の支給 | こども政策課 |
| 34 | 2-2 | | つくば市ひとり親家庭等児童福祉金制度 | こども政策課 |
| 35 | 2-3 | | ひとり親家庭養育費確保支援事業 | こども政策課 |
| 36 | 2-4 | | 児童クラブ利用料の免除・助成の実施 | こども育成課 |

第2期つくば市こども未来プラン 重点項目事業進捗管理シート

| | | | |
|-------|---|------|-----------|
| 実施項目名 | (3)1-1 こども未来センターにおける切れ目のない支援 | | |
| 事業概要 | ・こども未来センターを設置し、児童福祉分野と母子保健分野を統合して、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行う。 | | |
| 掲載ページ | 16 | 担当課名 | こども未来センター |

| | | | |
|----------|--|--|--|
| 取組内容 | 妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援及び全ての子どもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、関係機関と連携しながら、切れ目のない支援を行う。 | | |
| R6年度実施状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・母子保健コーディネーターや保健師等の専門職を配置し、妊娠届出時やあかちゃん訪問での面談、妊娠8か月アンケートや「つくっこ！すくすくアプリ」での情報発信等を通して、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行った。また、必要に応じてサポートプランを作成(R6:72件)し、サポートプランに策定されたサービスについては、本人・家族・関係機関との調整のうえ、必要な支援が提供されるよう連絡・調整を行った。 ・児童福祉との連携が必要なケースに対して、合同ケース会議10回開催し、11件の検討を行い、必要な支援を提供した。 | | |
| R7年度事業計画 | <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、伴走型相談支援や、関係機関等との連絡・調整、児童福祉との合同ケース会議等を行う。 ・乳幼児期の支援体制強化のため、支援方針会議や連携会議の体制を整える。 | | |
| R7年度予算 | 44,326千円 | | |
| その他 | | | |

| | | | |
|-------|--|------|-----------|
| 実施項目名 | (3)1-3 支援対象児童等見守り強化事業 | | |
| 事業概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・要保護児童等のいる家庭を訪問し、子どもを見守り、必要な支援につなげるための事業を新たに実施する。 ・訪問・見守りの方法について、事業を検証しながら、より効果的に支援につなげられるよう取組を進める。 | | |
| 掲載ページ | 16 | 担当課名 | こども未来センター |

| | | | |
|----------|---|--|--|
| 取組内容 | 児童虐待リスクの高まりを踏まえ、子育て世帯が孤立しないよう支援することが必要であるため、市の要保護児童対策地域協議会の台帳に登録している児童等を月2回、戸別に訪問し、食事(弁当)を提供するとともに、世帯の見守りを行う。 | | |
| R6年度実施状況 | モデル事業として、直営で実施。要保護児童対策地域協議会の台帳登録している要保護児童等の中で、所属等がない若しくは所属等での確認が困難な状況にある6世帯に対して、10月から消耗品(レトルト食品、離乳食、ミルク、オムツ等)を持参し月2回、子ども家庭支援員が訪問し、様子確認を行った。 | | |
| R7年度事業計画 | 相談事業等の実施経験のある事業者と委託契約を行い、7月より対象児童等の自宅に月2回の訪問にて、見守りを行うと共に適宜支援につなげる。 | | |
| R7年度予算 | 4,435千円 | | |
| その他 | | | |

| | | | |
|-------|---|------|-----------|
| 実施項目名 | (3)2-1 居場所づくり支援事業 | | |
| 事業概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・複合的な困難を抱える子どもの居場所支援として「青い羽根のいえ」を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、食事の提供等を行うとともに、子どもや保護者への相談支援や関係機関へのつなぎ等、包括的な支援を実施する。 ・支援が必要な子どもの受入体制を強化するため、「青い羽根のいえ」の増設や、高校生世代を対象とした居場所の設置へ向けた検討を進める。 ・子どもの安心安全に配慮した形で、子どもが意見表明する機会を提供し、事業へ反映する。 | | |
| 掲載ページ | 16 | 担当課名 | こども未来センター |

| | |
|----------|--|
| 取組内容 | 複合的な困難を抱える1～9年生の児童生徒を対象に、子どもの生活習慣の改善や孤立の防止を目的に、基本的な生活習慣の習得支援や生活指導、学習の習慣付けや社会性を育むための取組、その他、食事の提供や送迎等を行う居場所支援事業を実施する。 |
| R6年度実施状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・拠点数:1か所、利用児童数:15人 ・支援対象者への基本的な生活習慣の習得支援や生活指導、学習の習慣づけや社会性を育むための取組等を実施した。 |
| R7年度事業計画 | <ul style="list-style-type: none"> ・前年度と同様に、支援対象者への基本的な生活習慣の習得支援や生活指導、学習の習慣づけや社会性を育むための取組等を実施する。 ・拠点の増設による受け皿の拡充を行う。 |
| R7年度予算 | 45,631千円 |
| その他 | |

| | | | |
|-------|--|------|--------|
| 実施項目名 | (3)3-2 つくば市高等職業訓練促進給付金等事業 | | |
| 事業概要 | <p>・ひとり親家庭の保護者が就職の際に有利となり、生活の安定に役立つ資格を取得するために、養成機関で半年以上修業する場合に、生活費の支援として給付金を支給する。さらに資格取得期間中の生活の安定をより図るため、高等職業訓練促進給付金に加えて市独自の給付を行い、保護者の自立を支援する。</p> | | |
| 掲載ページ | 17 | 担当課名 | こども政策課 |

| | |
|----------|--|
| 取組内容 | <p>20歳未満の児童を養育しているひとり親家庭の母又は父が就職の際に有利となり、生活の安定に資する資格の取得を促進するため、養成機関で6月以上修業する場合に、給付金(3種)を支給する。</p> <p>対象資格:看護師(准看護師を含む)、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、理容師、美容師、栄養士、<u>管理栄養士</u>、歯科衛生士、社会福祉士、製菓衛生師、調理師、デジタル分野等の民間資格 など</p> <p>○ 高等職業訓練促進給付金(修業全期間。上限48月): 住民税非課税世帯 100,000円/月 ※最後の12月のみ140,000円/月 住民税課税世帯 70,500円/月 ※最後の12月のみ110,500円/月</p> <p>○ 高等職業訓練修業者支援給付金(市独自) (最後の12月を除く修業期間。上限36月): 一律40,000円</p> <p>○ 高等職業訓練修了支援給付金(1回(カリキュラム修了日後)): 住民税非課税世帯 50,000円/月 住民税課税世帯 25,000円/月</p> |
| R6年度実施状況 | <p>・令和6年度は38名(新規15名、継続23名)へ高等職業訓練促進給付金を支給した。 (内訳)社会福祉士3名、看護師9名、准看護師4名、Webクリエイター能力認定試験7名、美容師4名、2級建築士2名、日本語教師3名、保育士1名、行政書士1名、精神保健福祉士1名、宅地建物取引士1名、調理師1名、VBAエキスパート1名</p> <p>・事業については、市広報紙(5・8・11・1・3月号)への記事掲載のほか、児童扶養手当現況届結果通知の発送時にチラシを同封する等の周知を行った。また、本事業に関する相談は、窓口にて随時行った。</p> |
| R7年度事業計画 | 引き続き、定期的な広報紙への事業案内記事の掲載や児童扶養手当受給者への通知にチラシを同封する等、事業の周知を行う。 |
| R7年度予算 | 47,907千円 |
| その他 | |

| | | | |
|-------|--|------|-----------|
| 実施項目名 | (4)1-1 子どもの学習塾代等の助成 | | |
| 事業概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・市内の中学校又は義務教育学校に在籍する7年生から9年生の保護者で、生活保護又は就学援助を受給している方を対象に、学習塾の利用にかかる授業料の一部を助成する。 ・経済的困窮を抱える世帯に対し、子どもの進学に向けた支援をすることで家庭の経済的負担の軽減に向けた取組を検討する。 | | |
| 掲載ページ | 18 | 担当課名 | こども未来センター |

| | |
|----------|---|
| 取組内容 | 市内の中学校・義務教育学校に在籍する7～9年生のうち、生活保護や就学援助の受給世帯の生徒に対し、学習塾の利用にかかる授業料の一部を助成し、子どもたちに学びの機会を提供する。 <ul style="list-style-type: none"> ・1か月当たり上限5,000円、交付決定月～翌年2月分 ・定員20名(4月に最大11か月分の交付決定をした場合) ・つくばこどもの青い羽根学習会利用者は対象外 |
| R6年度実施状況 | 令和6年度は43名から申請があり、20名へ交付決定をした。交付要件を満たす9年生全員に交付することができている状況。 利便性の向上を図るため、令和6年度からいばらき電子申請サービスでの申請受付を開始した。半数以上は電子申請を利用している。 |
| R7年度事業計画 | 交付申請状況に留意し、事業を継続する。利用状況を踏まえ、利用人数等の拡充の必要性を検討する。 |
| R7年度予算 | 1,100千円 |
| その他 | ・令和7年度の申請状況等を踏まえ、助成対象者人数や助成額の評価を行い、利用者のニーズに対応できるよう、つくばこどもの青い羽根学習会事業等の他の教育支援の状況も踏まえ、内容の見直しを検討していく。 |

| | | | |
|-------|---|------|-------|
| 実施項目名 | (4)1-2 部活動地域移行による負担額補助 | | |
| 事業概要 | <ul style="list-style-type: none"> 市内の中学校又は義務教育学校に在籍する7年生から9年生の保護者で、生活保護又は就学援助を受給している方を対象に、地域クラブ活動参加費用を助成する。 生活に困窮する家庭の経済的負担の軽減を図ることにより、生徒のスポーツ及び文化芸術の活動の機会が確保されるように取り組む。 | | |
| 掲載ページ | 18 | 担当課名 | 学び推進課 |

| | |
|----------|---|
| 取組内容 | 部活動地域展開の一環として、地域クラブ活動に参加する生徒の保護者のうち、生活に困窮するものについてつくば市地域クラブ活動参加者支援交付金を交付することにより、経済的負担を軽減し、生徒のスポーツ及び文化芸術活動の機会を確保する。 ※交付条件 つくば市に住民登録があり居住していること生活保護又は就学援助を受けている世帯であること、市税の滞納がないこと。 年間24,000円が交付上限。 |
| R6年度実施状況 | 令和6年度は、交付要件を満たす19名へ交付決定をした。 |
| R7年度事業計画 | 交付申請状況に留意し、事業を継続する。活用しやすいように、申請締め切りを支払い翌月の20日までではなく、3月20日までに改正済。 |
| R7年度予算 | 1,512千円 |
| その他 | 令和7年度の申請状況を踏まえ、助成対象人数の評価を行い、予算化する。 事業に関する周知を、学校及びクラブの両面から実施する。 |

第2期つくば市こども未来プラン 基本項目事業進捗管理シート

| | | | |
|-------|--|------|-----------|
| 実施項目名 | (1)1-2 子どもの支援に関する庁内連携体制の推進 | | |
| 事業概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・こども政策推進アドバイザー会議 子どもの学習・生活支援等の事業運営や子ども政策に関する知見を有する者をアドバイザーに迎え、子どもを取り巻くあらゆる環境や課題に適切に対応し、関係部署が連携することにより、子どもの権利の保障や健やかな成長を支援することを目的に開催します。 ・こども未来庁内連携会議 関係部局である保健部、福祉部、教育局、こども部の横断的支援体制の推進を目的に開催します。 | | |
| 掲載ページ | 12 | 担当課名 | こども未来センター |

| | | | |
|----------|--|--|--|
| 取組内容 | 子どもに関する施策の所管部署は多岐にわたることから、こども政策推進アドバイザー会議及びこども未来庁内連携会議を開催し、関係部署間の連携を推進する。 | | |
| R6年度実施状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・こども政策推進アドバイザー会議では、こども部と教育局との連携を深めるため、こども政策(データベースまもり、校内フリースクール、アフタースクール、若者支援等)に関する実施状況や課題等について議論を行った。 ・こども未来庁内連携会議では、第2期つくば市こども未来プランの円滑な策定に向けて、プラン案、策定スケジュール等について関係部署との協議を行った。 | | |
| R7年度事業計画 | <ul style="list-style-type: none"> ・こども政策アドバイザー会議では、引き続きこども政策に関する実施状況や課題等について議論を行う。また、必要に応じてこども政策に関する研修会等を開催する。 ・こども未来庁内連携会議では、第2期つくば市こども未来プラン実施項目の円滑な推進のため、関係部署間の連携・調整等を行う。 | | |
| R7年度予算 | 76千円 | | |
| その他 | 特になし。 | | |

| | | | |
|-------|--|------|-----------|
| 実施項目名 | (1)1-3 つくば市こども未来懇話会 | | |
| 事業概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・有識者や学校関係者、支援団体代表者及び市民委員で構成される懇話会において、第2期プランの事業進捗の検証、推進体制等の検討のため開催します。 | | |
| 掲載ページ | 12 | 担当課名 | こども未来センター |

| | | | |
|----------|--|--|--|
| 取組内容 | つくば市こども未来懇話会では、第2期つくば市こども未来プランの事業進捗管理及び評価を行う。また、子どもの貧困対策に関わる施策についての協議等を行い、行政運営上の参考とする。 | | |
| R6年度実施状況 | 令和6年度は、第2期つくば市こども未来プランの策定に向けて、プラン案と策定スケジュールの検討、パブリックコメント実施結果の共有等を行った。 | | |
| R7年度事業計画 | 第2期つくば市こども未来プランの事業進捗管理、子どもの貧困対策に関わる施策についての協議等を行う。 | | |
| R7年度予算 | 140千円 | | |
| その他 | 特になし。 | | |

| | | | |
|-------|---|------|-------|
| 実施項目名 | (1)2-2 学校生活総合質問調査i-check(非認知能力等判定)の実施 | | |
| 事業概要 | ・支援を必要とする児童生徒を早期に発見するため、全小・中・義務教育学校で4年生から9年生を対象に調査を実施します。 | | |
| 掲載ページ | 13 | 担当課名 | 学び推進課 |

| | | | |
|----------|---|--|--|
| 取組内容 | 質問群を19の категорияに分類し、総合的に学校・クラス・個人の状況を把握することで、自己肯定感、いじめ及び対人ストレスなどについて、包括的に分析する。 | | |
| R6年度実施状況 | 市立学校の4年生から9年生までの児童生徒14,125人に調査を実施した。分析結果は、児童生徒一人一人の生活・学習状況や心の状態や困りごとなどを把握し、必要な支援につなげるとともに、学級経営や児童生徒指導の指針づくりなどに活用した。 | | |
| R7年度事業計画 | 事業継続予定。なお、希望校は2回目の調査を実施し、同年度内での児童生徒の変化について、比較・分析を行う。 | | |
| R7年度予算 | 8,353千円 | | |
| その他 | 令和7年度同様、調査を実施する予定である。 | | |

| | | | |
|-------|--|------|-----------|
| 実施項目名 | (1)3-1 相談支援の体制強化 | | |
| 事業概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・子どもや家庭の状況に応じた専門的な支援が実施できるよう、支援者の育成・確保に取り組みます。 ・子どもの支援に関わる、子ども家庭支援員やスクールソーシャルワーカー等を対象に、相談支援の専門性の向上を目的とした研修を継続的に実施します。 | | |
| 掲載ページ | 13 | 担当課名 | こども未来センター |

| | | | |
|----------|--|--|--|
| 取組内容 | 定期的に子ども家庭支援員とスクールソーシャルワーカーとの連携会議を開催し、支援の方向性等をすり合わせ支援していく。支援者に対して、子ども支援研修を行い、専門性の向上を目指す。 | | |
| R6年度実施状況 | 子ども家庭支援員とスクールソーシャルワーカーとの連携会議については、基本月1回開催し、困難事例について、アプローチの仕方や役割等を協議した。子ども支援研修については、5回開催した。 | | |
| R7年度事業計画 | 前年度同様に連携会議を定期的に開催し、支援へのアプローチ等を検討していき、支援者の全体的な支援の向上を目指す。子ども支援研修についても継続する。 | | |
| R7年度予算 | 0千円 | | |
| その他 | | | |

| | | | |
|-------|---|------|-----------|
| 実施項目名 | (1)3-2 子どもの支援の担い手の育成・確保 | | |
| 事業概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域で子どもたちを支援する環境を広めるため、子どもの学習支援・居場所づくりボランティア登録説明会を開催し、学習支援や居場所支援に参加するボランティアの募集を行います。 ・子どもの支援に関わる地域人材の育成を目的とした研修を実施します。 | | |
| 掲載ページ | 13 | 担当課名 | こども未来センター |

| | | | |
|----------|---|--|--|
| 取組内容 | 子どもの貧困対策に関する支援は多くのボランティアスタッフによって支えられていることから、運営団体とボランティア希望者とのマッチングを行うボランティア登録説明会を開催する。また、子どもの支援に関わる地域人材の育成のため、支援技術等に関する研修を実施する。 | | |
| R6年度実施状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの学習支援・居場所づくりの活動を行う団体等の事業紹介及びボランティア希望者とのマッチングを行うボランティア登録説明会を2回開催した。また、第2回ボランティア登録説明会では認定NPO法人ひと・まちなつとわーくから講師を迎えて特別講演を開催した。 ・子ども家庭支援員、スクールソーシャルワーカー等を対象に子どもの支援に関する研修を5回実施した。 | | |
| R7年度事業計画 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域で活動する支援団体の事業紹介及びボランティア希望者とのマッチングを行うボランティア登録説明会を継続して開催する。特別講演も開催することで市民にボランティアの参加の必要性を感じていただき、ボランティア参加のきっかけ作りを行っていく。 ・子どもの支援に関わる人材育成のための研修を継続して実施する。 | | |
| R7年度予算 | 0千円 | | |
| その他 | 特になし。 | | |

| | | | |
|-------|---|------|-----------|
| 実施項目名 | (1)3-3 学習・居場所支援事業者向け研修・意見交換会 | | |
| 事業概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの学習支援や居場所支援を行う事業者間の連携や、支援の質の向上を目的として、研修や事業者・団体同士の意見交換の場を設けます。 | | |
| 掲載ページ | 13 | 担当課名 | こども未来センター |

| | | | |
|----------|---|--|--|
| 取組内容 | 子どもの学習支援や居場所支援を行うつくばこどもの青い羽根学習会の運営事業者を対象に、事業者間の横のつながりを深めるための意見交換、及び支援の質の向上を目的とした研修等を実施する。 | | |
| R6年度実施状況 | つくばこどもの青い羽根学習会の運営事業者を対象とした連絡会議において、事業者間の横のつながりを深めるための意見交換、及び子どもの支援に関する研修会(全2回)を開催した。 | | |
| R7年度事業計画 | 引き続き、事業者間の交流を深めるための意見交換、及び支援の質の向上を目的とした研修等を実施する。 | | |
| R7年度予算 | 594千円 | | |
| その他 | 特になし。 | | |

| | | | |
|-------|--|------|-----------|
| 実施項目名 | (2)1-3 特別支援教育に関する就学相談、教育相談 | | |
| 事業概要 | ・特別な支援や配慮を必要としている子どもの就学についての相談を受け、一人一人の教育的ニーズを踏まえた適切な教育が受けられるよう、特別支援教育指導員が相談に応じます。 | | |
| 掲載ページ | 14 | 担当課名 | 特別支援教育推進室 |

| | | | |
|----------|---|--|--|
| 取組内容 | 特別な支援や配慮を必要としている幼児について、特別支援教育指導員が就学相談に応じるとともに、学校見学や体験入学にも同行し、安心して就学を迎え、適切な教育環境でそれぞれの力を伸ばせるように助言する。 | | |
| R6年度実施状況 | 未就学児の就学相談401件、幼稚園・保育所等に出向いての幼児観察114件。複数回の相談や見学・体験、話し合いなど、可能な限り同一の指導員が対応し、本人・保護者と共に就学を考えることで納得した就学先決定ができ、安心して就学を迎えることができた。 | | |
| R7年度事業計画 | 事業継続予定 | | |
| R7年度予算 | — | | |
| その他 | 相談事業に対する単独の予算計上はしていないため、予算額については記載なし。 | | |

| | | | |
|-------|--------------------------------|------|-------|
| 実施項目名 | (2)1-4 外国にルーツのある児童・生徒に対する日本語指導 | | |
| 事業概要 | ・外国にルーツを持つ子どもたちへ日本語学習支援を実施します。 | | |
| 掲載ページ | 14 | 担当課名 | 学び推進課 |

| | | | |
|----------|---|--|--|
| 取組内容 | ①日本語学習支援員の配置 要望があった学校に対して、日本語学習支援員(パートタイム会計年度任用職員)を週1〜3日・1日7時間配置し、個別の日本語学習支援や通常学級の授業における学習支援を行っている。 ②日本語学習支援ボランティア 要望があった学校に対して、日本語学習支援ボランティア(有償ボランティア)の活動時数を割り振り、通常学級の授業における学習支援を行っている。 | | |
| R6年度実施状況 | ①日本語学習支援員の配置 任用は7人で、希望があったつくば市内学校21校に配置した。 ②日本語学習支援ボランティア 合計で2137時間を割り振った。 | | |
| R7年度事業計画 | 事業継続予定。なお、日本語学習支援員については、7人から10人に増員して支援を行う予定。 | | |
| R7年度予算 | ①22,475 ②2,280 | | |
| その他 | 令和7年度の状況を踏まえ、支援を継続していく。 | | |

| | | | |
|-------|--|------|--------|
| 実施項目名 | (2)2-2 放課後子供教室 | | |
| 事業概要 | ・市内の小学生を対象とし、小学校や交流ひろばなどの施設を活用してさまざまな体験活動を楽しみながら、子どもたちが放課後を安全・安心に過ごすことができる場を提供します。 | | |
| 掲載ページ | 15 | 担当課名 | こども育成課 |

| | | | |
|----------|--|--|--|
| 取組内容 | 市内一部の児童クラブ施設において児童クラブとの一体的な放課後子供教室を実施しており、その一環として定期的に学校の宿題をサポートする学習支援を実施している。 | | |
| R6年度実施状況 | 〈交流ひろばにおける学習支援〉 ・秀峰交流ひろば 4月～10月：週2日(毎週月・水曜日) 11月～3月：週3日(毎週月・水・木曜日) ・学園の森交流ひろば 週1日(毎週金曜日) ・みどりの交流ひろば 週1日(毎週火曜日) ・研究学園交流ひろば 週1日(毎週水曜日) 合計200回実施 | | |
| R7年度事業計画 | 秀峰交流ひろばで週3日、学園の森交流ひろば・みどりの交流ひろば・研究学園交流ひろばで週1日の学習支援を実施する。 | | |
| R7年度予算 | 10,924千円 | | |
| その他 | 令和8年度も引き続き、交流ひろばにおいて学習支援を実施する予定である。 | | |

| | | | |
|-------|---|------|---------|
| 実施項目名 | (2)2-3 つくば未来塾 | | |
| 事業概要 | ・地域に住む大学生・大学院生や一般の方々を「学習チューター」として市内中学校・義務教育学校(後期課程)に派遣し、夏季休業日や放課後の時間を利用して学習支援を行います。 | | |
| 掲載ページ | 15 | 担当課名 | 生涯学習推進課 |

| | | | |
|----------|---|--|--|
| 取組内容 | 生徒の学力向上及び学習習慣の定着を目的として、つくば市内に18校ある市立中学校・義務教育学校(後期課程)の生徒を対象に、学習チューターを派遣し、5教科(国・社・英・数・理)の解き方や考え方についてアドバイスする。 | | |
| R6年度実施状況 | 市立中学校・義務教育学校に市内外の大学生・大学院生や地域住民からなる学習チューターを派遣し、長期休業期間や放課後に学習支援を実施した。 事業後のアンケート結果では、「これまでわからなかった問題がわかるようになったか」という問いに対し、「あてはまる」「どちらか」とあてはまる」と回答した参加生徒の割合が82.0%となっており、生徒の学力向上、学習習慣の定着に寄与することができたと分析している。 | | |
| R7年度事業計画 | 引き続き、全ての市立中学校・義務教育学校において事業を実施する。 また、学校関係者や地域住民からなる「つくば未来塾運営会議」において、事業計画や実績報告への意見を求め、頂いた意見を事業運営に取り入れていく。 | | |
| R7年度予算 | 4,932千円 | | |
| その他 | 市内中心部以外の学校で学習チューターの確保に課題があるため、コミュニティ・スクール協議会を通じて学習チューターの募集を呼び掛けるなど、地域人材の確保に努める。 | | |

| | | | |
|-------|--|------|-------|
| 実施項目名 | (2)3-1 生活保護制度における教育扶助(小学校・中学校・義務教育学校) | | |
| 事業概要 | ・児童生徒のいる生活保護受給世帯へ教育扶助費を支給します。 (教材費、給食費、学習支援費等を基準に沿って支給) | | |
| 掲載ページ | 15 | 担当課名 | 社会福祉課 |

| | | | |
|----------|--|--|--|
| 取組内容 | 生活保護世帯の子どもが義務教育を受けることを保障するため、教育扶助として学用品費、教材費、給食費、通学費、学習支援費などの必要な費用を支給する。 | | |
| R6年度実施状況 | 令和6年度(令和7年3月31日現在)は、小学生16人、中学生12人の児童がいる世帯に対して、教育扶助として義務教育に必要な費用を支給した。 | | |
| R7年度事業計画 | 令和7年度(令和7年10月31日現在)は、小学生16人、中学生12人の児童がいる世帯に対して、教育扶助として義務教育に必要な費用を支給している。 | | |
| R7年度予算 | 3,520千円 | | |
| その他 | | | |

| | | | |
|-------|---|------|-----|
| 実施項目名 | (2)3-2 就学援助(小学校・中学校・義務教育学校) | | |
| 事業概要 | ・経済的理由により、就学させることが困難と認められる児童生徒の保護者の方に、就学援助費として学用品費や給食費等の一部を援助します。 | | |
| 掲載ページ | 15 | 担当課名 | 学務課 |

| | | | |
|----------|--|--|--|
| 取組内容 | 経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者又は就学予定者の保護者に対する必要な援助を行います。 【支給費目】 学用品費、通学用品費、新入学児童生徒学用品費、校外活動費、修学旅行費、学校給食費、体操服費、生徒会費、PTA会費、クラブ活動費、卒業アルバム代及び卒業記念写真代 | | |
| R6年度実施状況 | 【小学校】対象人数 1,527名 支給額 113,232,688円 【中学校】支給対象人数 960名 支給額 106,017,644円 | | |
| R7年度事業計画 | 【小学校】対象人数 約1,450名 予算額 117,302,000円 【中学校】支給対象人数 約690名 予算額 115,939,000円 | | |
| R7年度予算 | 233,241千円 | | |
| その他 | | | |

| | | | |
|-------|--|------|-----|
| 実施項目名 | (2)3-3 遠距離通学費補助金事業(小学校・中学校・義務教育学校) | | |
| 事業概要 | ・一定以上の距離を通学している児童生徒の保護者に対して、通学費を補助します。 | | |
| 掲載ページ | 15 | 担当課名 | 学務課 |

| | | | |
|----------|--|--|--|
| 取組内容 | 小学校においては、4km以上の距離を通学している児童の保護者及び4km未満でバスや自転車で通学している児童の保護者に対して、中学校においては、6km以上の距離を通学している生徒の保護者に対して、通学費を補助する。 | | |
| R6年度実施状況 | 小学校においては、8校288名の児童に対して、合計4,316,500円、中学生においては、4校50名の生徒に対して合計643,600円を支給している。 | | |
| R7年度事業計画 | 引き続き、一定以上の距離を通学している児童生徒の保護者に対して、通学費を補助していく。 | | |
| R7年度予算 | 5,510千円 | | |
| その他 | | | |

| | | | |
|-------|---|------|-------|
| 実施項目名 | (2)3-4 高等学校等通学定期券購入支援・高校生自転車等通学支援 | | |
| 事業概要 | ・高校生の能力や適性、興味関心にあった進路の選択肢を広げるため、公共交通機関又は自転車等で継続的に通学する高校生を支援します。(要件を満たす者に支給) | | |
| 掲載ページ | 15 | 担当課名 | 教育総務課 |

| | | | |
|----------|---|--|--|
| 取組内容 | <p>●通学定期券購入支援【支給額 年額30,000円】 公共交通機関(鉄道、路線バス、コミュニティバス、スクールバス)で継続的に通学し、通学定期代が合計して年間10万円以上かかる方に対し支給。</p> <p>●自転車等通学支援【支給額 年額10,000円】 自転車など(原付バイクも含む)で継続的に通学(6キロメートル以上)をしている方に対し支給。</p> | | |
| R6年度実施状況 | <p>●申請件数 (1) 定期券:1,813件 (2) 自転車:1,019件 合計:2,832件</p> <p>●交付・不交付数 (1) 定期券:交付 1,758件 不交付/取消 55件 (2) 自転車:交付 979件 不交付/取消 40件</p> | | |
| R7年度事業計画 | <p>R7年度から対象要件を見直し、対象を拡大。 (変更点:学校所在地の地域要件を撤廃・通学手段の制限を撤廃)</p> <p>●高校生遠距離通学支援交付金【支給額 年額30,000円】 つくば市に住所を有し、高等学校等までの通学距離が片道6キロメートル以上である方に対して支給。※通学手段の制限はなし。</p> | | |
| R7年度予算 | 144,000千円 | | |
| その他 | | | |

| | | | |
|-------|--|------|-------|
| 実施項目名 | (2)3-5 幼児教育・保育の無償化 | | |
| 事業概要 | ・幼稚園・保育所・認定こども園等を利用する3歳から5歳児クラスの子どもや、0歳から2歳児クラスまでの住民税非課税世帯の子どもを対象に、保育料を無償化します。 | | |
| 掲載ページ | 15 | 担当課名 | 幼児保育課 |

| | | | |
|----------|--|--|--|
| 取組内容 | 保育施設等を利用する3歳から5歳児クラスの利用者及び保育施設等を利用する0歳から2歳児クラスで住民税非課税世帯について、保育料を無償化とする。 その他、住民税非課税世帯に対しては副食費等の減免を行っている。 | | |
| R6年度実施状況 | 令和6年度幼稚園・保育所・認定こども園等の入所児童のうち、3歳児以上クラスの6,895人が無償化対象となった。0歳から2歳クラスにおいては、160人の住民税非課税世帯等が無償化対象となった。 その他、住民税非課税世帯や生活保護世帯に対して補足給付費の支給等による副食費等の減免を行った。 | | |
| R7年度事業計画 | ・引き続き、保育料の無償化を実施していく。 | | |
| R7年度予算 | — | | |
| その他 | ・予算額については、幼児教育・保育の無償化制度は保育料を減免する歳入面と、補足給付費の支給等の歳出面が複雑に混在して、単年度の予算として把握が困難なため「—」とした。 | | |

| | | | |
|-------|--|------|-----------|
| 実施項目名 | (3)1-2 伴走型相談支援(つくば市出産・子育て応援給付金事業) | | |
| 事業概要 | ・妊婦や子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、面談を通じて相談を受け、必要な支援等につなげる伴走型相談支援と、出産・子育てを応援するための経済的支援を併せて実施します。 | | |
| 掲載ページ | 16 | 担当課名 | こども未来センター |

| | | | |
|----------|---|--|--|
| 取組内容 | ・妊婦等包括相談支援事業は、妊娠届出時の妊婦面談・妊娠8か月アンケートや面談・出生後の養育者面談・出前相談を通じて相談を受け、必要な支援等につなげる。 ・妊婦給付認定を受けた妊産婦に対して、妊婦支援給付金(1回目・2回目)を支給する。 | | |
| R6年度実施状況 | <伴走型相談支援事業> ・妊婦面談数:2,180名 ・妊娠8か月アンケート送付数:2,208名 ・妊娠8か月面談数:22件 ・出生後の養育者面談:1,881名 ・出張子育て広場出前相談:33回 <出産・子育て応援給付金> ・申請数:出産応援 2,091件 子育て応援 1,861件 | | |
| R7年度事業計画 | ・引き続き、妊婦等包括相談支援事業での伴走型相談支援や、妊婦のための支援給付金事業での経済的支援を併せて行う。 | | |
| R7年度予算 | 268,570千円 | | |
| その他 | ・課題である乳児後期の支援について、令和9年度実施に向けて、令和8年度に検討する。 | | |

| | | | |
|-------|---|------|-----------|
| 実施項目名 | (3)2-2 みんなの食堂事業補助金 | | |
| 事業概要 | <ul style="list-style-type: none"> 食を通じて地域の子どもと大人が交流することができ、子どもと大人の居場所となる食堂(みんなの食堂)について、運営を支援し、新規開設を促進するため、実施する団体へ補助金を交付します。 | | |
| 掲載ページ | 16 | 担当課名 | こども未来センター |

| | | | |
|----------|--|--|--|
| 取組内容 | みんなの食堂の運営を支援し、新規開設を促進することを目的として、補助要件を満たすみんなの食堂に対してその運営に要する経費(食材費、消耗品費、保険料等)を補助する。 | | |
| R6年度実施状況 | <ul style="list-style-type: none"> R6みんなの食堂運営団体:13団体(うち補助金交付団体:11団体) R6補助金交付額:717千円 ※R6新規開設団体:2団体 | | |
| R7年度事業計画 | 引き続きみんなの食堂運営団体への補助金の交付を行い、運営の支援及び新規開設の促進を図る。また、令和6年度までは月1回開催で50,000円、月2回開催で100,000円を補助上限としていたが、月1回開催で60,000円、月2回開催で120,000円に補助上限を引き上げて支援を拡充する。 | | |
| R7年度予算 | 1,140千円 | | |
| その他 | 特になし。 | | |

| | | | |
|-------|--|------|--------|
| 実施項目名 | (3)2-3 アフタースクールモデル事業 | | |
| 事業概要 | <ul style="list-style-type: none"> 希望する全ての児童が、放課後の過ごし方を自分で決められ、「居たい・行きたい・やってみたい」と感じることのできる居場所として、学校施設を活用した「アフタースクール」をモデル校(つくば市立沼崎小学校)で、令和7年度に実施します。 保護者の就労の有無に関わらず利用可能で、地域の人材とも連携した多様な体験活動等を実施します。 | | |
| 掲載ページ | 17 | 担当課名 | こども育成課 |

| | | | |
|----------|---|--|--|
| 取組内容 | 令和7年4月から、沼崎小学校アフタースクールを開設した。希望するすべての児童が利用可能な区分1と、つくば市放課後児童クラブの入会要件を満たす児童が利用可能な区分2の2つの区分があるが、区分1と区分2の児童と一緒に活動でき、工作、ボードゲーム、読書、宿題、外遊び、体育館遊びと、児童がやりたいことを選択して過ごせる環境づくりをしている。 | | |
| R6年度実施状況 | 令和7年度開設に向けた準備 | | |
| R7年度事業計画 | 令和7年度に利用する児童や保護者等にアンケートを実施し、モデル事業の成果測定を行う。令和8年度以降の正式事業の実施に向け、他校への展開及び拡充を検討する。 | | |
| R7年度予算 | 43,589千円 | | |
| その他 | 令和8年度から正式事業となり、令和8年4月に開校するさくら小学校において、さくら小学校アフタースクールを開設する予定である。 | | |

| | | | |
|-------|---|------|-------|
| 実施項目名 | (3)3-1 生活困窮者自立支援事業 | | |
| 事業概要 | ・生活保護に至る前の支援策として、就労準備支援事業、家計改善支援事業、住居確保給付金支給事業等による、自立に向けた支援を行います。 | | |
| 掲載ページ | 17 | 担当課名 | 社会福祉課 |

| | | | |
|----------|---|--|--|
| 取組内容 | 生活に困窮している人やその家族などからの相談に応じ、アセスメントを実施し、就労準備支援事業や家計改善事業、住居確保給付金支援事業等、個々の状況に応じた支援を行う。 | | |
| R6年度実施状況 | 生活困窮者自立相談支援事業 延べ相談件数 1,832件 必要に応じて個別支援計画を作成し、自立に向けた支援を行った。 | | |
| R7年度事業計画 | 前年度と同様に、生活困窮者に対する支援を実施する。 | | |
| R7年度予算 | 43,256千円 | | |
| その他 | ・令和8年度も同様に事業実施する。 ・相談者の抱える課題が生活困窮だけでなく複合化しているため、庁内関係各課と連携している。 | | |

| | | | |
|-------|--|------|-----------|
| 実施項目名 | (3)3-3 ペアレント・トレーニングの実施 | | |
| 事業概要 | ・主に3歳から6歳の子どもの保護者を対象として、子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者に対し、講義やグループワーク等を通じて相談及び助言を実施します。 | | |
| 掲載ページ | 17 | 担当課名 | 子ども未来センター |

| | | | |
|----------|---|--|--|
| 取組内容 | 市の公認心理師が講師となって、1クール(おおよそ3か月)で6回の講義・グループワーク、ロールプレイを行い、子どもとの関わり方を学んでもらう。年間2クール開催。 対象の年齢から外れる場合や集団での講義等が困難な場合は、個別で対応する。 | | |
| R6年度実施状況 | 集団のペアレント・トレーニングに参加されたのは、9名。個別のペアレント・トレーニングに参加されたのは7名。 | | |
| R7年度事業計画 | 引き続き、集団でのペアレント・トレーニングを継続しつつ、集団に上手く馴染めない方等に対しては、個別でのペアレント・トレーニングに参加してもらい、子どもとの関わり方を学んでいただく。 | | |
| R7年度予算 | 0千円 | | |
| その他 | | | |

| | | | |
|-------|--|------|-----------|
| 実施項目名 | (3)3-4 子育て短期支援事業 | | |
| 事業概要 | ・保護者による養育が困難となった場合に、児童養護施設や里親が子どもを一時的に預かる、ショートステイ事業・トワイライトステイ事業・休日預かり事業を実施します。 | | |
| 掲載ページ | 17 | 担当課名 | こども未来センター |

| | | | |
|----------|--|--|--|
| 取組内容 | 家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に児童養護施設等において、あらかじめ登録した児童を保護者の申請により、ひと月あたり最長7日まで預かるショートステイがある。またトワイライトステイ・休日預かりを利用の場合は1年間で合計30日まで利用できる。 | | |
| R6年度実施状況 | 乳児院2施設、児童養護施設4施設、里親4世帯と委託契約し、預かり先を確保した。利用実績としては、39人の児童が利用し、延べ利用日数は371日であった。 | | |
| R7年度事業計画 | 利用希望は増加しており、乳児院・児童養護施設では、受け入れられる数が少ないため、新たに里親と契約し、利用日数を確保していく。 | | |
| R7年度予算 | 4,748千円 | | |
| その他 | | | |

| | | | |
|-------|---|------|--------|
| 実施項目名 | (4)2-1 児童扶養手当の支給 | | |
| 事業概要 | ・父母の離婚などにより父又は母と生計を同じくしていない児童を育成する家庭の生活の安定と自立の促進及び児童の福祉の増進を図ることを目的として支給します。 | | |
| 掲載ページ | 18 | 担当課名 | こども政策課 |

| | | | |
|----------|--|--|--|
| 取組内容 | <p>以下のいずれかの要件に該当する児童(18歳に達する日以後、最初の3月31日までにある者)を監護している母、児童を監護し、かつ、生計を同じくする父又は父母に代わってその児童を養育している者に対し、手当を支給している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 父母が離婚した児童 2. 父または母が死亡した児童 3. 父または母が政令で定める障害のある児童 4. 父または母が生死不明な児童 5. 父または母が1年以上遺棄している児童 6. 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童 7. 父または母が1年以上拘禁されている児童 8. 母が婚姻によらないで生まれた児童 9. 母が児童を懐胎した時の事情が不明である児童 <p>また、手当の支給には所得制限が設けられており、申請者の所得と申請者の養育している児童の数によって支給金額が変動する。</p> <p>児童を1人養育している場合：月額0円～46,690円 児童を2人養育している場合：月額0円～57,720円 (以降、児童一人当たり、月額0円～11,030円ずつ加算)</p> | | |
| R6年度実施状況 | 奇数月(5、7、9、11、1、3月)に支払いを行っており、令和6年度の総支給金額は678,594,460円であった。 | | |
| R7年度事業計画 | 児童扶養手当受給資格のある1,596名に対し、令和7年度現況届の提出を依頼し、うち支給対象者に対し引き続き手当の支給を行う。 | | |
| R7年度予算 | 716,088千円 | | |
| その他 | | | |

| | | | |
|-------|---|------|--------|
| 実施項目名 | (4)2-2 つくば市ひとり親家庭等児童福祉金制度 | | |
| 事業概要 | ・父母の離婚などにより父又は母と生計を同じくしていない15歳以下の児童を育成する家庭の生活の安定と自立の促進及び児童の福祉の増進を図ることを目的として支給します。 | | |
| 掲載ページ | 18 | 担当課名 | こども政策課 |

| | |
|----------|--|
| 取組内容 | <p>つくば市に居住しており、以下のいずれかの要件に該当する中学校を卒業するまでの児童を養育している者に支給する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 父母が婚姻を解消している児童 2. 父又は母が死亡している児童 3. 父又は母が身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている児童 4. 父又は母の生死が明らかでない児童 5. 父又は母が1年以上遺棄している児童 6. 父又は母が引き続き1年以上拘禁されている児童 7. 母が婚姻によらないで懐胎した児童 8. その他、(1)から(7)に準ずる状態にある児童 <p>なお、手当の支給額は児童扶養手当の受給状況により変化する。 受給世帯:月額5,000円 非受給世帯:月額2,500円</p> |
| R6年度実施状況 | 令和7年3月に支給した対象者は1,787人であり、総支給金額は111,912,500円であった。 |
| R7年度事業計画 | 前年度と同様に、令和8年3月に対象者に対し支払いを行う予定である。 |
| R7年度予算 | 115,728千円 |
| その他 | |

| | | | |
|-------|---|------|--------|
| 実施項目名 | (4)2-3 ひとり親家庭養育費確保支援事業 | | |
| 事業概要 | ・ひとり親家庭の方の養育費の受け取りを支援するため、養育費の取り決めに係る公正証書等の作成費用や、養育費保証契約に係る保証料、裁判外紛争解決手続(ADR)の利用料の補助等を行います。 | | |
| 掲載ページ | 18 | 担当課名 | こども政策課 |

| | |
|----------|--|
| 取組内容 | つくば市在住で20歳未満の児童を養育しているひとり親家庭等(離婚協議中の場合は離婚後児童を扶養するもの)の母又は父で、養育費の取り決めに係る費用を一部助成(3種)する。 |
| R6年度実施状況 | 令和6年度に支給額が発生した対象者は26名であり、総支給金額は487,100円であった。 (内訳)公正証書等:24人、保証契約:1人、ADR:1人 ※1名のみ令和5年度申請で令和6年度予算より支給した対象者あり |
| R7年度事業計画 | 引き続き、定期的な広報紙への事業案内記事の掲載や児童扶養手当受給者への通知にチラシを同封する等、事業の周知を行う。 |
| R7年度予算 | 1,265千円 |
| その他 | 令和8年4月1日に民法改正が施行され、共同親権や法定養育費など、父母の離婚後等の子の養育に関する法律が一部改正される。民法改正に伴い、公正証書等の作成やADRの利用の需要等の予測が必要となり、必要に応じて市の養育費確保助成金交付事務取扱規則についても見直しを行う。 |

| | | | |
|-------|--|------|--------|
| 実施項目名 | (4)2-4 児童クラブ利用料の免除・助成の実施 | | |
| 事業概要 | ・公営または民営児童クラブを利用している生活保護受給世帯や市民税所得割非課税世帯を対象に、使用料の免除又は助成をします。 | | |
| 掲載ページ | 18 | 担当課名 | こども育成課 |

| | |
|--------------|--|
| 取組内容 | 申請があった生活保護受給世帯及び市民税所得割非課税世帯の経済的負担軽減を図るために以下の対応を実施した。 |
| R6年度 実施状況 | 【公営児童クラブ利用者】 142名免除 |
| R7年度 事業計画 | 例年通り申請者の世帯状況を確認し、免除・助成の対応をする。 |
| R7年度 予算 | 2,160千円 |
| その他 | 特になし。 |

令和7年度第2回つくば市子ども未来懇話会 事前質問への回答一覧

| 番号 | 項目名 | 担当課 | 委員名 | 質問事項 | 回答 |
|--------|----------------------------|-----------|------|--|--|
| (1)3-1 | 相談支援の体制強化 | 子ども未来センター | 富田委員 | R7予算が0千円となっているが、やり難くないですか？ | 重層的支援体制整備事業（子ども家庭センター分）にて全般的な相談に関する予算を計上しております。当項目はそれに付随する連携体制の強化の部分であり、個別では予算計上していません。 |
| (1)3-2 | 子どもの支援の担い手の育成・確保 | 子ども未来センター | 富田委員 | R7予算が0千円となっているが、やり難くないですか？ | ボランティア登録説明会は、市役所庁舎内の会議室や協定に基づく無償利用が可能なホール等を利用して開催しているほか、講演開催時には講師謝礼を別途確保しています。また、(1)3-3「学習・居場所支援事業者向け研修・意見交換会」に記載した予算で幅広く研修実施の委託を行っており、当項目の研修についてもそちらでカバーしています。 |
| (2)1-3 | 特別支援教育に関する就学相談、教育相談 | 特別支援教育推進室 | 富田委員 | R7事業計画で事業継続予定となっている。これまでに事業継続の有無は？ | 当室発足の際に前担当課から業務を引き継ぎ、今年度に至るまで継続的に事業を行っています。引き続き、特別な支援や配慮を必要している幼児について、特別支援教育指導員による相談事業を実施いたします。 |
| (2)1-4 | 外国にルーツのある児童・生徒に対する日本語指導 | 学び推進課 | 富田委員 | R7予算の単位は「千円」ですね？ | 千円単位です。 |
| (2)2-3 | つくば未来塾 | 生涯学習推進課 | 富田委員 | 学習チューターは有償なのか？もし有償なら、その金額が確保増に影響していませんか？ | 学習チューターには、謝礼2,200円/時間（交通費込み）を支給しています。全体的には、学習チューターの確保自体に大きな支障はありませんが、大学生が約半数を占めており、自家用車を持たない大学生が周辺地域の学校へ移動することが難しいという課題があります。 |
| (2)3-2 | 就学援助（小学校・中学校・義務教育学校） | 学務課 | 富田委員 | R7事業計画の対象人数はどのようにして見込まれましたか？ | 令和6年度の児童生徒数に対する認定率と、令和7年度児童生徒数見込から各学年の対象人数を算出し合算しております。 |
| (2)3-4 | 高等学校等通学定期券購入支援・高校生自転車等通学支援 | 教育総務課 | 富田委員 | R7はR6に比べて交付件数が大きく増加する見込みはありますか(R6実績62,530千円に対してR7予算144,000千円)？ | R7年度は、学校所在地の地域要件や通学手段の制限を撤廃し、対象要件を見直すことで支援対象を拡大しています。R6年度の交付実績は、定期券1,758件、自転車979件の計2,737件でしたが、R7年度は約4,800件の申請を見込んでおります。また、R6年度は定期券年額3万円、自転車年額1万円としていましたが、R7年度からは通学手段を問わず交付金額を一律年額3万円としたことから、件数増加に加え、交付額全体も増加する見込みです。このため、R6実績62,530千円に対し、R7予算は144,000千円としています。 |

| 番号 | 項目名 | 担当課 | 委員名 | 質問事項 | 回答 |
|--------|----------------------------|-----------|------|--|--|
| (2)3-5 | 幼児教育・保育の無償化 | 幼児保育課 | 富田委員 | R6実績金額を把握されていますか？ | R6実績について <ul style="list-style-type: none"> ・3歳以上/新制度施設利用 6,895人 ・0～2歳非課税/新制度施設利用 160人 ・未移行幼稚園利用者に対する給付 延べ7,034人 180,847千円 ・認可外保育施設等利用者に対する給付 延べ2,621人 89,902千円 ・預かり保育利用者への給付 延べ1,843人 7,277千円 ・補足給付費（副食費） 延べ387人 1,619千円 ・補足給付費（実費徴収） 延べ 41人 63千円 |
| (3)1-1 | こども未来センターにおける切れ目のない支援 | こども未来センター | 富田委員 | <ul style="list-style-type: none"> ・R6の予算金額と実績金額は？ ・R7予算はR6年度予算並を見込んだのか？ | <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度当初予算：36,650千円 実績：26,309千円 ・令和7年度当初予算：44,326千円 ・こども未来センターに関連する予算について、令和6年度は「要保護児童対策に要する経費」の中にこども家庭センター設置に係る費用を含めて計上しました。令和7年度は「重層的支援体制整備事業（こども家庭センター分）」に計上したもので、単純には比較できませんが、現状維持での予算計上となります。 |
| (3)1-2 | 伴走型相談支援（つくば市出産・子育て応援給付金事業） | こども未来センター | 富田委員 | 実施項目名は「応援給付金事業」と書かれているが、取組内容では「妊婦支援給付金」、R7事業計画では「支援給付金事業」と書かれている。応援と支援は違うものなのか(もし同じものなら「経済的支援」は「経済的応援」に統一した方が申請する側にとっては申請し易いし、センターのスタンスが伝わるのでは)？ | 計画策定時の令和6年度は、国の「出産・子育て応援交付金」を活用した「つくば市出産・子育て応援給付金事業」という名称の事業でしたが、令和7年度に国が「妊婦支援給付金事業」「妊婦等包括相談支援事業」に名称を変更したことにより市の事業名も変更となっています。事業名が混在し分かりにくいため、今後プラン上の項目名変更を含め、整理の仕方を検討していきます。 |
| (3)1-3 | 支援対象児童等見守り強化事業 | こども未来センター | 富田委員 | R6 10月～に対してR7計画が7月～と早くなっている理由は？ | 令和6年度は、当初令和6年6～7月を目標に委託にて事業開始の予定でしたが、委託事業者が選定できなかったため、令和6年10月から直営でモデル事業として行いました。令和7年度は、事業の目的が地域ネットワークの活用となっていることから再度委託事業者の公募を行い、令和7年7月から事業開始することとなりました。 |
| (3)2-1 | 居場所づくり支援事業 | こども未来センター | 富田委員 | <ul style="list-style-type: none"> ・対象児童数はどのようにして把握されているのか？ ・R6実績金額に対してR7予算で足りそうか？ | <ul style="list-style-type: none"> ・当事業では、「対象児童数」という把握の仕方ではなく、子ども自身や家庭の状況、学校生活や利用可能なサポートの状況等を踏まえて総合的に支援の必要性を検討し、個別に利用の勧奨を行っています。 ・R6は〔週5日型×1拠点×12月〕事業を実施し、決算額は26,624,860円です。R7は〔週5日型×1拠点×12月〕+〔週3日型×1拠点×9月〕事業実施予定で、45,631,000円の予算を確保しています。現時点で2拠点への委託料について不足はございません。 |

| 番号 | 項目名 | 担当課 | 委員名 | 質問事項 | 回答 |
|--------|--------------------|-----------|------|--|---|
| (3)2-2 | みんなの食堂事業補助金 | こども未来センター | 富田委員 | R6のみんなの食堂利用者数に対する寄付食材や寄付金は足りているのか？ みんなの食堂利用希望者数のような見込を把握していますか？ | 各食堂に直接寄せられる食材や寄付金の現状については把握しておりませんが、市に対して大口の食材（米、野菜等）の寄付があった際には各団体へ配布を行っているほか、つくばこどもの青い羽根基金への寄附金をみんなの食堂事業補助金の財源として活用しています。 また、誰でも参加できるという事業の性質上、利用希望者数を把握することは難しいですが、補助金交付団体からは毎年度利用人数の報告を受けており、事業内容等の検討材料の一つとしています。 |
| (3)2-3 | アフタースクールモデル事業 | こども育成課 | 富田委員 | 児童クラブの管理者、児童の怪我などの対応、不審者のロックアウトなどの安全・安心対策はどの様に行っているのでしょうか？ | （「児童クラブ管理者」＝アフタースクール運営事業者の意味で質問されていることを想定。） アフタースクール事業の運営は委託業者が行っており、児童のけが、防犯等の安全管理についてもこども部こども育成課の統括の下、運営事業者が行っています。 アフタースクールの職員配置を放課後児童クラブと同水準にすることで、児童の見守りを万全に行うとともに、アフタースクールの職員が昇降口を離れる場合は施錠し、防犯対策を実施しています。 |
| (3)3-2 | つくば市高等職業訓練促進給付金等事業 | こども政策課 | 富田委員 | R6実績(各人数と給付額)、および、R7予算で足りそうか？ | <p>R6実績：高等職業訓練促進給付金 38人 41,246,500円 高等職業訓練修了支援給付金 10人 475,000円 高等職業訓練修業者支援給付金 15人 5,840,000円</p> <p>R7予算：高等職業訓練促進給付金 36人 40,487,000円 高等職業訓練修了支援給付金 17人 700,000円 高等職業訓練修業者支援給付金 15人 6,720,000円</p> <p>R7実施状況： 高等職業訓練促進給付金 33人 27,780,000円 (R8.1.30現在) 高等職業訓練修了支援給付金 6人 275,000円 高等職業訓練修業者支援給付金 16人 4,160,000円</p> <p>・令和7年度については、令和6年度と比較し、本事業利用者が少ないため、当初予算で足りる見込みです。</p> |

| 番号 | 項目名 | 担当課 | 委員名 | 質問事項 | 回答 |
|-----------|--------------------|-----------|------|---|---|
| (4) 1 - 2 | 部活動地域移行による負担額補助 | 学び推進課 | 富田委員 | R7予算だとR6実績に対して対象者数が増えているように思えるが、R7予算はR6予算並を見込んだのか？ | R6当初予算では、R5.7月対象者数に部活動加入率、地域クラブ展開率の想定、地域クラブ加入率を乗じて対象者数を算出し、3,024千円を計上しましたが、地域クラブ展開率が伸び悩んだことや、事業自体の周知不足等により、執行率は3割程度でした。R7年は全市的に休日の部活動地域展開を進めていく必要があり、地域展開率の上昇及び地域クラブ加入率の増加が見込まれる一方で、前年度の執行率を加味しR6年度当初予算時の半数である1,517千円を見込み予算化しました。 |
| (4) 2 - 1 | 児童扶養手当の支給 | こども政策課 | 富田委員 | 2-1は法令、2-2は条例の理解でよろしいでしょうか？ | 2-1については、「児童扶養手当法」に基づき支給しています。 |
| (4) 2 - 2 | つくば市ひとり親家庭等児童福祉金制度 | こども政策課 | 富田委員 | 2-1は法令、2-2は条例の理解でよろしいでしょうか？ | 2-2については、「つくば市ひとり親家庭等児童福祉金支給条例」に基づき支給しています。 |
| (4) 1 - 2 | 部活動地域移行による負担額補助 | 学び推進課 | 宮田委員 | 年間24000円が交付上限とあるが、これで十分な額であるのか（自己負担なくクラブ活動に参加できているのか）。これから多くの地区で一気に地域展開が進んでいくことになるが、必要な支援が的確に受けられるように予算要求等はされているのか。 | 地域クラブでは、活動日数や時間、種目等によって、クラブ毎に異なる参加料が設定されている実情があり、R6年度交付決定した20件のうち3件で、申請された参加料が年額24,000円を超えていました。R8年度は、このような状況や国から示された部活動地域展開における保護者負担の目安などを踏まえ、月額3,000円×12か月分＝年額36,000円を1世帯当たりの最大交付額とし、予算要求しています。 |
| (3) 3 - 3 | ペアレント・トレーニングの実施 | こども未来センター | 宮田委員 | ペアレント・トレーニングは重要な活動だと思うが、参加者は計16名と少ないようにも感じる。ニーズとマッチしていないのか、他の事業と重なるところがあるのか、広報不足なのかなど、何か現状分析はされているか。R7年度予算0円となっており、この事業についてどのようにお考えなのかを把握したい。 | ここに記載している人数は、こども未来センターで実施しているペアレント・トレーニングの人数です。市では、当課のほかに障害福祉課でもペアレント・トレーニングを開催しているほか、地域でペアレント・トレーニングを実施する民間施設も増えており、個々のニーズに合わせて受講を選択できるようになっております。集団でのペアレント・トレーニングを実施している市役所の開庁時間では参加が難しい御家庭には、個別での調整や他機関の紹介等により対応しています。なお、当課で実施しているペアレント・トレーニングでは、参加者が積極的に発言したり、ロールプレイングに参加したりしやすいよう、1クルールの定員を6人としています。 また、予算については、市職員である公認心理師が講師を担当しており、広報も市ホームページや広報つくばへの掲載により行っているため、自課予算としては0円になっています。 |

つくば市子ども未来懇話会開催要項

(開催)

第1条 つくば市子ども未来プランに必要となる具体的実施事項等について検討するため、つくば市子ども未来懇話会（以下「懇話会」という。）を開催する。

2 緊急やむを得ない事情があり、懇話会の開催が困難であるときは、全ての委員に対し書面又は電子メールで意見を求めることにより、懇話会の開催に代えることができる。

(懇話事項)

第2条 懇話会は、つくば市子ども未来プランに関する事項について意見交換をする。

(構成)

第3条 懇話会は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が選任した者10名以内をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 児童・生徒の保護者
- (3) つくば市民
- (4) 公立小・中学校長
- (5) 主任児童委員
- (6) 各種支援団体の代表者

2 前項に規定する選任は、原則として2年につき1回行うものとする。ただし、委員を特定の職にある者等をもって充てる場合その他必要と認める場合にあつては、この限りでない。

第4条 削除

(座長)

第5条 懇話会に座長及び副座長を置く。

- 2 座長は懇話会を代表し、会務を総理する。
- 3 副座長は座長を補佐し、座長が不在の場合またはやむを得ない理由で職務を遂行できない場合には、その職務を代行する。

(事務局及び庶務)

第6条 懇話会の事務局は、こども部、教育局、福祉部とし、庶務は、こども部こども未来センターにおいて処理する。

附 則

この要項は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和5年7月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和6年7月12日から施行する。

附 則

この要項は、令和7年7月9日から施行する。

附 則

この要項は、令和8年2月1日から施行する。

つくば市子ども未来懇話会開催要項 新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>第1条—第2条 (略)</p> <p>(構成)</p> <p>第3条 懇話会は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が選任した者10名以内をもって構成する。</p> <p>(1) 学識経験者</p> <p>(2) 児童・生徒の保護者</p> <p>(3) つくば市民</p> <p>(4) 公立小・中学校長</p> <p>(5) 主任児童委員</p> <p>(6) 各種支援団体の代表者</p> <p><u>2 前項に規定する選任は、原則として2年につき1回行うものとする。ただし、委員を特定の職にある者等をもって充てる場合その他必要と認める場合にあっては、この限りでない。</u></p> <p>第4条 削除</p> <p>第5条 (略)</p> <p>第6条 懇話会の事務局は、子ども部、教育局、福祉部_____とし、庶務は、子ども部子ども未来センターにおいて処理する。</p> <p>附 則</p> <p>(略)</p> | <p>第1条—第2条 (略)</p> <p>(構成)</p> <p>第3条 懇話会は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が選任した者10名以内をもって構成する。</p> <p>(1) 学識経験者</p> <p>(2) 児童・生徒の保護者</p> <p>(3) つくば市民</p> <p>(4) 公立小・中学校長</p> <p>(5) 主任児童委員</p> <p>(6) 各種支援団体の代表者</p> <p><u>(任期)</u></p> <p>第4条 <u>本懇話会における委員の任期は、委嘱の日からその日の属する次の年度の末日までとする。ただし、再任を妨げないものとする。</u></p> <p><u>2 任期の途中で欠員が生じた場合、補欠委員は前任者の残任期間を務めるものとする。</u></p> <p>第5条 (略)</p> <p>第6条 懇話会の事務局は、子ども部、教育局、福祉部、<u>保健部</u>とし、庶務は、子ども部子ども未来センターにおいて処理する。</p> <p>附 則</p> <p>(略)</p> |